

資料編

資料編

《資料集》

資料 1 防災関係機関等

資料 1. 1	防災関係機関の連絡先一覧	1
資料 1. 2	秩父市防災会議委員名簿	4
資料 1. 3	秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者	6
資料 1. 4	災害時優先電話一覧（電話番号省略）	12

資料 2 災害危険箇所等関係

資料 2. 1	山腹崩壊危険地区一覧	14
資料 2. 2	崩壊土砂流出危険地区一覧	18
資料 2. 3	地すべり危険地区一覧	23
資料 2. 4	土石流危険溪流一覧	25
資料 2. 5	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	29
資料 2. 6	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧	42
資料 2. 7	地すべり防止区域一覧	43
資料 2. 8	地すべり危険箇所一覧	44
資料 2. 9	土砂災害警戒区域等一覧	45
資料 2. 10	土砂災害の前兆現象	67

資料 3 避難所・医療等関係

資料 3. 1	自主避難所一覧	68
資料 3. 2	指定一般避難所一覧	68
資料 3. 3	指定緊急避難場所一覧	70
資料 3. 4	指定福祉避難所一覧	72
資料 3. 5	秩父郡市医師会災害医療対策機関編成	73
資料 3. 6	救急病院・救急診療所一覧（秩父保健所管内）	74
資料 3. 7	災害拠点病院（埼玉県）	75
資料 3. 8	救命救急センター（埼玉県）	75
資料 3. 9	トリアージタグ	76
資料 3. 10	応急仮設住宅建設用地	76
資料 3. 11	要配慮者利用施設一覧	77

資料 4 備蓄施設等関係

資料 4. 1	防災倉庫及び防災備蓄品	78
資料 4. 2	応急給水用資器材	81
資料 4. 3	給水車等保有状況	81

資料5 輸送等関係

資料5. 1	飛行場場外離着陸場一覧	82
--------	-------------	----

資料6 協定

資料6. 1	秩父市と豊島区との非常災害時等における相互応援に関する協定	83
資料6. 2	秩父市と江東区との災害時等における相互応援に関する協定	85
資料6. 3	荒川区と秩父市の非常災害時等における相互応援に関する協定	86
資料6. 4	埼玉県下消防応援協定	88
資料6. 5	埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書	90
資料6. 6	消防相互応援協定（小鹿野町・横瀬村・皆野町・長瀨町）	92
資料6. 7	災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定	93
資料6. 8	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	94
資料6. 9	災害応急対策に関する協定書（埼玉県建設業協会秩父支部）	96
資料6. 10	災害補修に関する協定書（秩父市給排水設備指定工事店組合）	98
資料6. 11	火災における応急仮設住宅建設についての協定書	99
資料6. 12	火災、水害における応急仮設住宅建設についての協定書	100

資料7 条例等

資料7. 1	秩父市防災会議条例	101
資料7. 2	秩父市災害対策本部条例	103
資料7. 3	秩父市災害対策本部に関する規程	104
資料7. 4	被害の調査及び集計要領	110
資料7. 5	秩父市災害見舞金支給規則	111

資料8 その他

資料8. 1	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	112
資料8. 2	国・県・市指定文化財建物一覧	115
資料8. 3	突風の種類	118
資料8. 4	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置	119

《様式集》

様式1	『緊急通行車両関係様式』	124
様式2	『発生速報』	127
様式3	『経過速報』	128
様式4	『被害状況調』	129
様式5	『罹災証明書』	131

《資料集》

〔資料 1 防災関係機関等〕

資料 1. 1 防災関係機関の連絡先一覧

【第 1 編 第 2 節 第 2 防災関係機関の業務の大綱 (p1-14) 参照】

■ 県及び県の機関

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
危機管理防災部災害対策課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8151
福祉部社会福祉課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-3270
秩父地域振興センター	秩父市東町 29-20	24-1110
秩父福祉事務所・秩父保健所	秩父市桜木町 8-18	22-3824
北部教育事務所秩父支所	秩父市東町 29-20	23-2116
秩父県土整備事務所	秩父市下影森 1002-1	22-3715
本庄県土整備事務所	本庄市北堀 818-1	0495-21-3141
熊谷家畜保健衛生所	熊谷市円光 1-8-30	048-521-1274
秩父農林振興センター	秩父市日野田町 1-1-44	24-7211

■ 警察機関

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
秩父警察署	秩父市上宮地町 29-2	24-0110
小鹿野警察署	秩父郡小鹿野町小鹿野 2816-1	75-0110
西武秩父駅前交番	秩父市野坂町 1-16-15	22-3329
秩父駅前交番	秩父市宮側町 1-10	24-9015
皆野交番	秩父郡皆野町大字皆野 1798-5	62-0033

■ 消防機関

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
秩父消防本部	秩父市下宮地町 10-25	21-0119
秩父消防署	秩父市下宮地町 10-25	21-0123
消防東分署	秩父郡横瀬町大字横瀬 5784-14	24-0119
消防西分署	秩父郡小鹿野町飯田 575-1	72-0119
消防南分署	秩父市荒川上田野 1735-1	54-0119
消防北分署	秩父郡皆野町大字皆野 2885-2	62-7119
秩父市消防団本部	秩父市熊木町 8-15	21-0127

■指定地方行政機関

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
農林水産省関東農政局	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-740-5835
東京管区气象台 熊谷地方气象台	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-5858
関東森林管理局 埼玉森林管理事務所	秩父市大野原 490-1	23-1260
国土交通省関東地方整備局	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-601-3151
国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所	川越市新宿町 3-12	049-246-6371
国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所熊谷出張所	熊谷市大字久下 1631-5	048-522-0612
国土交通省関東地方整備局 二瀬ダム管理所	秩父市大滝 3875-1	55-0001
埼玉労働局 秩父労働基準監督署	秩父市上宮地町 23-24	22-3725

■自衛隊

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 32 普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241

■指定公共機関

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
日本郵便(株)秩父郵便局	秩父市上宮地町 3-16	22-0086
東日本電信電話(株)埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	熊谷市筑波 1-113	048-538-5010
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117
NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
(株)NTTドコモ埼玉支店	さいたま市中央区新都心 11-1 NTTドコモさいたまビル	048-600-5648
KDDI(株)北関東総支社	さいたま市大宮区桜木町 1-10-16	048-677-0086 0285-28-5290(夜間)

■指定地方公共機関

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
(一社) 埼玉県医師会	さいたま市浦和区仲町 3-5-1	048-824-2611
(一社) 埼玉県歯科医師会	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65	048-829-2323
(公社) 埼玉県看護協会	さいたま市中央区新中里 3-3-8	048-824-8122
(一社) 埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂 2-2-15	048-824-5539
(一社) 埼玉県トラック協会	さいたま市大宮区北袋町 1-299-3	048-645-2771
(一社) 埼玉県LPガス協会	さいたま市浦和区高砂 1-2-1-410	048-823-2020
(株)テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
(株)エフエム・ナック・ファイブ	さいたま市大宮区錦町 682-2	048-650-0795
秩父鉄道(株)秩父駅	秩父市宮側町 1-7	22-0143
西武鉄道(株)西武秩父駅管区	秩父市野坂町 1-16-15	22-2459
秩父ガス(株)	秩父市上町 3-6-20	22-2134

■ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
ちちぶ農業協同組合	秩父市上野町 29-20	22-3645
秩父商工会議所	秩父市宮側町 1-7	22-4411
秩父郡市医師会	秩父市熊木町 2-19	22-0507
秩父郡市歯科医師会	皆野町皆野 173-3	62-3597
秩父郡市薬剤師会	秩父市寺尾 1447-1	26-5451
秩父市立病院	秩父市桜木町 8-9	23-0611
秩父広域森林組合	秩父市日野田町 1-7-10	26-5231
秩父市社会福祉協議会	秩父市野坂町 1-13-14	22-1514
秩父通運(株)秩父支店	秩父市宮側町 6-11	22-3635
(株)秩父総合食品卸売市場	秩父市大野原 130	23-5911
(一社) 埼玉県建設業協会秩父支部 (秩父市建設業協会)	秩父市上影森 764-8	23-3239

■ 秩父市を管轄する一部事務組合

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

機関名	所在地	電話番号
秩父広域市町村圏組合 (消防本部、水道局を除く)	秩父市栃谷 1477	23-2242
秩父広域市町村圏組合水道局	秩父市別所 538	25-5221

資料 1. 2 秩父市防災会議委員名簿

【第 1 編 第 2 節 第 1 地域防災組織 (p1-6) 参照】

[令和 5 年 5 月 1 日現在]

機関名	職名	所在地	電話番号	摘要
秩父市	市長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	会長
埼玉森林管理事務所	所長	秩父市大字大野原 490-1	23-1260	1号委員
関東農政局埼玉拠点	関東農政局地方参事官 (埼玉県担当)	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号 10F	048-740-5835	1号委員
秩父労働基準監督署	署長	秩父市上宮地町 23-24	22-3725	1号委員
熊谷地方気象台	台長	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-5858	1号委員
国土交通省関東整備局 二瀬ダム管理所	管理所長	秩父市大滝 3931-1	55-0001	1号委員
埼玉県秩父地域振興センター	所長	秩父市東町 29-20	24-1110	2号委員
埼玉県秩父県土整備事務所	所長	秩父市下影森 1002-1	22-3715	2号委員
埼玉県秩父農林振興センター	所長	秩父市日野田町 1-1-44	24-7211	2号委員
埼玉県秩父保健所	所長	秩父市桜木町 8-18	22-3824	2号委員
秩父警察署	署長	秩父市上宮地町 29-2	24-0110	3号委員
小鹿野警察署	署長	秩父郡小鹿野町小鹿野 2816-1	75-0110	3号委員
秩父市役所	副市長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	総合政策部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	総務部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	財務部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	市民部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	福祉部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	保健医療部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	環境部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	産業観光部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	農林部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	地域整備部長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	吉田総合支所長	秩父市下吉田 6585-2	77-1113	4号委員
秩父市役所	大滝総合支所長	秩父市大滝 4058	55-0101	4号委員
秩父市役所	荒川総合支所長	秩父市荒川上田野 1734-6	54-2111	4号委員
秩父市役所	市立病院事務局長	秩父市桜木町 8-9	23-0611	4号委員
秩父市役所	教育委員会事務局長	秩父市熊木町 8-15	25-5239	4号委員
秩父市役所	議会事務局長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	農業委員会事務局長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市役所	会計管理者	秩父市熊木町 8-15	22-2211	4号委員
秩父市教育委員会	教育長	秩父市熊木町 8-15	25-5227	5号委員
秩父市消防団	消防団長	秩父市熊木町 8-15	21-0127	6号委員
東日本電信電話(株)埼玉事業部	執行役員 埼玉事業部長	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-833-1800	7号委員
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	支社長	熊谷市筑波 1-113	048-538-5014	7号委員
秩父鉄道(株)秩父駅	秩父駅務区長兼駅長	秩父市宮側町 1-7	22-0143	7号委員
秩父ガス(株)	代表取締役	秩父市上町 3-6-20	22-2134	7号委員
西武鉄道(株)西武秩父駅管区	管区長	秩父市野坂町 1-16-15	22-2459	7号委員
日本郵便(株)秩父郵便局	局長	秩父市上宮地町 3-16	22-0086	7号委員

機関名	職名	所在地	電話番号	摘要
秩父広域市町村圏組合	事務局長	秩父市栃谷 1477	23-2242	8号委員
秩父広域市町村圏組合 秩父消防本部	消防長	秩父市下宮地 10-25	21-0119	8号委員
秩父広域市町村圏組合 秩父消防署	消防署長	秩父市下宮地 10-25	21-0119	8号委員
秩父広域市町村圏組合 水道局	水道局長	秩父市別所 538	25-5221	8号委員
秩父市町会長協議会	会長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	9号委員
秩父市赤十字奉仕団	委員長	秩父市熊木町 8-15	22-2211	9号委員
(福)秩父市社会福祉協議会	事務局長	秩父市野坂町 1-13-14	22-1514	9号委員
秩父通運(株)秩父支店	秩父支店長	秩父市宮側町 6-11	22-3035	10号委員
(一社)秩父郡市医師会	会長	秩父市熊木町 2-19	22-0570	10号委員
(株)秩父総合食品卸売市場	代表取締役	秩父市大野原 130	23-5911	10号委員
(一社)埼玉県建設業協会秩父支部	理事	秩父市上影森 764-8	22-5505	10号委員

資料 1. 3 秩父広域市町村圏組合指定給水装置工事事業者

【第2編 第1章 第3節 生活維持のための準備 (p2-37) 参照】

■秩父市内工事業者

[令和2年7月20日現在]

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
1	(株) アイ設備	秩父市山田1633-2	22-2596	23-4526
2	アイテック	秩父市大野原2301-6	22-3686	22-3686
3	浅見建設工業(株)	秩父市大野原1329-1	22-3758	22-4605
4	あさみ商店	秩父市熊木町12-25	23-3515	23-3562
5	(有) アザミ水道	秩父市金室町13-10	22-7515	22-7515
6	(有) 浅見設備工業	秩父市下影森1686-5	23-0656	23-0686
7	(有) アライ住設	秩父市下影森265	23-2647	25-1366
8	新井水道	秩父市寺尾1917-1	24-2942	25-1509
9	荒川建設(株)	秩父市荒川上田野2096-1	54-1075	54-3995
10	飯島建築	秩父市黒谷1414-2	090-8581-3185	23-5650
11	(有) 飯野商店	秩父市日野田町1-2-8	22-1617	22-7065
12	(株) いさみや	秩父市荒川上田野785-5	54-0633	54-0718
13	(株) いのうえ工務店	秩父市黒谷368-1	25-3458	25-3478
14	井上設備興業	秩父市中村町3-3-46	24-0398	24-0398
15	(有) 今井工務店	秩父市黒谷1074-6	22-4805	22-4805
16	今井水道	秩父市上影森818-9	23-1268	23-1268
17	ウォーターランド	秩父市下影森678-18	23-1994	23-1994
18	㈱内柳	秩父市大野原351-1	23-1118	26-5118
19	㈱M&M	秩父市太田1890-2	26-6133	26-6133
20	小川水道	秩父市中村町2-9-24	23-5265	23-5265
21	(株) カナイ設備	秩父市東町21-16	22-1035	25-1222
22	(株) カネミツ設備	秩父市熊木町23-2	22-0934	22-0925
23	上林水道	秩父市上宮地町20-23	23-1516	25-6678
24	川田水道工業所	秩父市寺尾582-3	23-9915	
25	喜多園水道部	秩父市下宮地町6-18	23-2292	24-4458
26	(有) キョカワ設備	秩父市荒川上田野1678-13	54-1042	54-1050
27	クロサワ住設	秩父市寺尾2047-5	22-6882	25-3353
28	(有) 黒澤水道設備	秩父市小柱500-1	63-2131	63-2132
29	(有) 黒沢総合	秩父市黒谷65-1	24-4471	24-4471
30	洗設	秩父市金室町1-10-502	25-0592	25-0592
31	児玉工業(株)	秩父市桜木町11-24	22-4441	24-8217
32	駒井建設興業(株)	秩父市栃谷220-3	25-0389	25-0397
33	埼玉文化産業(株)	秩父市野坂町1-12-30	22-1663	25-1663
34	(株) 斎藤組	秩父市下影森163	22-5505	22-3134
35	(株) 斎藤設備	秩父市上町2-15-11	23-3483	22-3688
36	斎藤タイル工事店	秩父市黒谷1272-4	24-3154	24-3239
37	(株) サンセイ	秩父市中宮地 29-21	23-6156	23-6158
38	設楽住設工業	秩父市品沢580-1	62-6002	53-8032
39	(株) 渋谷施設	秩父市上町1-2-17	23-1266	23-1382
40	㈱清水商店トータルメンテナンス	秩父市熊木町12-19	22-0083	25-2930
41	住環企画㈱	秩父市荒川上田野504-10	54-1313	54-1313
42	(有) 新峰	秩父市寺尾1340-2	23-9348	23-9413

43	(有)強矢石油	秩父市上吉田4244-6	78-0058	78-0370
44	住幸	秩父市定峰514-3	24-3496	24-3496
45	セキネ設備	秩父市下影森1189-2	24-7640	24-7640
46	総合設備	秩父市田村1490	23-9736	23-9736
47	ワセツエジニアリング(株)秩父支店	秩父市大野原1133	23-6630	24-1526
48	(株)ダイショウ	秩父市上影森122-4	22-3365	22-3373
49	(株)太陽設備	秩父市寺尾2350-1	24-0530	25-1133
50	武井産業(株)	秩父市大滝1797-3	55-0136	55-0137
51	㈱タムホームサービス	秩父市別所386	25-0481	25-0306
52	(有)秩父設備	秩父市中村町4-1-3	24-1235	24-9558
53	秩父土建(株)	秩父市大野原743	24-3111	24-3114
54	ちちぶ農業協同組合	秩父市上野町29-20	22-3645	25-0047
55	津山建設工業(株)	秩父市寺尾3426-1	23-8079	23-5493
56	(有)中島土木	秩父市大野原1337-6	24-0052	22-5661
57	(有)なかの建設	秩父市下吉田6624-1	77-0172	77-1848
58	日新土木(有)	秩父市栃谷651-1	24-6474	22-9213
59	日本施設(株)	秩父市下宮地町9-8	22-5819	24-8647
60	(株)萩原工務店	秩父市野坂町2-16-35	24-5062	24-5020
61	(株)HANASUI	秩父市荒川上田野427-3	26-6609	26-6619
62	(有)ハマダ	秩父市大滝903-2	55-0050	55-0005
63	引間工業	秩父市大野原2952-3	22-2049	22-2049
64	フクシマ工務店	秩父市荒川日野842	54-0933	54-0933
65	福嶋設備	秩父市永田町2-7	23-5182	23-5182
66	(有)藤原水道	秩父市野坂町1-6-4	22-5917	24-5343
67	(有)宝生建設	秩父市大畑町2-15	24-5614	25-2468
68	マエデン	秩父市山田2132-1	25-1126	26-3007
69	町田土木	秩父市荒川上田野638-2	54-2339	54-1037
70	(有)マルシン建設	秩父市吉田石間3867	77-0676	77-1277
71	(有)マルト設備	秩父市下吉田6242-1	77-1326	77-1553
72	(有)みやま商店	秩父市大滝3928-6	54-0453	55-0470
73	ミライト(株)	秩父市下宮地町20-17	24-5224	24-5284
74	茂木設備	秩父市黒谷1306-8	24-0334	24-3388
75	(株)山口組	秩父市大野原1333	22-4747	22-3901
76	(有)山口土建	秩父市栃谷1158-9	23-3423	24-5323
77	山中電機商会	秩父市相生町7-12	22-1209	22-8656
78	(株)山本組	秩父市大野原2947-1	24-8324	24-0894
79	(有)雄企	秩父市品沢205	62-0100	62-0302
80	有隣興業(株)	秩父市上宮地町22-25	22-0210	22-5764
81	(有)ワカバヤシ	秩父市山田2540-4	22-2052	23-6327

■秩父郡内工事業者

[令和2年7月20日現在]

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
1	㈱大場建設	横瀬町大字横瀬6565	22-4538	24-9814
2	㈱キシオカ	横瀬町大字横瀬765	22-4703	22-4708
3	(有)サクラ住研	横瀬町大字横瀬5314-1	22-7500	22-7505
4	㈱シマダ土木	横瀬町大字横瀬6555-1	24-0971	24-0865
5	㈱ナカザワ 横瀬営業所	横瀬町大字横瀬5218	22-0378	22-4457
6	(有)平沼建設	横瀬町大字横瀬1669	23-2464	24-5280
7	㈱福寿屋	横瀬町大字横瀬4282-1	23-0192	22-4392
8	㈱松崎住宅産業	横瀬町大字横瀬4233-3	24-4756	22-7520
9	(有)丸塚	横瀬町大字芦ヶ久保429-1	24-2198	25-1502
10	向井建築(有)	横瀬町大字横瀬1212-1	22-3275	22-3228
11	(有)山中見一工務所	横瀬町大字横瀬6433-3	22-8318	22-8318
12	(有)浅見管工	皆野町大字三沢2964	65-0536	65-0876
13	(有)新井水道設備	皆野町大字皆野610-7	62-4525	62-2852
14	㈱新井石油	皆野町大字金崎56	62-1251	62-1145
15	(有)小笠原建設	皆野町大字皆野2097-3	62-0428	62-1320
16	㈱岡田工務店	皆野町大字皆野31-5	62-3236	62-4131
17	金室住宅設備工事店	皆野町大字大淵503-2	62-5395	62-5395
18	(有)河内電設	皆野町大字国神668-4	62-0754	62-5078
19	久保土建(有)	皆野町大字下田野1191-2	62-1442	62-1491
20	(有)黒澤鉄工所	皆野町大字皆野2335-2	62-0126	62-2126
21	黒沢窯業(有)	皆野町大字皆野1905-1	62-0152	62-4688
22	(有)駒井工務店	皆野町大字金沢1344-1	62-6888	26-5241
23	埼玉特殊工業㈱	皆野町大字三沢1338-1	65-0886	65-0889
24	㈱中村工務店	皆野町大字皆野1102-3	62-0458	62-4479
25	東設備	皆野町大字下田野1098-1	62-4634	
26	町田鉄工所	皆野町大字皆野884-9	62-0304	62-0304
27	守屋八潮建設㈱ 皆野支店	皆野町大字大淵11-1	62-1121	62-1684
28	四方田産業㈱	皆野町大字皆野1408	62-1484	26-5013
29	浅見鉄工所	長瀬町大字本野上749	66-0016	66-0016
30	アメミヤ興業㈱	長瀬町大字野上下郷1405	66-1120	66-1123
31	㈱一志工業	長瀬町大字長瀬618-2	66-3043	66-3667
32	大沢建材(有)	長瀬町大字井戸753	66-2002	66-3448
33	(有)梶野建材	長瀬町大字中野上473-5	66-1418	66-1418
34	シンテック㈱	長瀬町大字野上下郷3337-1	66-0457	66-0929
35	水道屋さん	長瀬町大字中野上571	66-3715	66-3715
36	関口建設	長瀬町大字長瀬1408-3	66-1179	
37	添田設備	長瀬町大字矢那瀬458	66-2842	66-3988
38	(有)高橋工務店	長瀬町大字本野上80-1	66-0368	66-3736
39	(有)秩北給排水サービス	長瀬町大字長瀬1655-2	66-2211	66-2696
40	長栄建設㈱	長瀬町大字野上下郷1920	66-2750	66-3085
41	(有)長瀬土木	長瀬町大字中野上1135	66-2487	66-3780
42	樋口水道設備	長瀬町大字野上下郷474-1	66-2035	66-2691
43	エコシステムサービス㈱	小鹿野町下小鹿野141	75-4041	75-3523
44	菊屋	小鹿野町小鹿野341	75-1122	75-1121
45	(有)喜多工務店	小鹿野町河原沢150	76-0159	76-0149

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
46	(有)黒沢ハウジング	小鹿野町三山456	75-1284	75-3871
47	(有)小林石油	小鹿野町下小鹿野764	75-2115	75-1786
48	水道設備イマイ	小鹿野町小鹿野973	75-3039	75-3039
49	須田建設株	小鹿野町小鹿野967-1	75-0145	
50	高橋建築株	小鹿野町下小鹿野144	75-2377	75-3523
51	たむら設備	小鹿野町下小鹿野197-1	75-3608	75-3608
52	(有)トヨタ水道	小鹿野町長留491	75-3147	75-3397
53	(有)中野設備	小鹿野町下小鹿野216-1	75-3603	75-5015
54	奈良設備工業	小鹿野町般若782	75-0180	75-3636
55	(有)フルイチ無線電機	小鹿野町小鹿野1872	75-0303	75-2046
56	株増田プロパン	小鹿野町小鹿野158	75-2111	75-3112
57	(有)ミヤテック	小鹿野町小鹿野1741-1	75-3212	75-5150
58	茂木工務店	小鹿野町下小鹿野2364-1	75-0563	75-2119
59	守屋設備株	小鹿野町両神小森2258	79-1730	79-1732
60	(有)守屋燃料店	小鹿野町小鹿野1799-4	75-1411	75-1227
61	山崎水道設備	小鹿野町小鹿野458	75-3478	75-3329

■秩父郡外工事業者

[令和2年7月20日現在]

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
1	㈱アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町2-286	048-726-8613	050-3153-1750
2	㈱アイトップ	狭山市入間川2-21-24	04-2952-2274	04-2953-3220
3	天田設備工業	児玉郡上里町大字金久保699-20	0495-34-0440	0495-33-0847
4	(有)新井設備工業	児玉郡神川町大字二ノ宮660-1	0495-77-3452	0495-77-3953
5	㈱荒川設備	川口市大字峯810-12	048-297-8999	048-297-8966
6	㈱石原住宅設備	熊谷市石原323-4	048-522-2807	048-526-2344
7	井上設備	大里郡寄居町大字用土5738-2	048-584-0862	048-585-2423
8	(有)今井住設	本庄市児玉町児玉350-2	0495-72-1894	0495-72-6367
9	内田設備	深谷市岡2-14-17	048-585-2427	048-585-2423
10	大久原設備	本庄市児玉町共栄314	0495-72-2843	0495-72-2923
11	(有)大越農機商会	大里郡寄居町大字桜沢1344	048-581-1221	048-581-1223
12	大塚設備㈱	本庄市児玉町八幡山624-3	0495-72-8580	0495-72-6235
13	㈱オカ住設	本庄市牧西49-2	0495-22-4002	0495-24-6566
14	(有)小沢設備	大里郡寄居町大字折原608-1	048-581-6479	048-581-9858
15	(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田411	048-536-3662	048-536-2337
16	(有)川崎設備工業	鶴ヶ島市新町3-21-102	049-286-7041	049-286-7042
17	㈱環境サービス	比企郡小川町大字角山1045	0493-74-0231	72-7007
18	㈱観水	深谷市柏合681-1	048-571-3119	048-571-6475
19	関東日精㈱	児玉郡神川町大字原新田1097-1	0495-77-3850	0495-77-0192
20	㈱関東ボイラ販売サービスセンター	熊谷市押切2525-4	048-536-4171	048-536-0777
21	(有)神流設備	児玉郡神川町大字八日市761-6	0495-77-3089	0495-77-0129
22	キムラ水道設備	児玉郡美里町大字下児玉1138-1	0495-76-1028	0495-76-1943
23	(有)吉良設備工業	飯能市大字双柳465-7	042-973-0400	042-972-7960
24	㈱クラシアン 所沢支社	所沢市岩岡町801-1	0120-888-700	045-473-8065
25	黒沢設備	深谷市針ヶ谷817-1	048-585-0825	048-585-5962
26	K設備	比企郡吉見町大字長谷722-20	0493-54-6362	0493-54-6385
27	㈱こぐれ技建	上尾市大字上62-13	048-778-8283	048-778-8186
28	㈱児玉設備工業	児玉郡神川町大字八日市811-1	0495-77-4811	0495-77-1099
29	(有)小山水道工業所	熊谷市伊勢町360	048-522-1162	048-523-6624
30	埼玉設備工業㈱	熊谷市三ヶ尻156	048-532-5765	048-532-0670
31	㈱坂井住設	児玉郡美里町大字白石1452-16	0495-76-4833	0495-76-4834
32	㈱SAKURAI	児玉郡上里町大字七本木2993-1	0495-35-3955	0495-35-3956
33	㈱笹原設備工業	深谷市岡部794-3	048-585-2217	048-585-5669
34	城嶋設備工業㈱	所沢市三ヶ島2-925-13	04-2948-8737	04-2948-8742
35	晴耕設備	東松山市大字大谷4864-4	0493-39-5979	0493-39-5979
36	積和建設埼玉㈱	さいたま市見沼区東大宮6-14-10	046-686-6611	046-686-6612
37	大翔工業	深谷市小前田2082-2	048-584-5209	
38	㈱太水	大里郡寄居町大字折原785-4	048-598-8440	048-586-0558
39	(有)平設備	比企郡滑川町大字伊古158-1	0493-57-1157	0493-57-1156
40	タカイチ設備㈱	本庄市小島4-6-7	0495-71-7576	71-7579
41	㈱高橋設備	本庄市緑2-1-2	0495-21-3563	0495-21-3506
42	㈱タキザワ	熊谷市石原1-122	048-521-5028	048-523-1618
43	㈱たじま住宅設備	本庄市児玉町児玉2293-15	0495-72-7771	0495-72-2562
44	㈱田島ポンプ工業	本庄市児玉町児玉2444-12	0495-72-0210	0495-72-2042

No.	事業所の名称	所在地	TEL	FAX
45	㈱たべい	深谷市萱場 7 5 9 - 3	048-571-0466	048-571-3678
46	戸矢設備	児玉郡上里町大字堤 3 3 3 - 2	0495-33-9239	0495-33-9239
47	㈱中島水道	熊谷市万吉 7 0 9 - 7	048-536-5151	048-536-5165
48	(有)長島設備商会	北本市本町 4 - 9 9	048-591-1304	048-591-1390
49	㈱中屋	熊谷市弥生 2 - 5 0	048-523-2372	048-525-2323
50	㈱ハウスプラミングエンタープライズ	行田市富士見町 1 - 9 - 3	048-564-0166	048-564-0167
51	パナソニックコンシューマーマーケティング(株) 熊谷サービスセンター	熊谷市宮町 1 - 2 9	048-599-0191	048-525-1692
52	㈱深谷電気工事	深谷市上野台 2 9 3 5 - 4	048-571-4155	048-571-4159
53	㈱福田設備工業	加須市中種足 1 5 2 9	0480-73-2848	0480-73-2809
54	㈱平成	児玉郡上里町大字七本木 1 8 0 9	0495-34-3333	0495-34-3322
55	(有)へんみ設備	児玉郡美里町大字沼上 8 5 - 2	0495-76-4120	0495-76-4227
56	㈱細田設備工業	本庄市児玉町塩谷 5 8 7 - 1	0495-72-0909	0495-72-1156
57	㈱まつむら設備	本庄市児玉町児玉 6 5	0495-72-8331	0495-71-7448
58	三菱電機システムサービス(株)熊谷サービスステーション	熊谷市柿沼 6 6 2	048-524-2172	048-521-6098
59	㈱友信工業	日高市高富 5 6 - 1 3	04-2941-2444	04-2941-2445
60	㈱ユーライフ	東松山市石橋 1 6 9 6 - 4	0493-81-5678	
61	㈱イースマイル 東京本社	東京都大田区上池台 3 - 4 4 - 9	0120-123-456	03-5754-5521
62	㈱交換できるくん	東京都渋谷区東 1 - 2 6 - 2 0	03-6427-5381	03-6427-4390
63	藤岡水道サービス	群馬県藤岡市上大塚 3 5 7 - 3	0274-23-9372	0274-23-9345

資料 1. 4 災害時優先電話一覧（電話番号省略）

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 緊急対応活動のための準備（p2-9）参照】

【第 3 編 第 1 章 第 1 節 活動体制の確立（p3-19）参照】

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

項番	設置場所	
	住所大字通称名	住所建物等
1	阿保町	下郷福祉交流センター
2	浦山	浦山公民館
3	永田町	保健センター
4	永田町	保健センター（FAX）
5	下影森	影森小学校
6	下影森	影森公民館
7	下吉田	吉田小学校
8	下吉田	吉田幼稚園
9	下吉田	吉田中学校
10	下吉田	吉田総合支所
11	下吉田	吉田総合支所
12	下吉田	吉田総合支所（FAX）
13	久那	久那幼稚園
14	久那	久那小学校
15	久那	久那公民館
16	金室町	下水道センター
17	金室町	西小学校
18	熊木町	歴史文化伝承館
19	熊木町	秩父市役所記者クラブ
20	熊木町	危機管理課
21	熊木町	歴史文化伝承館
22	荒川久那	橋立浄水場
23	荒川上田野	荒川総合支所
24	荒川上田野	荒川総合支所（FAX）
25	荒川上田野	荒川学童保育室
26	荒川上田野	荒川東小学校
27	荒川日野	荒川中学校
28	荒川日野	農村環境改善センター
29	荒川日野	荒川公民館
30	荒川日野	荒川幼稚園
31	荒川贄川	荒川西小学校
32	桜木町	秩父市立病院
33	桜木町	秩父市立病院
34	桜木町	秩父市立病院
35	山田	高篠中学校

項番	設置場所	
	住所大字通称名	住所建物等
36	山田	高篠小学校
37	山田	高篠公民館
38	山田	やすらぎの丘管理事務所
39	寺尾	尾田蒔公民館
40	寺尾	尾田蒔中学校
41	寺尾	尾田蒔小学校
42	上影森	影森中学校
43	上吉田	吉田デイサービスセンター
44	上吉田	塚越浄水場
45	上宮地町	勤労者福祉センター
46	上宮地町	勤労者福祉センター（公衆電話）
47	上宮地町	道路維持課分室
48	上宮地町	第一小学校
49	上町	花の木学童保育室
50	上町	花の木小学校
51	上町	秩父第二中学校
52	上町	市立図書館
53	太田	大田小学校
54	太田	大田中学校
55	大宮	羊山公園管理事務所
56	大滝	大滝老人福祉センター
57	大滝	大滝体育館
58	大滝	大滝温泉遊湯館
59	大滝	大滝歴史民俗資料館
60	大滝	大滝国民健康保険診療所
61	大滝	教育委員会大滝事務所
62	大滝	大滝総合支所（代表）
63	大滝	大滝総合支所水道監視室
64	大滝	大滝総合支所（FAX）
65	大野原	秩父市文化体育センター
66	大野原	原谷公民館
67	滝の上町	秩父第一中学校
68	中村町	中村児童館
69	中津川	こまどり荘
70	別所	別所浄水場
71	野坂町	建築住宅課分室
72	野坂町	南小学校
73	下宮地町	秩父消防本部
74	下宮地町	秩父消防本部

〔資料2 災害危険箇所等関係〕

資料2. 1 山腹崩壊危険地区一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-63) 参照】

[令和2年3月31日現在]

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
1	金山	秩父市	—	中津川	赤岩	3
2	小倉沢	〃	—	〃	赤岩日影	5
3	大山沢	〃	—	〃	大山沢	2
4	ガク沢	〃	—	〃	ガク沢先	5
5	ムジナ沢	〃	—	〃	ムジナ沢先	6
6	王冠1	〃	—	〃	王冠、外1	6
7	王冠2	〃	—	〃	王冠	4
8	桃木平	〃	—	〃	桃木平、外1	7
9	若沢	〃	—	〃	中津川	3
10	猿市	〃	—	〃	トシノ平、外1	6
11	渋沢	〃	—	〃	桃平久保、外11	2
12	中津川	〃	—	〃	檜の久保、外11	2
13	中双里	〃	—	〃	中双里	10
14	向山	〃	—	〃	向山	5
15	大滑	〃	—	大滝	大滑	8
16	塩沢	〃	—	〃	塩沢	2
17	入波向	〃	—	〃	浜平	11
18	浜平	〃	—	〃	浜平	4
19	滝ノ沢	〃	—	〃	滝ノ沢	5
20	十々六木かみ	〃	—	〃	滝ノ沢、外1	10
21	十々六木	〃	—	〃	十々六木、外1	1
22	小双里	〃	—	〃	小双里	4
23	鶉平	〃	—	〃	鶉平	1
24	宮平	〃	—	〃	宮平	2
25	三十場奥	〃	—	〃	三十場奥	8
26	麻生	〃	—	〃	麻生	1
27	寺井	〃	—	〃	寺井外	2
28	上中尾	〃	—	〃	上中尾	1
29	栃本	〃	—	〃	栃本	1
30	地頭沢	〃	—	〃	栃本	1
31	惣小屋谷1	〃	—	〃	惣小屋谷	7
32	惣小屋谷2	〃	—	〃	惣小屋谷	5
33	惣小屋谷3	〃	—	〃	惣小屋谷	4
34	実ヶ谷	〃	—	〃	実ヶ谷	4
35	落合	〃	—	〃	落合	4
36	神岡左沢	〃	—	〃	神岡	6
37	神岡右沢	〃	—	〃	神岡	4
38	三峰	〃	—	〃	天狗杉	4
39	大輪沢	〃	—	〃	大輪	1
40	大血川奥	〃	—	大滝三峯	大血川、外5	1
41	大血川1	〃	—	〃	大血川、外5	6

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
42	大 血 川 2	秩 父 市	—	大 滝	大血川、外 5	4
43	巢 場	〃	—	〃	ウ シ ロ 沢	3
44	建 一 沢	〃	—	〃	建 一 沢	4
45	強 石	〃	—	〃	強 石、外 3	3
46	大 輪	〃	—	〃	廿六木エボシ岩	16
47	向 山	〃	—	〃	向 山	8
48	赤 岩	〃	—	大滝中津川	赤 岩	6
49	雁 掛 沢	〃	—	〃	赤 岩	3
50	大 血 川 奥 2	〃	—	大 滝	大血川、外 5	5
51	栃 本	〃	—	〃	笹 原	1
52	十 王 殿	〃	—	伊 古 田	十王殿、外 1	2
53	坊 平	〃	—	蒔 田	石 神、外 1	3
54	中 寺 尾	〃	—	寺 尾	中 寺 尾	1
55	峯 沢	〃	—	久 那	大 久 保	2
56	金 山 沢 1	〃	—	黒 谷	曾 根 坂	4
57	金 山 沢 2	〃	—	栃 谷	堀 切 間	4
58	大 棚 沢	〃	—	山 田	下 馬 庭	5
59	前 の 沢	〃	—	〃	桃 木 沢	5
60	下 影 森 1	〃	—	下 影 森	イ ヤ ギ 沢	5
61	下 影 森 2	〃	—	〃	薬 師 堂、外 4	7
62	井 戸 沢	〃	—	上 影 森	橋 立	5
63	大 谷	〃	—	浦 山	大 谷	5
64	浦 山	〃	—	〃	浦 山	8
65	栗 山 1	〃	—	〃	浦 山 川	10
66	栗 山 2	〃	—	〃	浦 山 川	4
67	栗 山 3	〃	—	〃	浦 山 川	11
68	武 士 平	〃	—	〃	武 士 平	6
69	上 茶 倉	〃	—	〃	上 茶 倉	6
70	背 戸 山	〃	—	〃	背 戸 山	7
71	細 久 保 1	〃	—	〃	細 久 保	3
72	細 久 保 2	〃	—	〃	細 久 保	3
73	細 久 保 3	〃	—	〃	日 影 倉	8
74	広 河 原 谷 1	〃	—	〃	広 河 原 谷	10
75	広 河 原 谷 2	〃	—	浦 山	広 河 原 谷	7
76	堀 切	〃	—	堀 切	亀 川	1
77	田 村	〃	—	田 村	深 町	3
78	品 沢	〃	—	品 沢	諏 訪 の 脇	2
79	広 川 原	〃	—	浦 山	広 川 原	6
80	金 倉	〃	—	〃	金 倉	6
81	石 亀	〃	—	品 沢	石 亀	1
82	宮 の 台	〃	—	大 宮	宮 野 台	1
83	広 川 原	〃	—	浦 山	広 川 原	1
84	瑞 岩 寺	〃	—	黒 谷	台 の 入	1
85	三 工 場 沢	〃	—	浦 山	三 工 場 沢	1
86	下 落 合	〃	—	久 那	下 落 合	1
87	井 森	〃	—	田 村	井 森	1
88	野 坂	〃	—	野 坂		1
89	町 分	〃	—	荒 川 贅 川	玉 田 林	6

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
90	下 郷 右	秩 父 市	—	荒 川 贄 川	甲 沢	5
91	下 郷 左	〃	—	荒 川	麻 生	1
92	柴 原	〃	—	荒 川 小 野 原	柴 原 山	4
93	久 那 1	〃	—	荒 川 久 那	赤 石 道	10
94	久 那 2	〃	—	〃	後 台 道 上	11
95	若 御 子	〃	—	荒 川 上 田 野	南 山	4
96	事 上	〃	—	荒 川 日 野	事 上	3
97	川 浦 谷	〃	—	〃	倉 掛	5
98	林 沢	〃	—	荒 川	玉 田 林	2
99	贄 川	〃	—	荒 川 贄 川	柳 島	2
100	世 戸 沢	〃	—	荒 川 日 野	世 戸 沢	1
101	日 野	〃	—	〃	下 毛 原	2
102	南 山	〃	—	荒 川 上 田 野	南 山	2
103	南 山 2	〃	—	上 田 野	南 山	1
104	梁 場	〃	—	吉 田 太 田 部	梁 場	8
105	古 指	〃	—	〃	相 見	5
106	小 指 1	〃	—	〃	小 指	1
107	小 指 2	〃	—	〃	小 指	1
108	檜 尾	〃	—	〃	檜 尾	3
109	女 形 沢	〃	—	上 吉 田	女 形	4
110	女 形 1	〃	—	〃	女 形	5
111	女 形 2	〃	—	〃	ワ タ シ 山	6
112	女 形 3	〃	—	〃	ワ タ シ 山	6
113	塚 腰	〃	—	〃	塚 腰	2
114	小 川 1	〃	—	〃	牛 丸 沢	3
115	小 川 2	〃	—	〃	小 川	1
116	明 ケ 平	〃	—	〃	明 ケ 平	1
117	女 部 田	〃	—	〃	東 女 部 田	2
118	中 島	〃	—	〃	中 島	2
119	巢 掛 沢	〃	—	〃	巢 掛 沢	3
120	大 棚 部	〃	—	〃	大 棚 部	1
121	城 峯 沢	〃	—	〃	半 納	1
122	沢 戸	〃	—	〃	明 ケ 平	1
123	漆 木	〃	—	吉 田 石 間	漆 木	2
124	沢 口	〃	—	〃	左 八 ノ 神、外 3	1
125	矢 畑	〃	—	下 吉 田	矢 畑 山、外 1	1
126	芦 田 2	〃	—	〃	鍛 冶 山、外 1	5
127	芦 田 1	〃	—	〃	鍛 冶 山、外 1	1
128	守 岩	〃	—	吉 田 阿 熊	守 岩、外 1	5
129	室 久 保 入	〃	—	〃	室 久 保	1
130	白 岩 沢	〃	—	〃	白 岩、外 1	2
131	阿 熊	〃	—	〃	新 井	1
132	新 志	〃	—	吉 田 久 長	新 志	5
133	元 郷 1	〃	—	〃	大 久 保、外 2	1
134	元 郷 2	〃	—	〃	元 郷	3
135	番 戸	〃	—	下 吉 田	福 田、外 3	1
136	八 人 峠	〃	—	〃	小 坂 下 山、外 1	8
137	赤 柴	〃	—	〃	赤 柴 山	3

整理 番号	箇 所 名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
138	橋 倉	秩 父 市	—	上 吉 田	ツラ原堀、外1	1
139	鉢 久 保 1	〃	—	下 吉 田	ハ ラ ヒ 沢	3
140	鉢 久 保 2	〃	—	〃	ハ ラ ヒ 沢	1
141	ワ タ シ 山	〃	—	上 吉 田	ワ タ シ 山	4
142	土 坂	〃	—	〃	は か け	1
143	松 場 沢	〃	—	吉 田 阿 熊	松 場	5
144	布 里	〃	—	下 吉 田	布 里	1
145	駒 形	〃	—	上 吉 田	駒 形	3
146	半 納	〃	—	吉 田 石 間	半 納	1
147	福 田 沢	〃	—	下 吉 田	福 田	1
148	沢 口	〃	—	吉 田 石 間	沢 口	1
149	太 田 部	〃	—	吉 田 太 田 部	岩 井	1
150	平 溝	〃	—	浦 山	平 溝	12
151	弟 富 士 山	〃	—	荒 川 日 野	富 士 山	2

資料2. 2 崩壊土砂流出危険地区一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-63) 参照】

[平成29年1月1日現在]

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
1	山 吹 谷	秩 父 市	—	中 津 川	山 吹 谷	0.5
2	山 吹 沢	〃	—	〃	山 吹 沢	6.6
3	六 助 沢	〃	—	〃	六 助 沢	1.5
4	赤 岩 沢	〃	—	〃	小 倉 沢	0.9
5	下 駄 屋 坂 沢	〃	—	〃	下 駄 屋 坂 沢	2.1
6	赤 岩 日 影	〃	—	〃	赤 岩 日 影	0.5
7	山 鳥	〃	—	〃	山 鳥	1.4
8	下 大 山 沢	〃	—	〃	大 山 沢	10
9	上 大 山 沢	〃	—	〃	大 山 沢	8.6
10	新 兵 エ 沢	〃	—	〃	新 兵 エ 沢	2.9
11	ガ ク 沢	〃	—	〃	ガ ク 沢	6.1
12	ガ ク 沢 入 口	〃	—	〃	ガ ク 沢	0.02
13	バ ラ 沢	〃	—	〃	バ ラ 沢	0.04
14	イ タ チ 沢	〃	—	〃	イ タ チ 沢	0.01
15	ム ジ ナ 沢	〃	—	〃	ム ジ ナ 沢	9.0
16	鎌 倉 沢	〃	—	〃	鎌 倉 沢	4.4
17	上 山 の 沢	〃	—	〃	上 山 の 沢	0.06
18	大 若	〃	—	〃	大 若	0.05
19	ウ ズ ノ 沢	〃	—	〃	ウ ズ ノ 沢	0.1
20	若 沢	〃	—	〃	若 沢	1.5
21	上 井 戸 沢	〃	—	〃	上 井 戸 沢	0.3
22	う ず の 沢	〃	—	〃	中 津 川	1
23	神 流 川	〃	—	〃	神 流 川	0.1
24	下 山	〃	—	〃	下 山	1.6
25	石 舟 沢	〃	—	〃	石 舟 沢	3.7
26	長 栄 橋	〃	—	〃	長 栄 橋	0.2
27	相 原 山	〃	—	〃	相 原 山	0.4
28	上 井 戸 沢	〃	—	〃	上 井 戸 沢	1.5
29	中 双 里	〃	—	〃	中 双 里	1.2
30	井 戸 沢	〃	—	〃	塩 沢 榎 内	7.1
31	や た け 沢	〃	—	大 滝	塩 沢 井 戸 沢	2.4
32	小 塩 沢	〃	—	中 津 川	塩 沢 小 差	0.5
33	能 沢	〃	—	〃	入 波 向	0.3
34	滝 沢 奥	〃	—	〃	入 波 向 西 向	0.1
35	入 波 沢	〃	—	大 滝	浜 平	3.7
36	浜 平	〃	—	〃	浜 平	2.2
37	西 の 沢	〃	—	〃	鶉 平	1.4
38	櫛 平	〃	—	〃	櫛 平	1.1
39	滝 川 1	〃	—	〃	滝 川	0.1
40	滝 川 2	〃	—	〃	滝 川	0.1
41	滝 川 3	〃	—	〃	滝 川	0.1
42	滝 川 4	〃	—	〃	滝 川	1
43	松 葉 沢	〃	—	〃	惣 小 屋 谷	4.2
44	惣 小 屋 谷 1	〃	—	〃	惣 小 屋 谷	17.7

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
45	惣小屋谷 2	秩父市	—	大 滝	惣小屋谷	2.9
46	鷹ノ巣 沢	〃	—	〃	鷹ノ巣 沢	2.9
47	檜 沢	〃	—	〃	檜 沢	4.1
48	実ヶ谷	〃	—	〃	実ヶ谷	2.9
49	万寿 沢	〃	—	〃	落合	1.8
50	むじな 沢	〃	—	〃	落合	2.3
51	井戸 沢	〃	—	〃	女夫岩	0.6
52	榎木 沢	〃	—	〃	大血川	1
53	井戸 沢	〃	—	〃	大血川	3
54	横岩 沢	〃	—	〃	横岩 沢	4.5
55	唐 沢	〃	—	〃	巣場	1.5
56	ウシロ 沢	〃	—	〃	ウシロ 沢	1
57	滝ノ入 沢	〃	—	〃	滝ノ入 沢	1.5
58	カラ 沢	〃	—	〃	巣場カラ 沢	1.7
59	庚申 沢	〃	—	〃	鶉平	1.8
60	上 山	〃	—	〃	上 山	0.7
61	大山 沢	〃	—	中津川	大山 沢	1.3
62	東 谷	〃	—	大 滝	大血川	2.4
63	向の 沢	〃	—	〃	大血川山	9
64	大砥 沢	〃	—	三 峰	飛 岩	3.0
65	向 山	〃	—	中津川	向 山	0.6
66	大 輪	〃	—	大 滝	大達原カマヌケ	0.3
67	新兵衛山 2	〃	—	中津川	新兵衛山	0.2
68	堤平 1	〃	—	太 田	堤平	1.2
69	堤平 2	〃	—	伊古田	朴木 沢	0.7
70	奈良山	〃	—	〃	奈良山	0.8
71	田ノ入(二)	〃	—	〃	十王殿	0.8
72	田高 入	〃	—	〃	田高 入	2.6
73	伊古田山	〃	—	〃	伊古田山	0.5
74	中 組	〃	—	品 沢	境 沢	0.7
75	芳ヶ入 沢	〃	—	〃	坊ヶ入	3.7
76	長尾 沢	〃	—	〃	中 組	1.8
77	筑紫山	〃	—	蒔 田	大 平 山	0.4
78	大 平 山	〃	—	〃	大 平 山	0.4
79	上 蒔 田	〃	—	〃	清 水	0.3
80	坊 沢	〃	—	〃	府 坂	0.6
81	大 谷 山	〃	—	〃	大 谷	0.9
82	上 寺 尾	〃	—	寺 尾	八 木	0.3
83	子の神 沢	〃	—	久 那	長 坂	0.5
84	野々上	〃	—	〃	野々上	0.7
85	木 毛	〃	—	黒 谷	木 毛	0.1
86	下 山	〃	—	〃	下 山	0.6
87	竹ノ入 沢	〃	—	〃	竹ノ入 沢	0.6
88	栃 沢	〃	—	〃	堀ノ内	0.6
89	鴨 畝	〃	—	定 峰	鴨 畝	2.3
90	大 谷 川	〃	—	〃	大 谷 川	1.8
91	定 峰	〃	—	〃	宮の木	0.7
92	桑原 沢	〃	—	栃 谷	越 腰 入	1

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
93	長 芦 沢	秩 父 市	—	山 田	上 長 芦	1
94	白 石 沢	〃	—	〃	沢 の 口	2.6
95	沢 の 口 沢	〃	—	〃	山 の 神	0.9
96	常 光 寺 沢	〃	—	〃	腰 ノ 入	0.9
97	常 木 沢	〃	—	〃	常 木 沢	0.5
98	常 平 田 沢	〃	—	〃	古 堂	0.9
99	奥 鳴 子 沢	〃	—	上 影 森	奥 橋 立	4.4
100	嶽	〃	—	浦 山	細 ケ 谷	0.8
101	茶 平 沢	〃	—	〃	木 切 山	0.7
102	船 井 戸	〃	—	〃	中 久 保 小 根	0.5
103	長 坂	〃	—	〃	桧 岩	0.4
104	中 の 沢	〃	—	〃	茸 平	3.8
105	東 谷	〃	—	〃	竹 の 下	2
106	井 戸 川	〃	—	〃	井 戸 入	1.1
107	ツ ク オ 谷	〃	—	〃	ツ ク オ 谷	0.5
108	シモロツポ 谷	〃	—	〃	広 河 原	0.9
109	長 尾	〃	—	〃	広 河 原	0.5
110	持 田 沢	〃	—	〃	日 影 倉	0.3
111	幹 沢	〃	—	〃	芋 畑	0.6
112	沢 ノ 入	〃	—	〃	金 倉	1.1
113	清 水 沢	〃	—	〃	仁 田 場	1.2
114	性	〃	—	〃	中 ノ 沢	0.3
115	定 峰 2	〃	—	定 峰	フ タ ニ タ	0.5
116	日 野 田	〃	—	大 宮	日 野 田 上	0.8
117	堰 ノ 上	〃	—	蒔 田	堰 ノ 上	0.1
118	巢 御	〃	—	浦 山	巢 御	1
119	塩 谷 沢	〃	—	寺 尾	伝 来	2.5
120	黒 谷	〃	—	黒 谷	妙 ケ 峠	0.6
121	久 那	〃	—	久 那	桜 沢	1.9
122	栃 ノ 木 沢	〃	—	〃	塩 水	0.4
123	鬼 ケ 岩	〃	—	山 田	鬼 ケ 岩	0.5
124	小 柱	〃	—	小 柱	東 平	0.2
125	塩 谷 沢 2	〃	—	寺 尾	乙 塩 谷 外 1	0.1
126	唐 沢	〃	—	浦 山	日 影 倉	0.21
127	鬼 ケ 沢	〃	—	田 村	鬼 ケ 沢 外 1	0.2
128	管 仁 田	〃	—	黒 谷	管 仁 田	0.2
129	定 峰 2	〃	—	定 峰	サ ソ ウ 外 1	0.2
130	鳥 首 沢	〃	—	浦 山	三 居 平 外 1	2.7
131	井 戸 窪 沢	〃	—	〃	半 根 岩 外 1	1.4
132	鍛 冶 崩 沢	〃	—	〃	広 川 原	1.8
133	長 尾 沢	〃	—	〃	広 川 原	0.8
134	広 川 原	〃	—	〃	広 川 原	0.6
135	上 の 沢 1	〃	—	荒 川 贄 川	白 久	0.9
136	上 の 沢 2	〃	—	〃	白 久	1.6
137	c 沢	〃	—	〃	笹 平	0.4
138	b 沢	〃	—	〃	南 柿 平	2.2
139	が に 沢	〃	—	〃	長 岩	3.5
140	大 指	〃	—	〃	梅 ケ 谷	0.4

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
141	ガニ沢	秩父市	—	荒川贄川	贄川	7.6
142	日向沢	〃	—	〃	上平	5.8
143	蛙窪	〃	—	荒川小野原	蛙窪	0.4
144	嶽ノ沢	〃	—	荒川日野	嶽ノ沢	0.4
145	大堀沢	〃	—	荒川上田野	南山	0.9
146	堂の沢	〃	—	〃	南山	0.1
147	事上	〃	—	〃	事上	0.1
148	南山	〃	—	荒川日野	南山	2.8
149	三期沢	〃	—	〃	世戸沢	0.2
150	沢ノ入	〃	—	〃	沢ノ入	1.1
151	小幡陣	〃	—	〃	小幡陣	3.3
152	川戸入	〃	—	〃	川戸入	1.0
153	松葉沢	〃	—	〃	馬立	1.2
154	湯の入	〃	—	荒川	中山	0.6
155	二見沢	〃	—	荒川白久	二夕谷	5.5
156	寺の前沢	〃	—	荒川	沢の入	0.4
157	オツカゾ沢	〃	—	荒川贄川	オツカゾ沢	1
158	相ノ浦	〃	—	荒川白久	相ノ浦	1.2
159	林沢	〃	—	〃	林沢	0.5
160	玉田林	〃	—	荒川贄川	贄川	0.6
161	柳田沢	〃	—	〃	寒久保	0.2
162	上常盤沢	〃	—	荒川小野沢	上常盤沢	0.2
163	双見沢	〃	—	荒川白久	日峯	0.6
164	鷺ノ巢	〃	—	荒川小野原	安場	1.9
165	南山2	〃	—	荒川上田野	南山	1.4
166	高指	〃	—	荒川日野	高指	0.6
167	寺沢	〃	—	〃		0.1
168	相見	〃	—	吉田太田部	相見	0.9
169	小指	〃	—	〃	小指	0.4
170	三ツ山	〃	—	〃	三ツ山	13.4
171	西の向	〃	—	〃	西の向	2.9
172	イデ沢	〃	—	上吉田	イデ沢	0.3
173	権現堀	〃	—	〃	権現堀	1.5
174	橋の沢	〃	—	〃	柿沢	0.3
175	真弓沢	〃	—	〃	宝金沢	4.2
176	井戸沢	〃	—	〃	小川	0.5
177	ごんぞ沢	〃	—	〃	明ヶ平	1
178	東沢	〃	—	〃	明ヶ平	2
179	夕ナ窪	〃	—	〃	小川戸	0.9
180	大波見沢	〃	—	〃	大波見	2.4
181	家ノ入	〃	—	〃	家ノ入	0.5
182	赤岩沢	〃	—	〃	女部田	0.8
183	松岡入	〃	—	〃	松岡入	0.4
184	龍泉寺沢	〃	—	〃	中島	1.6
185	沢ノ入	〃	—	〃	沢ノ入	0.8
186	巢掛	〃	—	〃	巢掛沢	0.2
187	明玉入	〃	—	吉田石間	明玉入	0.3
188	森戸入	〃	—	〃	沢戸	4.8

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	小 字	
189	桧 沢	秩 父 市	—	吉 田 石 間	半 納	0.5
190	城 峯 沢	〃	—	〃	半 納	4.7
191	木 引 戸	〃	—	〃	半 納	3.5
192	石 間	〃	—	〃	大 指	1.1
193	モモのくぼ	〃	—	〃	中 郷	1.2
194	滝 の 沢	〃	—	〃	沢 口	1.6
195	黒 地 谷	〃	—	〃	黒 地 河 入	2.7
196	亀 木 沢	〃	—	〃	粟 野	1.4
197	矢 畑 山	〃	—	〃	矢 畑 山	0.5
198	布 里	〃	—	下 吉 田	布 里	0.5
199	物 見 沢	〃	—	吉 田 阿 熊	守 岩	1.4
200	西 の 入	〃	—	〃	白 岩	1.3
201	白 岩 沢	〃	—	〃	白 岩 沢	2.2
202	松 場 沢	〃	—	〃	松 場	1.5
203	藤 柴 沢	〃	—	吉 田 久 長	藤 芝	2.5
204	頼 母 沢 1	〃	—	〃	峯 久 保	2.3
205	頼 母 沢 2	〃	—	〃	梅 谷	0.7
206	頼 母 沢 3	〃	—	〃	高 田	0.2
207	万 場 沢	〃	—	下 吉 田	万 場 沢	3.6
208	中 ノ 沢	〃	—	上 吉 田	中 ノ 沢	0.6
209	高 岸 沢	〃	—	吉 田 石 間	井 戸 日 影	0.6
210	滝 の 沢	〃	—	上 吉 田	滝 の 沢	0.2
211	矢 丸 沢	〃	—	〃	矢 丸 沢	0.2

資料2. 3 地すべり危険地区一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-63、2-66) 参照】

[平成29年1月1日現在]

整理番号	箇所名	位置				面積 (ha)
		郡市	町村	大字	字	
1	黒石	秩父市	—	久那	黒石	38.9
2	別所	〃	—	〃	別所	54.2
3	大久保	〃	—	〃	大久保	33.5
4	安立	〃	—	〃	安立	25.8
5	姥ヶ沢	〃	—	〃	折	12.3
6	坂本	〃	—	〃	坂本	38.1
7	滝の上	〃	—	〃	平仁田	18.2
8	下川	〃	—	黒谷	木毛	43
9	和銅沢	〃	—	〃	下山	34.9
10	笠山	〃	—	〃	笠山	30
11	栃谷入	〃	—	栃谷	栃谷入、ほか1	15
12	定峰	〃	—	定峰	下平、ほか4	21.1
13	日向	〃	—	浦山	日向、ほか4	15
14	山摺1	〃	—	〃	山摺	5.1
15	山摺2	〃	—	〃	山摺	14
16	冠岩沢	〃	—	〃	冠岩	4.3
17	太田部	〃	—	吉田太田部	小指	9.4
18	女形	〃	—	上吉田	女形	6.7
19	宮戸	〃	—	〃	中島	13.3
20	児玉入	〃	—	〃	石間戸	3.4
21	森戸入	〃	—	吉田石間	沢戸	7.9
22	井上	〃	—	下吉田	井上	5.9
23	彦久保	〃	—	〃	彦久保	22.1
24	新志	〃	—	〃	新志	7.1
25	白砂岩	〃	—	久長	上郷	4.9
26	藤柴沢	〃	—	〃	藤芝	13
27	頼母沢	〃	—	〃	頼母沢	2.4
28	万場沢	〃	—	下吉田	万場沢	17.3
29	ヨッポ沢	〃	—	〃	ヨッポ沢	10
30	沼沢	〃	—	〃	布里	13.2
31	滝沢	〃	—	上吉田	千鹿谷	4.5
32	千鹿谷	〃	—	〃	千鹿谷	4.8
33	十々六木	〃	—	大滝	十々六木	40.2
34	大久保1	〃	—	〃	大久保	10.7
35	大久保2	〃	—	〃	大久保	7.7
36	小六井戸	〃	—	〃	栃本	10
37	三峰1	〃	—	〃	三峰	128.7

整理 番号	箇所名	位 置				面積 (ha)
		郡 市	町 村	大 字	字	
38	三 峰 2	秩 父 市	—	大 滝	三 峰	41.2
39	三 峰 3	〃	—	〃	三 峰	7.8
40	二 瀬	〃	—	〃	二 瀬	15.7
41	三 十 場	〃	—	〃	三 十 場	21.9
42	深 井 戸 沢	〃	—	〃	大 達 原	36.1
43	新 山 沢	〃	—	〃	新 山 沢	22.9
44	大 血 川	〃	—	〃	大 血 川	13.3
45	強 石 沢	〃	—	〃	強 石	20.7
46	上 中 尾	〃	—	〃	上 中 尾	2.7
47	大 堀 沢	〃	—	荒川上田野	船 川	26.4

資料 2. 4 土石流危険溪流一覧

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-64) 参照】

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

溪流番号	溪流名	溪流所在地
364-I-001	竹の久保沢	秩父市布里
364-I-002	千鹿谷川入沢	秩父市千鹿谷
364-I-003	女形 2	秩父市女形
364-I-004	大鹿沢	秩父市明ヶ平
364-I-005	タナ窪沢	秩父市小川戸
364-I-006	中河原沢	秩父市女部田
364-I-007	十二天沢	秩父市久形
364-I-008	久形 1	秩父市久形
364-I-009	龍泉寺沢	秩父市中島
364-I-010	沢の入沢	秩父市大棚部
364-I-011	久保沢	秩父市石間戸
364-I-012	西ノ入沢	秩父市沢口
364-I-014	モモクボ・南	秩父市中郷
364-I-015	下漆木	秩父市沢口
364-I-016	滝の沢	秩父市沢口
364-I-017	矢畑沢西	秩父市矢畑
364-I-018	矢畑沢	秩父市矢畑
364-I-019	沢入沢	秩父市井上
364-I-020	西の入沢	秩父市白岩
364-I-021	白岩沢	秩父市白岩
364-I-022	白岩沢 2	秩父市白岩
364-I-023	松葉沢	秩父市松場
364-I-024	西沢	秩父市彦久保
364-II-002	赤柴	秩父市赤柴
364-II-003	かみ沢	秩父市宮戸
364-II-004	松岡沢	秩父市女部田
364-II-005	女形 3	秩父市女形
364-II-006	イデ沢向	秩父市女形
364-II-007	女形 1	秩父市女形
364-II-008	峯の沢	秩父市女形
364-II-010	橋の沢	秩父市明ヶ平
364-II-011	外柿沢	秩父市外柿
364-II-012	井戸沢	秩父市小川
364-II-014	東沢	秩父市明ヶ平
364-II-015	タナ窪沢	秩父市塚越
364-II-016	不動沢	秩父市小川戸
364-II-017	大波見沢	秩父市大波見
364-II-018	清水入沢	秩父市大波見
364-II-019	女部田	秩父市女部田
364-II-021	番切り沢	秩父市久形
364-II-022	田の入沢	秩父市中島
364-II-023	大棚部	秩父市大棚部
364-II-024	虫神沢	秩父市漆木
364-II-025	森戸入沢	秩父市沢戸
364-II-027	中沢	秩父市漆木
364-II-028	棒の入沢	秩父市漆木
364-II-029	出入沢	秩父市半根子

溪流番号	溪流名	溪流所在地
364—Ⅱ—030	矢畑東	秩父市矢畑
364—Ⅱ—032	矢畑2	秩父市矢畑
364—Ⅱ—033	天神沢西	秩父市井上
364—Ⅱ—035	鍛冶山	秩父市鍛冶山
364—Ⅱ—036	西沢	秩父市鍛冶山
364—Ⅱ—037	宮沢	秩父市彦久保
364—Ⅱ—039	白岩沢3	秩父市白岩
364—Ⅱ—040	川久保1	秩父市川久保
364—Ⅱ—041	川久保2	秩父市川久保
364—Ⅱ—044	彦久保2	秩父市彦久保
364—Ⅱ—045	彦久保3	秩父市彦久保
364—Ⅱ—046	東沢	秩父市彦久保
364—Ⅱ—047	彦久保4	秩父市彦久保
364—Ⅱ—049	西沢	秩父市藤芝
364—Ⅱ—050	藤芝沢	秩父市藤芝
364—Ⅱ—051	和田	秩父市和田
364—Ⅱ—052	頼母沢1	秩父市頼母沢
364—Ⅱ—053	江義沢	秩父市頼母沢
364—Ⅱ—054	八王寺沢	秩父市頼母沢
364—Ⅱ—055	頼母沢5	秩父市頼母沢
364—Ⅱ—056	葉暮沢	秩父市頼母沢
367—Ⅰ—001	間の沢	秩父市神岡
367—Ⅰ—004	小倉沢	秩父市小倉沢
367—Ⅰ—005	西の沢	秩父市鷓平
367—Ⅰ—006	庵の沢2	秩父市落合
367—Ⅰ—007	万治沢	秩父市落合
367—Ⅰ—008	庵の沢	秩父市落合
367—Ⅱ—001	上井戸沢	秩父市中津川
367—Ⅱ—002	上井戸沢	秩父市中津川
367—Ⅱ—003	井戸沢	秩父市中双里
367—Ⅱ—004	境沢	秩父市柵平
367—Ⅱ—005	境沢2	秩父市柵平
367—Ⅱ—007	橋湯沢	秩父市町分
368—Ⅰ—002	仁丹沢	秩父市越
368—Ⅰ—003	矢の沢	秩父市事上
368—Ⅰ—006	上大塚沢	秩父市大塚
368—Ⅰ—007	谷津沢	秩父市橋場
368—Ⅰ—008	谷津沢2	秩父市橋場
368—Ⅰ—009	深入沢	秩父市荒川白久
368—Ⅰ—010	宮沢	秩父市上サ
368—Ⅰ—011	愛宕沢	秩父市上サ
368—Ⅰ—012	寺の前沢	秩父市上サ
368—Ⅰ—013	白川橋2	秩父市上サ
368—Ⅰ—014	上の沢	秩父市猪鼻
368—Ⅱ—001	事上	秩父市荒川上田野
368—Ⅱ—002	持小屋沢	秩父市荒川上田野
368—Ⅱ—003	西ノ沢	秩父市荒川日野
368—Ⅱ—004	西ノ沢2	秩父市荒川日野
368—Ⅱ—008	下大塚沢	秩父市荒川日野
368—Ⅱ—009	イノチ沢	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—010	大久保沢	秩父市荒川白久

溪流番号	溪流名	溪流所在地
368—Ⅱ—011	二見沢	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—012	二見沢 2	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—013	白川橋 1	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—014	西ノ沢	秩父市猪鼻
368—Ⅱ—015	横手沢	秩父市荒川白久
368—Ⅱ—016	権田沢	秩父市町分
368—Ⅱ—017	権田沢 2	秩父市町分
368—Ⅱ—018	橋湯沢	秩父市荒川贄川
207—Ⅰ—001	大畑沢	秩父市木毛
207—Ⅰ—002	文珠堂沢(1)	秩父市木毛
207—Ⅰ—003	文珠堂沢(2)	秩父市木毛
207—Ⅰ—004	硫黄沢	秩父市木毛
207—Ⅰ—005	下田沢	秩父市木毛
207—Ⅰ—006	押出堀	秩父市黒谷
207—Ⅰ—007	小樽(1)	秩父市小樽
207—Ⅰ—008	黒谷(3)	秩父市黒谷
207—Ⅰ—009	曾根坂沢	秩父市黒谷
207—Ⅰ—010	柳田	秩父市上小川
207—Ⅰ—011	下郷(1)	秩父市下郷
207—Ⅰ—012	下郷(2)	秩父市下郷
207—Ⅰ—015	栃谷入沢	秩父市上郷
207—Ⅰ—016	上郷(5)	秩父市上郷
207—Ⅰ—017	前沢(1)	秩父市栃谷
207—Ⅰ—018	前沢(2)	秩父市栃谷
207—Ⅰ—019	塔ノ入沢	秩父市山田
207—Ⅰ—020	常木沢	秩父市上山田
207—Ⅰ—021	常木沢(2)	秩父市山田
207—Ⅰ—022	堂平田沢	秩父市上山田
207—Ⅰ—023	押堀川(1)	秩父市日野田町
207—Ⅰ—024	押堀川(2)	秩父市日野田町
207—Ⅰ—025	イヤギ沢	秩父市山田
207—Ⅰ—026	田の沢	秩父市八幡町
207—Ⅰ—027	沖ノ沢入沢	秩父市八幡町
207—Ⅰ—028	別当沢	秩父市大沼町
207—Ⅰ—029	沖川堀	秩父市日影
207—Ⅰ—031	滝川(1)	秩父市平仁田
207—Ⅰ—032	坂本(1)	秩父市坂本
207—Ⅰ—033	栃の木沢	秩父市栗原
207—Ⅰ—034	落合沢	秩父市落合
207—Ⅰ—035	別所(1)	秩父市別所
207—Ⅰ—036	別所(3)	秩父市別所
207—Ⅰ—037	大塚沢	秩父市上寺尾
207—Ⅰ—038	空沢	秩父市上寺尾
207—Ⅰ—039	上寺尾(2)	秩父市上寺尾
207—Ⅰ—040	薬師堂沢	秩父市上寺尾
207—Ⅰ—042	坊平	秩父市坊平
207—Ⅰ—043	石神沢	秩父市蒔田
207—Ⅰ—044	上蒔田(3)	秩父市上蒔田
207—Ⅰ—045	上蒔田(4)	秩父市上蒔田
207—Ⅰ—046	長尾沢	秩父市上蒔田
207—Ⅰ—047	品沢(3)	秩父市品沢

溪流番号	溪流名	溪流所在地
207—I—051	宮根入沢	秩父市伊古田
207—I—052	十王殿(3)	秩父市十王殿
207—I—053	十王殿(4)	秩父市十王殿
207—II—001	木毛	秩父市木毛
207—II—003	和銅沢川	秩父市柳田
207—II—005	杉沢	秩父市笠山
207—II—006	小樽(2)	秩父市小樽
207—II—010	上郷(2)	秩父市上郷
207—II—011	上郷(3)	秩父市上郷
207—II—013	定峰(2)	秩父市定峰
207—II—015	上郷(4)	秩父市上郷
207—II—016	中郷	秩父市中郷
207—II—017	大棚(1)	秩父市大棚
207—II—018	桃木沢	秩父市上山田
207—II—020	上影森(1)	秩父市上影森
207—II—021	上影森(2)	秩父市上影森
207—II—022	上影森(3)	秩父市上影森
207—II—023	上影森(4)	秩父市上影森
207—II—025	浦山(1)	秩父市浦山
207—II—026	浦山(2)	秩父市浦山
207—II—029	清水沢	秩父市浦山
207—II—031	滝川(2)	秩父市平仁田
207—II—032	平仁田(1)	秩父市平仁田
207—II—033	平仁田(2)	秩父市平仁田
207—II—034	坂本(2)	秩父市坂本
207—II—035	姥ヶ沢	秩父市折
207—II—037	別所(2)	秩父市別所
207—II—038	上寺尾(1)	秩父市上寺尾
207—II—040	坊平(1)	秩父市坊平
207—II—042	田村(2)	秩父市田村
207—II—043	田村(3)	秩父市田村
207—II—044	上蒔田(1)	秩父市上蒔田
207—II—045	上蒔田(2)	秩父市上蒔田
207—II—048	品沢(1)	秩父市品沢
207—II—049	品沢(2)	秩父市品沢
207—II—056	西平(1)	秩父市西平
207—J—001	上郷(6)	秩父市上郷
207—J—002	大棚(2)	秩父市大棚
207—J—003	押堀川	秩父市下影森
207—J—004	上影森(5)	秩父市上影森
207—J—005	野々上(2)	秩父市野々上
207—J—006	野々上(3)	秩父市野々上
207—J—007	野々上(4)	秩父市野々上
207—J—008	折	秩父市折
207—J—009	五百沢	秩父市折
207—J—010	蒔田(2)	秩父市蒔田
207—J—011	蒔田(3)	秩父市蒔田
207—J—012	中組(2)	秩父市中組

資料 2. 5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-65) 参照】

[平成 29 年 1 月 1 日現在]

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-I-0125	腰	秩父市	吉田久長	腰	自然	50	310	34
11106-I-0126	元郷	〃	〃	元郷	自然	40	70	38
11106-I-0127	白岩	〃	吉田阿熊	白岩	自然	30	210	48
11106-I-0128	室久保	〃	〃	室久保	自然	20	170	37
11106-I-0129	万場沢(1)	〃	下吉田	万場沢	自然	25	240	32
11106-I-0130	藤沢一	〃	〃	藤沢	自然	15	90	42
11106-I-0131	兎田	〃	〃	兎田	自然	30	160	45
11106-I-0132	桜井一	〃	〃	桜井	自然	20	100	55
11106-I-0133	布里	〃	〃	布里	自然	30	350	55
11106-I-0134	井上	〃	〃	井上	自然	15	150	35
11106-I-0135	棕山(1)	〃	〃	芦田	自然	40	230	38
11106-I-0136	棕宮(2)	〃	〃	芦田	自然	15	200	50
11106-I-0137	沢戸	〃	吉田石間	沢戸	自然	70	850	35
11106-I-0138	東	〃	〃	東	自然	40	640	34
11106-I-0139	半納(1)	〃	〃	半納	自然	50	440	38
11106-I-0140	半納一	〃	〃	半納一	自然	30	250	40
11106-I-0141	檜尾	〃	吉田太田部	檜尾	自然	70	200	47
11106-I-0142	北(1)	〃	〃	北	自然	25	350	40
11106-I-0143	相見	〃	〃	相見	自然	40	300	40
11106-I-0144	矢畑一	〃	下吉田	矢畑	自然	120	310	35
11106-I-0145	中井ノ入	〃	吉田石間	中井ノ入	自然	60	380	38
11106-I-0146	左八の神	〃	〃	左八の神	自然	174	600	38
11106-I-0147	沢口(1)	〃	〃	沢口	自然	70	150	40
11106-I-0148	下漆木	〃	〃	下漆木	自然	25	260	35
11106-I-0149	漆木(1)	〃	〃	漆木	自然	50	170	37
11106-I-0150	平島	〃	〃	平島	自然	122	310	35
11106-I-0151	柚木一	〃	〃	柚木	自然	35	450	40
11106-I-0152	柚木二	〃	〃	柚木	自然	30	340	35
11106-I-0153	中割	〃	〃	中割	自然	40	230	37
11106-I-0154	石間戸	〃	上吉田	石間戸	自然	12	180	32
11106-I-0155	大柵部	〃	〃	大柵部	自然	30	180	54
11106-I-0156	室戸	〃	〃	室戸	自然	55	100	40
11106-I-0157	後川	〃	〃	後川	自然	95	270	38
11106-I-0158	中島(2)	〃	〃	中島	自然	45	50	35
11106-I-0159	大道上	〃	〃	大道上	自然	30	270	30
11106-I-0160	千鹿谷一	〃	〃	千鹿谷	自然	55	120	45
11106-I-0161	松岡	〃	〃	松岡	自然	60	220	55
11106-I-0162	東女郎田	〃	〃	東女郎田	自然	10	280	75
11106-I-0163	西女郎田	〃	〃	西女郎田	自然	40	120	40
11106-I-0164	大波見	〃	〃	大波見	自然	130	180	42
11106-I-0165	新井	〃	〃	新井	自然	14	230	70
11106-I-0166	諸日影	〃	〃	諸日影	自然	10	220	65
11106-I-0167	竹ノ妻	〃	〃	竹ノ妻	自然	156	220	32
11106-I-0168	明ノ平	〃	〃	明ノ平	自然	120	260	38
11106-I-0169	小川日向	〃	〃	小川日向	自然	84	290	46
11106-I-0170	小川日影	〃	〃	小川日影	自然	136	130	42
11106-I-0171	下夏地	〃	〃	下夏地	自然	214	220	42

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-I-0172	三社	秩父市	上吉田	三社	自然	76	100	43
11106-I-0173	とふ山	〃	〃	とふ山	自然	130	190	39
11106-I-0174	千鹿谷	〃	〃	千鹿谷	自然	24	190	34
11106-I-0175	三宮寺原	〃	吉田久長	三宮寺原	自然	30	70	45
11106-I-0176	吉田小学校1	〃	下吉田	下	自然	20	370	40
11106-I-0177	吉田小学校2	〃	〃	中	自然	20	300	47
11106-I-0178	吉田小学楼3	〃	〃	上	自然	20	430	47
11106-I-0285	赤谷日影-1	〃	中津川	小倉沢	自然	60	150	35
11106-I-0286	小倉沢	〃	〃	小倉沢	自然	80	80	40
11106-I-0287	上倉	〃	三峰	上倉	自然	50	230	45
11106-I-0288	大木	〃	〃	大木	自然	20	200	30
11106-I-0289	猫木	〃	〃	猫下	自然	18	160	50
11106-I-0290	吉ヶ谷	〃	〃	吉ヶ谷	自然	170	170	38
11106-I-0291	中津川(1)	〃	中津川	中津川	自然	60	130	35
11106-I-0292	王冠-1	〃	〃	王冠	自然	50	120	38
11106-I-0293	王冠-2	〃	〃	王冠	自然	100	100	40
11106-I-0294	中津川-1	〃	〃	中津川	自然	60	270	38
11106-I-0295	中津川(2)	〃	〃	中津川	自然	40	150	40
11106-I-0296	中津川(3)	〃	〃	中津川	自然	100	270	43
11106-I-0297	中双里(1)	〃	〃	中双里	自然	40	150	50
11106-I-0298	中双里-1	〃	〃	中双里	自然	40	100	48
11106-I-0299	中双里(2)	〃	〃	中双里	自然	35	80	68
11106-I-0300	小双里	〃	大滝	小双里	自然	70	250	40
11106-I-0301	鶉平(1)	〃	〃	鶉平	自然	50	230	40
11106-I-0302	鶉平(2)	〃	〃	鶉平	自然	90	200	37
11106-I-0303	梶平	〃	〃	梶平	自然	75	130	50
11106-I-0304	川又	〃	〃	川又	自然	40	320	61
11106-I-0305	牛房平	〃	〃	牛房平	自然	150	140	38
11106-I-0306	栃本(1)	〃	〃	栃本	自然	80	240	38
11106-I-0307	栃本(2)	〃	〃	栃本	自然	40	320	30
11106-I-0308	栃本(3)	〃	〃	栃本	自然	70	80	33
11106-I-0309	上中尾-1	〃	〃	上中尾	自然	60	150	38
11106-I-0310	上中尾-2	〃	〃	上中尾	自然	230	270	34
11106-I-0311	寺井麻生-1	〃	〃	寺井	自然	280	220	40
11106-I-0312	寺井麻生-2	〃	〃	麻生	自然	100	220	39
11106-I-0313	麻生-1	〃	〃	麻生	自然	250	50	38
11106-I-0314	麻生-2	〃	〃	麻生	自然	130	40	36
11106-I-0315	二瀬	〃	〃	大久保	自然	100	260	47
11106-I-0316	麻生-3	〃	〃	麻生	自然	30	30	45
11106-I-0317	大久保	〃	〃	大久保	自然	21	240	34
11106-I-0318	小西	〃	〃	小西	自然	21	150	36
11106-I-0319	槌打	〃	〃	槌打	自然	11	270	65
11106-I-0320	三十場	〃	〃	三十場	自然	200	300	42
11106-I-0321	宮平	〃	〃	宮平	自然	90	140	39
11106-I-0322	三十槌	〃	〃	三十槌	自然	70	130	40
11106-I-0323	大落合	〃	〃	落合	自然	90	370	42
11106-I-0324	大落合-1	〃	〃	落合	自然	150	220	40
11106-I-0325	神庭	〃	〃	神庭	自然	40	220	45
11106-I-0326	岡本	〃	〃	岡本	自然	80	260	40
11106-I-0327	大輪	〃	〃	大輪	自然	60	280	40
11106-I-0328	大達原	〃	〃	大達原	自然	60	130	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-I-0329	大血川	秩父市	大滝	大血川	自然	40	100	41
11106-I-0330	下大血川	〃	〃	大血川	自然	80	200	40
11106-I-0331	強石(1)	〃	〃	強石	自然	100	100	40
11106-I-0332	強石(2)	〃	〃	強石	自然	60	240	42
11106-I-0333	強石(3)	〃	〃	強石	自然	40	110	45
11106-I-0334	大輪	〃	〃	大輪	自然	90	280	34
11106-I-0335	落合	〃	〃	落合	自然	60	130	45
11106-I-0336	中落合	〃	〃	落合	自然	50	330	42
11106-I-0337	落合一1	〃	〃	落合	自然	30	120	42
11106-I-0338	巣場	〃	〃	巣場	自然	70	230	42
11106-I-0339	越	〃	荒川上野田	越	人工	5	50	35
11106-I-0340	大指	〃	荒川贅川	大指	自然	25	170	38
11106-I-0341	向原	〃	〃	向原	自然	45	160	34
11106-I-0342	川町	〃	〃	川町	自然	25	150	54
11106-I-0343	上郷	〃	〃	上郷	自然	30	190	54
11106-I-0344	向田	〃	〃	向田	自然	40	120	32
11106-I-0345	下郷	〃	〃	下郷	自然	40	90	50
11106-I-0346	本原	〃	〃	本原	自然	100	360	36
11106-I-0347	柴原(1)	〃	荒川小野原	柴原	自然	20	80	45
11106-I-0348	柴原(2)	〃	〃	柴原	自然	30	120	40
11106-I-0349	柴原一1	〃	〃	柴原	自然	20	50	35
11106-I-0350	谷	〃	荒川白久	谷	自然	30	200	42
11106-I-0351	伊勢崎	〃	〃	伊勢崎	自然	65	100	60
11106-I-0352	豆早原(1)	〃	〃	豆早原	自然	40	50	63
11106-I-0353	大塚(1)	〃	荒川日野	大塚	自然	19	30	35
11106-I-0354	大塚(2)	〃	〃	大塚	自然	25	70	30
11106-I-0355	富士山	〃	〃	富士山	自然	30	200	42
11106-I-0356	下日野	〃	〃	下日野	自然	43	110	40
11106-I-0357	安戸(1)	〃	荒川上日野	安戸	自然	32	180	45
11106-I-0358	半縄	〃	荒川上田野	半縄	自然	13	90	35
11106-I-0359	安戸(2)	〃	荒川上日野	安戸	自然	31	190	50
11106-I-0360	安戸(3)	〃	〃	安戸	自然	33	290	71
11106-I-0361	事上	〃	〃	事上	自然	46	80	35
11106-I-0362	平沢	〃	荒川久那	平沢	自然	36	90	45
11106-I-0363	久那一2	〃	〃		自然	15	90	49
11106-I-0364	石原	〃	荒川上田野	石原	自然	18	140	85
11106-I-0365	親平	〃	荒川久那	親平	自然	35	100	34
11106-I-0366	沢戸(1)	〃	荒川贅川	沢戸	自然	30	80	55
11106-I-0367	猪鼻一3	〃	荒川白久	猪鼻	自然	150	70	45
11106-I-0368	谷(2)	〃	〃	谷	自然	40	90	42
11106-I-0369	橋場一2	〃	〃	橋場	自然	35	60	37
11106-II-0176	矢畑一2	〃	下吉田	矢畑	自然	110	30	42
11106-II-0177	女形一5	〃	上吉田	女形	自然	40	20	44
11106-II-0178	女形一6	〃	〃	女形	自然	70	20	45
11106-II-0179	女形一7	〃	〃	女形	自然	30	10	36
11106-II-0180	鉢久保	〃	下吉田	鉢久保	自然	20	30	35
11106-II-0181	阿熊下	〃	吉田阿熊	阿熊下	自然	45	50	47
11106-II-0182	室久保一1	〃	〃	室久保	自然	30	60	43
11106-II-0183	室久保一2	〃	〃	室久保	自然	20	60	40
11106-II-0184	松場一1	〃	〃	松場	自然	40	35	40
11106-II-0185	松場一2	〃	〃	松場	自然	90	70	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0186	横田倉(1)	秩父市	吉田阿熊	横田倉	自然	30	120	32
11106-Ⅱ-0187	横田倉(2)	〃	〃	横田倉	自然	35	140	43
11106-Ⅱ-0188	白岩-1	〃	〃	白岩	自然	40	50	48
11106-Ⅱ-0189	川久保-1	〃	〃	川久保	自然	60	40	38
11106-Ⅱ-0190	川久保-2	〃	〃	川久保	自然	40	40	40
11106-Ⅱ-0191	川久保	〃	〃	川久保	自然	130	100	47
11106-Ⅱ-0192	白岩-2	〃	〃	白岩	自然	40	70	55
11106-Ⅱ-0193	阿熊下-1	〃	〃	阿熊下	自然	50	90	40
11106-Ⅱ-0194	彦久保-2	〃	〃	彦久保	自然	20	50	42
11106-Ⅱ-0195	守岩	〃	〃	守岩	自然	130	200	47
11106-Ⅱ-0196	芦田	〃	下吉田	芦田	自然	30	60	36
11106-Ⅱ-0197	井上-1	〃	〃	井上	自然	20	120	48
11106-Ⅱ-0198	井上-2	〃	〃	井上	自然	35	80	35
11106-Ⅱ-0199	井上-3	〃	〃	井上	自然	40	100	40
11106-Ⅱ-0200	釜ノ上	〃	〃	釜ノ上	自然	20	90	45
11106-Ⅱ-0201	釜ノ上-1	〃	〃	釜ノ上	自然	15	150	50
11106-Ⅱ-0202	関-1	〃	〃	関	自然	35	40	40
11106-Ⅱ-0203	関-2	〃	〃	関	自然	8	60	50
11106-Ⅱ-0204	新田原-1	〃	〃	新田原	自然	60	70	33
11106-Ⅱ-0205	橋倉-1	〃	〃	橋倉	自然	20	30	47
11106-Ⅱ-0206	桜井-2	〃	〃	桜井	自然	22	40	38
11106-Ⅱ-0207	桜井-3	〃	〃	桜井	自然	25	80	40
11106-Ⅱ-0208	桜井-4	〃	〃	桜井	自然	5	30	65
11106-Ⅱ-0209	桜井-5	〃	〃	桜井	官然	20	70	35
11106-Ⅱ-0210	首部沢	〃	〃	首部沢	自然	40	120	40
11106-Ⅱ-0211	藤沢-3	〃	〃	藤沢	自然	35	70	38
11106-Ⅱ-0212	藤沢-4	〃	〃	藤沢	自然	25	50	40
11106-Ⅱ-0213	新田原	〃	〃	新田原	自然	12	50	50
11106-Ⅱ-0214	大日堂	〃	〃	大日堂	自然	30	80	35
11106-Ⅱ-0215	棕本-1	〃	〃	棕本	自然	12	50	48
11106-Ⅱ-0216	棕本-2	〃	〃	棕本	自然	15	65	42
11106-Ⅱ-0217	鍛冶山(1)	〃	〃	鍛冶山	自然	30	70	38
11106-Ⅱ-0218	鍛冶山(2)	〃	〃	鍛冶山	自然	40	190	34
11106-Ⅱ-0219	田中-1	〃	〃	田中	自然	50	100	45
11106-Ⅱ-0220	田中-2	〃	〃	田中	自然	20	50	60
11106-Ⅱ-0221	田中-3	〃	〃	田中	自然	50	50	38
11106-Ⅱ-0222	橋倉	〃	〃	橋倉	自然	16	160	34
11106-Ⅱ-0223	藤沢-2	〃	〃	藤沢	自然	25	30	42
11106-Ⅱ-0224	藤六	〃	〃	藤六	自然	20	80	50
11106-Ⅱ-0225	番戸	〃	〃	番戸	自然	40	50	38
11106-Ⅱ-0226	福田	〃	〃	福田	自然	20	220	50
11106-Ⅱ-0227	取方	〃	〃	取方	自然	12	50	45
11106-Ⅱ-0228	暮坪	〃	〃	暮坪	自然	6	60	64
11106-Ⅱ-0229	万場沢(2)	〃	〃	万場沢	自然	30	130	40
11106-Ⅱ-0230	半根古	〃	吉田石間	半根古	自然	70	150	35
11106-Ⅱ-0231	又ノ平	〃	〃	又ノ平	自然	50	190	40
11106-Ⅱ-0232	上郷	〃	吉田久長	上郷	自然	25	60	35
11106-Ⅱ-0233	藤頼	〃	〃	藤頼	自然	70	60	48
11106-Ⅱ-0234	頼母沢-1	〃	〃	頼母沢	自然	150	120	38
11106-Ⅱ-0235	藤芝	〃	〃	藤芝	自然	65	100	34
11106-Ⅱ-0236	女形-1	〃	上吉田	女形	自然	50	70	38

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0237	女形-2	秩父市	上吉田	女形	自然	30	10	38
11106-Ⅱ-0238	女形-3	〃	〃	女形	自然	50	70	36
11106-Ⅱ-0239	女形-4	〃	〃	女形	自然	30	20	38
11106-Ⅱ-0240	つらはら堀	〃	〃	つらはら堀	自然	100	150	40
11106-Ⅱ-0241	小川	〃	〃	小川	自然	60	70	48
11106-Ⅱ-0242	三社-1	〃	〃	三社	自然	64	50	36
11106-Ⅱ-0243	三社-2	〃	〃	三社	自然	20	50	35
11106-Ⅱ-0244	女郎田	〃	〃	女郎田	自然	20	150	42
11106-Ⅱ-0245	西女郎田-1	〃	〃	西女郎田	自然	30	70	42
11106-Ⅱ-0246	千鹿谷-2	〃	〃	千鹿谷	自然	60	30	40
11106-Ⅱ-0247	室戸-1	〃	〃	室戸	自然	25	100	42
11106-Ⅱ-0248	巢掛	〃	〃	巢掛	自然	40	90	42
11106-Ⅱ-0249	巢掛-1	〃	〃	巢掛	自然	25	40	37
11106-Ⅱ-0250	中島(1)	〃	〃	中島	自然	12	160	60
11106-Ⅱ-0251	塚越-1	〃	〃	塚越	自然	20	70	42
11106-Ⅱ-0252	塚越-2	〃	〃	塚越	自然	40	40	40
11106-Ⅱ-0253	塚越-4	〃	〃	塚越	自然	92	50	40
11106-Ⅱ-0254	塚越-5	〃	〃	塚越	自然	40	30	40
11106-Ⅱ-0255	明ヶ平	〃	〃	明ヶ平	自然	20	20	32
11106-Ⅱ-0256	明ヶ平-1	〃	〃	明ヶ平	自然	40	30	36
11106-Ⅱ-0257	矢畑(2)	〃	下吉田	矢畑	自然	30	100	48
11106-Ⅱ-0258	矢畑(1)	〃	〃	矢畑	自然	76	110	38
11106-Ⅱ-0259	沢戸-4	〃	吉田石間	沢戸	自然	35	30	40
11106-Ⅱ-0260	沢戸-2	〃	〃	沢戸	自然	30	100	40
11106-Ⅱ-0261	沢戸-5	〃	〃	沢戸	自然	50	60	43
11106-Ⅱ-0262	西	〃	〃	西	自然	65	130	40
11106-Ⅱ-0263	漆木(2)	〃	〃	漆木	自然	60	200	40
11106-Ⅱ-0264	沢口(2)	〃	〃	沢口	自然	40	150	37
11106-Ⅱ-0265	下漆木-1	〃	〃	下漆木	自然	60	50	37
11106-Ⅱ-0266	半納(2)	〃	〃	半納	自然	35	450	45
11106-Ⅱ-0267	半納-2	〃	〃	半納	自然	100	50	42
11106-Ⅱ-0268	クボタ-1	〃	吉田太田部	クボタ	自然	30	100	40
11106-Ⅱ-0269	北(2)	〃	〃	北	自然	25	260	42
11106-Ⅱ-0270	クボタ-2	〃	〃	クボタ	自然	13	150	45
11106-Ⅱ-0271	クボタ	〃	〃	クボタ	自然	50	130	40
11106-Ⅱ-0272	相見-1	〃	〃	相見	自然	30	50	35
11106-Ⅱ-0273	築場	〃	〃	築場	自然	20	120	30
11106-Ⅱ-0274	馬込	〃	上吉田	馬込	自然	62	100	67
11106-Ⅱ-0425	三峰	〃	三峰	三峰	自然	20	100	35
11106-Ⅱ-0426	上倉-1	〃	〃	上倉	人工	15	70	39
11106-Ⅱ-0427	川又-1	〃	大滝	川又	自然	30	50	36
11106-Ⅱ-0428	川又-4	〃	〃	川又	自然	100	70	32
11106-Ⅱ-0429	川又-5	〃	〃	川又	自然	70	30	34
11106-Ⅱ-0430	大血川-1	〃	〃	大血川	自然	30	60	35
11106-Ⅱ-0431	大血川-2	〃	〃	大血川	自然	30	50	42
11106-Ⅱ-0432	大血川-3	〃	〃	大血川	自然	30	100	70
11106-Ⅱ-0433	神岡	〃	〃	神庭	自然	60	50	45
11106-Ⅱ-0434	上中尾-3	〃	〃	上中尾	自然	50	40	35
11106-Ⅱ-0435	栃本-3	〃	〃	栃本	自然	40	40	35
11106-Ⅱ-0436	赤谷日影-2	〃	中津川	小倉沢	自然	50	160	41
11106-Ⅱ-0437	中津川-3	〃	〃	中津川	自然	50	100	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0438	橋場-1	秩父市	荒川白久	橋場	自然	30	110	36
11106-Ⅱ-0439	久那-1	"	荒川久那		自然	15	50	40
11106-Ⅱ-0440	諸	"	"	諸	人工	24	110	75
11106-Ⅱ-0441	上下石原	"	荒川上日野	上下石原	自然	30	40	47
11106-Ⅱ-0442	久那	"	荒川久那	平沢	自然	20	50	53
11106-Ⅱ-0443	柴原-2	"	荒川小野原	柴原	自然	40	110	34
11106-Ⅱ-0444	小野原-1	"	"	小野原	自然	40	65	35
11106-Ⅱ-0445	小野原-2	"	"	小野原	自然	50	70	45
11106-Ⅱ-0446	小野原-3	"	"	小野原	自然	90	60	60
11106-Ⅱ-0447	松葉	"	"	松葉	自然	60	80	50
11106-Ⅱ-0448	宮ノ下	"	荒川日野	宮ノ下	自然	55	50	52
11106-Ⅱ-0449	坂口	"	荒川上田野	坂口	自然	20	80	43
11106-Ⅱ-0450	芦川-1	"	荒川日野	芦川	自然	37	100	30
11106-Ⅱ-0451	芦川-2	"	"	芦川	自然	25	100	40
11106-Ⅱ-0452	下日野-2	"	"	下日野	自然	40	90	30
11106-Ⅱ-0453	川宿	"	"	川宿	自然	20	120	55
11106-Ⅱ-0454	上サ-1	"	荒川白久	上サ	自然	40	40	32
11106-Ⅱ-0455	上サ-2	"	"	上サ	自然	25	90	30
11106-Ⅱ-0456	上サ-3	"	"	上サ	自然	50	40	33
11106-Ⅱ-0457	猪鼻-1	"	"	猪鼻	自然	50	60	35
11106-Ⅱ-0458	沢戸(2)	"	荒川贅川	沢戸	自然	40	60	35
11106-Ⅱ-0459	東ノ前(1)	"	"	東ノ前	自然	70	200	38
11106-Ⅱ-0460	猪鼻-2	"	荒川白久	猪鼻	自然	100	120	60
11106-Ⅱ-0461	東ノ前(2)	"	荒川贅川	東ノ前	自然	40	180	40
11106-Ⅱ-0462	豆早原(2)	"	荒川白久	豆早原	自然	45	20	63
11106-Ⅱ-0463	柿平	"	荒川贅川	柿平	自然	30	50	49
11106-Ⅱ-0464	古池	"	"	古池	自然	50	50	48
11106-Ⅱ-0465	上平-1	"	"	上平	自然	25	50	34
11106-Ⅱ-0466	上平-2	"	"	上平	自然	80	130	36
11106-Ⅱ-0467	下坂	"	"	下坂	自然	8	20	40
11106-Ⅱ-0468	大指-2	"	"	大指	自然	30	50	52
11106-Ⅱ-0469	町分	"	"	町分	自然	40	30	83
11106-Ⅲ-0250	井上	"	下吉田	井上	自然	40	175	30
11106-Ⅲ-0325	浦山ダム	"	荒川久那	浦山ダム	自然	90	200	48
11106-Ⅲ-0326	浦山口	"	"	浦山口	自然	30	175	35
11106-Ⅲ-0327	柴原-3	"	荒川小野原	柴原	自然	40	90	39
11106-Ⅲ-0328	柴原-4	"	"	柴原	人工	30	100	30
11106-Ⅲ-0329	柴原-5	"	"	柴原	自然	30	125	30
11106-Ⅲ-0330	柴原-6	"	"	柴原	自然	80	280	53
11106-Ⅲ-0331	柴原-7	"	"	柴原	自然	90	100	50
11106-Ⅲ-0332	小野原-4	"	"	小野原	自然	25	75	39
11106-Ⅲ-0333	小野原-5	"	"	小野原	自然	30	650	55
11106-Ⅲ-0334	小野原-6	"	"	小野原	自然	30	480	55
11106-Ⅲ-0335	小野原-7	"	"	小野原	自然	30	120	30
11106-Ⅲ-0336	小野原-8	"	"	小野原	自然	30	100	40
11106-Ⅲ-0337	鷺ノ巣	"	"	鷺ノ巣	自然	20	350	40
11106-Ⅲ-0338	越-2	"	荒川上田野	越	自然	60	250	34
11106-Ⅲ-0339	坂口-2	"	"	坂口	自然	30	300	45
11106-Ⅲ-0340	栃久保	"	"	栃久保	自然	40	150	30
11106-Ⅲ-0341	糶屋-1	"	"	糶屋	自然	30	300	40
11106-Ⅲ-0342	糶屋-2	"	"	糶屋	自然	30	600	55

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅲ-0343	芦川-3	秩父市	荒川日野	芦川	自然	20	150	33
11106-Ⅲ-0344	芦川-4	〃	〃	芦川	自然	20	500	39
11106-Ⅲ-0345	下日野-3	〃	〃	下日野	自然	30	250	55
11106-Ⅲ-0346	寺沢	〃	〃	寺沢	自然	30	60	31
11106-Ⅲ-0347	松葉-2	〃	〃	松葉	自然	30	325	55
11106-Ⅲ-0348	大塚-9	〃	〃	大塚	自然	50	175	33
11106-Ⅲ-0349	原	〃	荒川白久	原	自然	40	160	38
11106-Ⅲ-0350	上サ-4	〃	〃	上サ	自然	30	270	30
11106-Ⅲ-0351	上サ-5	〃	〃	上サ	自然	30	200	30
11106-Ⅲ-0352	谷-2	〃	〃	谷	自然	30	120	30
11106-Ⅲ-0353	谷-3	〃	〃	谷	自然	80	350	33
11106-Ⅲ-0354	谷-4	〃	〃	谷	自然	40	90	39
11106-Ⅲ-0355	谷-5	〃	〃	谷	自然	120	200	45
11106-Ⅲ-0356	猪鼻-4	〃	〃	猪鼻	自然	50	180	30
11106-Ⅲ-0357	豆日原-2	〃	〃	豆日原	自然	40	200	45
11106-Ⅲ-0358	豆日原-3	〃	〃	豆日原	自然	40	325	55
11106-Ⅲ-0359	下郷-2	〃	荒川贅川	下郷	自然	50	240	37
11106-Ⅲ-0360	柿平-1	〃	〃	柿平	自然	20	70	30
11106-Ⅲ-0361	柿平-2	〃	〃	柿平	自然	50	130	33
11106-Ⅲ-0362	柿平-3	〃	〃	柿平	自然	30	150	30
11106-Ⅲ-0363	柿平-4	〃	〃	柿平	自然	30	130	33
11106-Ⅲ-0364	柿平-5	〃	〃	柿平	自然	30	120	30
11106-Ⅲ-0365	柿平-6	〃	〃	柿平	自然	20	80	45
11106-Ⅲ-0366	柿平-7	〃	〃	柿平	自然	50	300	34
11106-Ⅲ-0367	柿平-8	〃	〃	柿平	自然	30	100	31
11106-Ⅲ-0368	古池-1	〃	〃	古池	自然	20	125	30
11106-Ⅲ-0369	古池-2	〃	〃	古池	自然	30	150	32
11106-Ⅲ-0370	古池-3	〃	〃	古池	自然	35	150	35
11106-Ⅲ-0371	上平-3	〃	〃	上平	自然	30	70	37
11106-Ⅲ-0372	上平-4	〃	〃	上平	自然	30	170	45
11106-Ⅲ-0373	上平-5	〃	〃	上平	自然	40	100	40
11106-Ⅲ-0374	上平-6	〃	〃	上平	自然	50	220	45
11106-Ⅲ-0375	大指-3	〃	〃	大指	自然	20	200	40
11106-Ⅲ-0376	大指-4	〃	〃	大指	自然	20	60	40
11106-Ⅲ-0377	大指-5	〃	〃	大指	自然	40	200	38
11106-Ⅲ-0378	大指-6	〃	〃	大指	自然	40	80	38
11106-Ⅲ-0379	大指-7	〃	〃	大指	自然	30	100	30
11106-Ⅲ-0380	大指-8	〃	〃	大指	自然	30	70	38
11106-Ⅲ-0381	町分-2	〃	〃	町分	自然	40	100	30
11106-I-0001	川俣(1)	〃	浦山	川俣	自然	40	340	37
11106-I-0002	毛附	〃	〃	毛附	自然	30	200	40
11106-I-0003	金倉	〃	〃	金倉	自然	30	80	36
11106-I-0004	日向	〃	〃	日向	自然	35	100	32
11106-I-0005	大谷	〃	〃	大谷	自然	50	120	36
11106-I-0006	巴(1)	〃	下影森	巴	自然	33	280	60
11106-I-0007	宮本町-1	〃	宮本町		自然	40	300	32
11106-I-0008	大沼町	〃	大沼町		自然	20	40	42
11106-I-0009	巴(2)	〃	下影森	巴	自然	33	120	50
11106-I-0010	巴(3)	〃	〃	巴	自然	31	100	64
11106-I-0011	巴(4)	〃	〃	巴	自然	37	210	74
11106-I-0012	大久保	〃	久那	大久保	自然	50	100	47

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-I-0013	野坂	秩父市	野坂町	二丁目	自然	25	850	36
11106-I-0014	阿保	〃	阿保町		自然	25	300	52
11106-I-0015	下宮地町-1	〃	下宮地町		自然	20	300	35
11106-I-0016	上山田-1	〃	山田	上山田	自然	25	90	43
11106-I-0017	矢追-1	〃	〃	矢追	自然	30	120	37
11106-I-0018	矢追-2	〃	〃	矢追	自然	30	50	40
11106-I-0019	大畑町	〃	大畑町		自然	20	110	35
11106-I-0020	宮崎-1	〃	大野原	宮崎	自然	25	200	58
11106-I-0021	宮崎-2	〃	〃	宮崎	自然	15	40	53
11106-I-0022	黒草	〃	〃	黒草	自然	15	150	32
11106-I-0023	大戸原	〃	山田	大戸原	自然	8	120	54
11106-I-0024	矢追-3	〃	〃	矢追	自然	15	120	84
11106-I-0025	定峰-1	〃	定峰	定峰	自然	20	220	37
11106-I-0026	定峰-4	〃	〃	定峰	自然	30	70	38
11106-I-0027	定峰-5	〃	〃	定峰	自然	20	140	30
11106-I-0028	中郷-1	〃	栃谷	中郷	自然	20	100	38
11106-I-0029	栃谷入沢-1	〃	〃	栃谷入沢	自然	25	150	38
11106-I-0030	木毛-1	〃	黒谷	木毛	自然	90	50	35
11106-I-0031	木毛-4	〃	〃	木毛	自然	60	190	30
11106-I-0032	柳田-1	〃	〃	柳田	自然	25	240	40
11106-I-0033	破風屋-1	〃	〃	破風屋	自然	40	240	30
11106-I-0034	破風屋-2	〃	〃	破風屋	自然	50	280	30
11106-I-0035	小樽-4	〃	〃	小樽	自然	30	150	35
11106-I-0036	小樽-3	〃	〃	小樽	自然	40	300	40
11106-I-0037	上大田	〃	大田	上大田	自然	27	170	50
11106-I-0038	十王殿-2	〃	伊古田	十王殿	自然	30	130	30
11106-I-0039	滝坂	〃	上野	滝坂	自然	40	150	34
11106-I-0040	井戸尻	〃	〃	井戸尻	自然	17	170	38
11106-I-0041	別所	〃	別所		自然	13	200	37
11106-I-0042	大久保(2)	〃	久那	大久保	自然	20	210	30
11106-I-0043	平仁田	〃	〃	平仁田	自然	60	300	38
11106-I-0044	熊木	〃	熊木町		自然	20	170	44
11106-I-0045	熊木町 43	〃	熊木町 43		自然	30	40	40
11106-I-0046	上ノ沼	〃	大宮	上ノ沼	自然	25	150	35
11106-I-0047	中寺尾	〃	寺尾	中寺尾	自然	20	70	40
11106-I-0048	上寺尾-1	〃	〃	上寺尾	自然	15	270	35
11106-I-0049	中寺尾-2	〃	〃	中寺尾	自然	15	160	30
11106-I-0050	中寺尾-3	〃	〃	中寺尾	自然	40	90	38
11106-I-0051	中寺尾-4	〃	〃	中寺尾	自然	18	150	42
11106-I-0052	中寺尾-6	〃	〃	中寺尾	自然	30	100	33
11106-I-0053	上蒔田-3	〃	蒔田	上蒔田	自然	20	60	30
11106-I-0054	中寺尾-1	〃	寺尾	中寺尾	自然	50	400	30
11106-I-0055	下寺尾-5	〃	〃	下寺尾	自然	45	380	30
11106-I-0056	下寺尾-4	〃	〃	下寺尾	自然	25	125	35
11106-I-0057	近戸	〃	近戸町		自然	30	170	70
11106-I-0058	上太田	〃	太田	柴宮裏	自然	30	140	60
11106-I-0059	下太田	〃	〃	磯端	自然	15	360	55
11106-I-0060	小柱	〃	小柱	東平	自然	15	320	64
11106-I-0370	下寺尾-7	〃	寺尾	下寺尾	自然	30	100	30
11106-II-0001	十王殿-1	〃	伊古田	十王殿	自然	20	100	38
11106-II-0002	上原	〃	〃	上原	自然	15	90	38

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0003	西平	秩父市	伊古田	西平	自然	6	70	50
11106-Ⅱ-0004	細久保(1)	〃	浦山	細久保	自然	70	60	46
11106-Ⅱ-0005	武士平	〃	〃	武士平	自然	70	180	40
11106-Ⅱ-0006	小樽-2	〃	黒谷	小樽	自然	30	90	30
11106-Ⅱ-0007	木毛-2	〃	〃	木毛	自然	45	60	35
11106-Ⅱ-0008	木毛-3	〃	〃	木毛	自然	80	170	30
11106-Ⅱ-0009	木毛-5	〃	〃	木毛	自然	20	60	40
11106-Ⅱ-0010	柳田-2	〃	〃	柳田	自然	45	90	50
11106-Ⅱ-0011	下山-1	〃	〃	下山	自然	5	48	35
11106-Ⅱ-0012	下山(2)	〃	〃	下山	自然	7	70	35
11106-Ⅱ-0013	下山(1)	〃	〃	下山	自然	30	40	30
11106-Ⅱ-0014	柳田-3	〃	〃	柳田	自然	70	70	30
11106-Ⅱ-0015	深田	〃	山田	深田	自然	30	30	36
11106-Ⅱ-0016	大棚-1	〃	〃	大棚	自然	25	70	42
11106-Ⅱ-0017	大棚-3	〃	〃	大棚	自然	25	30	44
11106-Ⅱ-0018	大棚-4	〃	〃	大棚	自然	20	50	34
11106-Ⅱ-0019	大棚-6	〃	〃	大棚	自然	40	50	34
11106-Ⅱ-0020	矢行地-2	〃	〃	矢行地	自然	30	120	40
11106-Ⅱ-0021	矢行地-4	〃	〃	矢行地	自然	30	70	41
11106-Ⅱ-0022	矢追-4	〃	〃	矢追	自然	20	50	35
11106-Ⅱ-0023	峰沢	〃	下宮地	峰沢	自然	20	60	42
11106-Ⅱ-0024	下寺尾-1	〃	寺尾	下寺尾	自然	50	120	30
11106-Ⅱ-0025	下寺尾-2	〃	〃	下寺尾	自然	45	120	30
11106-Ⅱ-0026	下寺尾-3	〃	〃	下寺尾	自然	40	150	30
11106-Ⅱ-0027	下寺尾-6	〃	〃	下寺尾	自然	50	120	30
11106-Ⅱ-0028	中寺尾-7	〃	〃	中寺尾	自然	20	30	30
11106-Ⅱ-0029	蒔田	〃	蒔田		自然	5	90	65
11106-Ⅱ-0030	下蒔田	〃	〃	下蒔田	自然	25	100	37
11106-Ⅱ-0031	上蒔田-2	〃	〃	上蒔田	自然	30	70	34
11106-Ⅱ-0032	上蒔田-4	〃	〃	上蒔田	自然	30	50	34
11106-Ⅱ-0033	中蒔田-1	〃	〃	中蒔田	自然	20	30	38
11106-Ⅱ-0034	中蒔田-2	〃	〃	中蒔田	自然	20	40	30
11106-Ⅱ-0035	堤平	〃	太田	堤平	自然	30	30	35
11106-Ⅱ-0036	富田-1	〃	〃	富田	自然	30	40	40
11106-Ⅱ-0037	大宮	〃	大宮		自然	20	30	46
11106-Ⅱ-0038	蓼沼-1	〃	大野原	蓼沼	自然	15	30	47
11106-Ⅱ-0039	蓼沼-2	〃	〃	蓼沼	自然	23	80	36
11106-Ⅱ-0040	中原	〃	〃	中原	自然	20	60	36
11106-Ⅱ-0041	桐木	〃	〃	桐木	自然	30	30	77
11106-Ⅱ-0042	定峰-2	〃	定峰	定峰	自然	40	100	37
11106-Ⅱ-0043	定峰-6	〃	〃	定峰	自然	30	80	40
11106-Ⅱ-0044	定峰-7	〃	〃	定峰	自然	40	120	42
11106-Ⅱ-0045	定峰-10	〃	〃	定峰	自然	20	80	72
11106-Ⅱ-0046	定峰-8	〃	〃	定峰	自然	15	50	42
11106-Ⅱ-0047	井森	〃	田村	井森	自然	7	200	32
11106-Ⅱ-0048	駒沢(2)	〃	〃	駒沢	自然	25	100	50
11106-Ⅱ-0049	駒沢(1)	〃	〃	駒沢	自然	25	80	64
11106-Ⅱ-0050	中郷	〃	〃	中郷	自然	20	60	30
11106-Ⅱ-0051	坊平	〃	〃	坊平	自然	10	60	30
11106-Ⅱ-0052	下郷-1	〃	栃谷	下郷	自然	15	25	35
11106-Ⅱ-0053	下郷-2	〃	〃	下郷	自然	25	160	35

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-Ⅱ-0054	中郷-2	秩父市	栃谷	中郷	自然	30	40	34
11106-Ⅱ-0055	栃谷定峰	〃	〃	定峰	自然	8	30	38
11106-Ⅱ-0056	栃谷入沢-2	〃	〃	栃谷入沢	自然	20	40	40
11106-Ⅱ-0057	遠原-1	〃	品沢	遠原	自然	20	110	31
11106-Ⅱ-0058	遠原-2	〃	〃	遠原	自然	15	110	45
11106-Ⅱ-0059	小池	〃	〃	小池	自然	50	100	40
11106-Ⅱ-0060	上郷-1	〃	〃	上郷	自然	30	30	40
11106-Ⅱ-0061	上郷-2	〃	〃	上郷	自然	15	50	38
11106-Ⅱ-0062	上郷-3	〃	〃	上郷	自然	40	110	35
11106-Ⅱ-0063	中組-2	〃	〃	中組	自然	20	40	32
11106-Ⅱ-0064	細久保(2)	〃	浦山	細久保	自然	50	50	40
11106-Ⅱ-0065	川俣(2)	〃	〃	川俣	自然	30	50	43
11106-Ⅱ-0066	毛附-1	〃	〃	毛附	自然	40	70	35
11106-Ⅱ-0067	毛附-3	〃	〃	毛附	自然	30	30	40
11106-Ⅲ-0001	みどりが丘-1	〃	みどりが丘		自然	20	100	30
11106-Ⅲ-0002	みどりが丘-2	〃	〃		自然	30	160	30
11106-Ⅲ-0003	十王殿-1	〃	伊古田	十王殿	自然	15	100	33
11106-Ⅲ-0004	十王殿-2	〃	〃	十王殿	自然	20	400	30
11106-Ⅲ-0005	十王殿-3	〃	〃	十王殿	自然	30	150	31
11106-Ⅲ-0006	西平-1	〃	〃	西平	自然	30	150	35
11106-Ⅲ-0007	西平-2	〃	〃	西平	自然	30	100	35
11106-Ⅲ-0008	西平-3	〃	〃	西平	自然	30	125	30
11106-Ⅲ-0009	西平-4	〃	〃	西平	自然	30	110	30
11106-Ⅲ-0010	西平-5	〃	〃	西平	自然	30	80	30
11106-Ⅲ-0011	冠岩-1	〃	浦山	冠岩	自然	40	100	40
11106-Ⅲ-0012	冠岩-2	〃	〃	冠岩	自然	40	150	40
11106-Ⅲ-0013	栗山-1	〃	〃	栗山	自然	20	100	33
11106-Ⅲ-0014	栗山-2	〃	〃	栗山	自然	30	50	40
11106-Ⅲ-0015	細久保-1	〃	〃	細久保	自然	50	110	43
11106-Ⅲ-0016	細久保-2	〃	〃	細久保	自然	80	75	40
11106-Ⅲ-0017	細久保-3	〃	〃	細久保	自然	65	70	41
11106-Ⅲ-0018	山摺-1	〃	〃	山摺	自然	70	50	41
11106-Ⅲ-0019	山摺-2	〃	〃	山摺	自然	70	100	33
11106-Ⅲ-0020	山摺-3	〃	〃	山摺	自然	60	240	31
11106-Ⅲ-0021	川俣-1	〃	〃	川俣	自然	70	240	43
11106-Ⅲ-0022	川俣-2	〃	〃	川俣	自然	65	60	35
11106-Ⅲ-0023	川俣-3	〃	〃	川俣	自然	50	100	40
11106-Ⅲ-0024	川俣-4	〃	〃	川俣	自然	60	60	39
11106-Ⅲ-0025	川俣-5	〃	〃	川俣	自然	40	50	38
11106-Ⅲ-0026	川俣-6	〃	〃	川俣	自然	70	70	41
11106-Ⅲ-0027	川俣-7	〃	〃	川俣	自然	40	40	40
11106-Ⅲ-0028	大神楽-1	〃	〃	大神楽	自然	30	130	31
11106-Ⅲ-0029	大神楽-2	〃	〃	大神楽	自然	50	160	43
11106-Ⅲ-0030	大谷-2	〃	〃	大谷	自然	15	500	30
11106-Ⅲ-0031	茶平-1	〃	〃	茶平	自然	50	40	33
11106-Ⅲ-0032	茶平-2	〃	〃	茶平	自然	60	50	40
11106-Ⅲ-0033	日向-1	〃	〃	日向	自然	20	400	40
11106-Ⅲ-0034	日向-2	〃	〃	日向	自然	20	250	40
11106-Ⅲ-0035	日向-3	〃	〃	日向	自然	20	120	40
11106-Ⅲ-0036	日向-4	〃	〃	日向	自然	20	500	40
11106-Ⅲ-0037	毛附-4	〃	〃	毛附	自然	40	110	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-III-0038	毛附-5	秩父市	浦山	毛附	自然	70	60	44
11106-III-0039	下久那-1	〃	荒川久那	下久那	自然	20	80	45
11106-III-0040	下久那-2	〃	〃	下久那	自然	25	40	45
11106-III-0041	坂本	〃	〃	坂本	自然	25	200	45
11106-III-0042	平仁田-2	〃	〃	平仁田	自然	20	200	40
11106-III-0043	野々上-1	〃	〃	野々上	自然	35	190	38
11106-III-0044	野々上-2	〃	〃	野々上	自然	20	150	45
11106-III-0045	宮本町	〃	宮本町		自然	30	100	33
11106-III-0046	木毛-6	〃	黒谷	木毛	自然	20	130	35
11106-III-0047	木毛-7	〃	〃	木毛	自然	40	40	37
11106-III-0048	木毛-8	〃	〃	木毛	自然	30	100	37
11106-III-0049	柳田-4	〃	〃	柳田	自然	35	120	45
11106-III-0050	上山田	〃	山田	上山田	自然	20	70	30
11106-III-0051	大棚-7	〃	〃	大棚	自然	10	110	30
11106-III-0052	大棚-8	〃	〃	大棚	自然	20	60	35
11106-III-0053	谷津-1	〃	〃	谷津	自然	10	80	30
11106-III-0054	谷津-2	〃	〃	谷津	自然	30	70	30
11106-III-0055	下寺尾-7	〃	寺尾	下寺尾	自然	25	280	30
11106-III-0056	黒石-1	〃	〃	黒石	自然	20	250	45
11106-III-0057	黒石-2	〃	〃	黒石	自然	20	350	45
11106-III-0058	黒石-3	〃	〃	黒石	自然	25	70	45
11106-III-0059	黒石-4	〃	〃	黒石	自然	30	65	43
11106-III-0060	中蒔田-3	〃	〃	中蒔田	自然	20	350	33
11106-III-0061	中蒔田-4	〃	〃	中蒔田	自然	30	300	30
11106-III-0062	下蒔田	〃	蒔田	下蒔田	自然	30	100	50
11106-III-0063	上蒔田-5	〃	〃	上蒔田	自然	20	160	30
11106-III-0064	上蒔田-6	〃	〃	上蒔田	自然	60	100	30
11106-III-0065	上蒔田-7	〃	〃	上蒔田	自然	25	70	30
11106-III-0066	上蒔田-8	〃	〃	上蒔田	自然	25	100	30
11106-III-0067	上蒔田-9	〃	〃	上蒔田	自然	30	200	30
11106-III-0068	上蒔田-10	〃	〃	上蒔田	自然	30	170	35
11106-III-0069	中蒔田-5	〃	〃	中蒔田	自然	30	140	35
11106-III-0070	中蒔田-6	〃	〃	中蒔田	自然	30	380	35
11106-III-0071	中蒔田-7	〃	〃	中蒔田	自然	25	125	30
11106-III-0072	肥土-1	〃	小柱	肥土	自然	10	125	30
11106-III-0073	肥土-2	〃	〃	肥土	自然	30	90	30
11106-III-0074	磯端	〃	太田	磯端	自然	30	250	65
11106-III-0075	山根	〃	〃	山根	自然	20	60	30
11106-III-0076	堤平-1	〃	〃	堤平	自然	25	150	35
11106-III-0077	堤平-2	〃	〃	堤平	自然	25	150	35
11106-III-0078	堤平-3	〃	〃	堤平	自然	30	250	31
11106-III-0079	富田-2	〃	〃	富田	自然	35	300	30
11106-III-0080	富田-3	〃	〃	富田	自然	20	70	30
11106-III-0081	定峰-11	〃	定峰	定峰	自然	30	120	40
11106-III-0082	定峰-12	〃	〃	定峰	自然	20	80	39
11106-III-0083	定峰-13	〃	〃	定峰	自然	8	130	50
11106-III-0084	定峰-14	〃	〃	定峰	自然	20	170	43
11106-III-0085	定峰-15	〃	〃	定峰	自然	20	350	44
11106-III-0086	定峰-16	〃	〃	定峰	自然	20	320	45
11106-III-0087	定峰-17	〃	〃	定峰	自然	40	75	30
11106-III-0088	駒沢-1	〃	田村	駒沢	自然	25	125	32

箇所番号	箇所名	所在地			自然/人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106-III-0089	駒沢-2	秩父市	田村	駒沢	自然	20	150	35
11106-III-0090	駒沢-3	"	"	駒沢	自然	20	240	35
11106-III-0091	駒沢-4	"	"	駒沢	自然	30	110	31
11106-III-0092	駒沢-5	"	"	駒沢	自然	30	175	40
11106-III-0093	駒沢-6	"	"	駒沢	自然	20	170	35
11106-III-0094	駒沢-7	"	"	駒沢	自然	25	160	35
11106-III-0095	駒沢-8	"	"	駒沢	自然	25	180	45
11106-III-0096	駒沢-9	"	"	駒沢	自然	20	200	35
11106-III-0097	中郷-3	"	"	中郷	自然	20	110	30
11106-III-0098	中郷-4	"	"	中郷	自然	30	150	32
11106-III-0099	中郷-5	"	"	中郷	自然	20	190	45
11106-III-0100	中郷-6	"	"	中郷	自然	25	200	45
11106-III-0101	中郷-7	"	"	中郷	自然	20	100	31
11106-III-0102	中郷-8	"	"	中郷	自然	20	75	40
11106-III-0103	坊平-1	"	"	防平	自然	20	100	40
11106-III-0104	坊平-2	"	"	防平	自然	30	150	32
11106-III-0105	坊平-3	"	"	防平	自然	20	100	30
11106-III-0106	坊平-4	"	"	防平	自然	20	50	35
11106-III-0107	坊平-5	"	"	防平	自然	25	90	33
11106-III-0108	坊平-6	"	"	防平	自然	30	130	31
11106-III-0109	坊平-7	"	"	防平	自然	20	110	30
11106-III-0110	中郷-3	"	栃谷	中郷	自然	15	140	37
11106-III-0111	二丁目	"	日野田町	二丁目	自然	30	80	30
11106-III-0112	遠原-3	"	品沢	遠原	自然	30	160	32
11106-III-0113	遠原-4	"	"	遠原	自然	35	130	35
11106-III-0114	遠原-5	"	"	遠原	自然	35	120	35
11106-III-0115	遠原-6	"	"	遠原	自然	20	70	35
11106-III-0116	下郷-3	"	"	下郷	自然	30	90	35
11106-III-0117	下郷-4	"	"	下郷	自然	30	90	30
11106-III-0118	下郷-5	"	"	下郷	自然	30	110	31
11106-III-0119	下郷-6	"	"	下郷	自然	30	150	35
11106-III-0120	山池	"	"	山池	自然	30	70	32
11106-III-0121	上郷-4	"	"	上郷	自然	30	80	30
11106-III-0122	上郷-5	"	"	上郷	自然	40	100	39
11106-III-0123	上郷-6	"	"	上郷	自然	40	220	39
11106-III-0124	上郷-7	"	"	上郷	自然	40	210	34
11106-III-0125	上郷-8	"	"	上郷	自然	40	80	34
11106-III-0126	上郷-9	"	"	上郷	自然	40	110	32
11106-III-0127	上郷-10	"	"	上郷	自然	30	170	35
11106-III-0128	上郷-11	"	"	上郷	自然	40	100	39
11106-III-0129	上郷-12	"	"	上郷	自然	30	100	40
11106-III-0130	上郷-13	"	"	上郷	自然	20	50	39
11106-III-0131	上郷-14	"	"	上郷	自然	30	70	37
11106-III-0132	上郷-15	"	"	上郷	自然	30	40	39
11106-III-0133	上郷-16	"	"	上郷	自然	20	50	40
11106-III-0134	上郷-17	"	"	上郷	自然	30	50	39
11106-III-0135	上郷-18	"	"	上郷	自然	50	75	45
11106-III-0136	中組-3	"	"	中組	自然	35	120	45
11106-III-0137	中組-4	"	"	中組	自然	40	120	33
11106-III-0138	中組-5	"	"	中組	自然	35	130	45
11106-III-0139	中組-6	"	"	中組	自然	40	290	40

箇所番号	箇所名	所在地			自然／人工	斜面概況		
		市町村名	大字	小字		高さ	延長	勾配
11106—Ⅲ—0140	安立	秩父市	別所	安立	自然	40	200	50
11106—Ⅲ—0141	木久保	〃	〃	木久保	自然	40	370	40
11106—Ⅲ—0142	堀切—1	〃	堀切		自然	20	180	43
11106—Ⅲ—0143	堀切—2	〃	〃		自然	25	80	45
11106—Ⅲ—0144	小樽—1	〃	黒谷	小樽	自然	30	150	35
11106—Ⅲ—0145	大棚—5	〃	山田	大棚	自然	60	70	40
11106—Ⅲ—0146	矢行地—1	〃	〃	矢行地	自然	25	50	45
11106—Ⅲ—0147	上蒔田—1	〃	蒔田	上蒔田	自然	45	70	32
11106—Ⅲ—0148	中組—1	〃	品沢	中組	自然	50	80	36
11106—Ⅲ—0149	坊平—8	〃	田村	坊平	自然	30	200	40

資料2. 6 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-65) 参照】

[令和2年9月1日現在]

区域名	所在地	指定面積 (ha)	告示番号	指定年月日	概成
中津川	秩父市中津川	1.13	467	S52. 4. 5	
赤岩日影	秩父市中津川	2.25	1393	S46.10.22	
上中尾	秩父市大滝	3.30	467	S52. 4. 5	○
寺井麻生	秩父市大滝	13.81	467・ 1070	S52. 4. 5 H 3. 7. 30	○
落合	秩父市大滝	1.30	467 ×	S52. 4. 5	○
大輪	秩父市大滝	1.80	467	S52. 4. 5	○
巣場	秩父市大滝	3.90	57	S56. 1.13	○
下大血川	秩父市大滝	4.40	57	S56. 1.13	
下落合	秩父市大滝	8.60	57	S56. 1.13	○
中落合	秩父市大滝	6.20	57	S56. 1.13	○
沢戸	秩父市吉田石間	8.06	467	S52. 4. 5	○
東	秩父市吉田石間	4.77	467	S52. 4. 5	
滝坂	秩父市上町	0.45	1329	S53. 9. 8	○
井戸尻	秩父市上町	0.61	1329	S53. 9. 8	○
椋宮	秩父市下吉田	0.58	1329	S53. 9. 8	
吉田小学校	秩父市下吉田	2.70	1329	S53. 9. 8	○
兔田	秩父市下吉田	1.02	1329	S53. 9. 8	○
二瀬	秩父市大滝	1.69	1720	S59.12. 4	
布里	秩父市下吉田	1.28	1070	H 3. 7. 30	○
中割	秩父市吉田石間	2.73	849	H 4. 6.12	○
小川日向	秩父市上吉田	1.18	278	H 6. 3. 1	○
漆木	秩父市吉田石間	0.93	278	H 6. 3. 1	○
櫛平	秩父市大滝	3.88	278	H 6. 3. 1	○
鶉平	秩父市大滝	1.16	1266	H11.10. 1	○
中双里	秩父市中津川	0.97	1064	H12. 7.28	○
熊木	秩父市熊木町	4.84	1201	H12. 9. 8	○
巴	秩父市下影森	0.61	1059	H13. 6.26	○
小川日影	秩父市上吉田	0.95	1337	H13. 8.31	○
ナラヲ	秩父市吉田太田部	1.36	1337	H13. 8.31	○
釜の上	秩父市下吉田	0.46	1336	H15. 6.17	○
上中尾諏訪森	秩父市大滝	1.07	621	H17. 3.22	○
小双里	秩父市大滝	4.17	621	H17. 3.22	
上町	秩父市上町	0.25	411	H20. 3.21	○
千鹿谷	秩父市上吉田	1.20	473	H21. 3.27	○
下大輪	秩父市大滝	1.65	472	H21. 3.27	

近戸	秩父市近戸町	0.45	268	H23. 3. 11	○
宮平	秩父市大滝	0.81	386	H23. 3. 29	○
近戸上	秩父市近戸町	0.34	902	H28. 7. 8	
川俣	秩父市浦山	2.91	902	H29. 8. 14	
(39箇所)		99.77			29

資料2. 7 地すべり防止区域一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-66) 参照】

[平成29年1月1日現在]

番号	防止区域名	所在地	面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物 施設の種類の	防止施設		指定年月日	備考
						工種	内容		
1	森戸の入	秩父市吉田石間	7.88	7	農道 100m			昭和 37. 10. 11	未着工
2	万場沢	秩父市下吉田	17.32	8	道路 870m	谷止工 排水工	水路 暗渠	〃	概成
3	太田部	秩父市吉田太田部	9.38	20	道路 250m 農道 1,120m	谷止工 排水工	水路 暗渠	〃	〃
9	滝の上	秩父市荒川久那	18.19	11	道路 400m	床固工 排水工	水路 暗渠	昭和 35. 9. 27	〃
10	定峰	秩父市定峰	64.24	57	道路 4,784m	谷止工 排水工 杭打工	水路 暗渠	昭和 37. 10. 11 平成 4. 8. 5	〃
25	二瀬	秩父市大滝	15.68	3	林道 815m	排水工	暗渠	昭和 53. 5. 13	〃
29	栃本	秩父市大滝	36.40	25	国道 1,160 m 林道 920m 村道 410m	谷止工		昭和 61. 4. 10	〃

資料2. 8 地すべり危険箇所一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-66) 参照】

○は地すべり防止区域指定済箇所、()内は防止区域指定済面積

[平成29年1月1日現在]

整理 番号	区域名	所在地 面積 (ha)	人家 (戸)	公共的建物施設の種類	防 止 施 設		指 定 年月日	備考
					工種	内 容		
1	安 や す た 立	秩父市荒川久那 29.7	36	県道 400m 市道 1,000m				
2	別 べ っ し 所	秩父市別所 37.2	13	県道 400m 市道 900m				
11	小 お が 川	秩父市上吉田 9.7	12	県道 400m 市道 100m 公会堂 1				○
39	二 ふ た 瀬	秩父市大滝 17.5	3	国道 300m				
40	梁 や な 場	秩父市吉田太田部 20.9	3	市道 450m				
60	明 み け 平	秩父市上吉田 6.3	—	—				
61	沢 さ わ 戸	秩父市吉田石間 25.9	29	市道 500m				
62	半 は ん の 納	秩父市吉田石間 10.6	15	森林管理道 1,400m				
63	石 い さ 間	秩父市吉田石間 15.9	12	—				
64	石 い さ 間	秩父市吉田石間 16.3	4	—				
65	沢 さ わ ぐ 口	秩父市吉田石間 7.2	8	—				
66	石 い し ま 戸	秩父市上吉田 7.2	—	—				
67	千 ち 鹿 が 谷	秩父市上吉田 5.9	8	—				
68	千 ち 鹿 が 谷	秩父市上吉田 9.1	9	市道 300m 集会場 1				
69	室 む 久 ろ く 保	秩父市吉田阿熊 28.1	25	市道 800m 集会場 1				
83	久 く 那 な	秩父市寺尾 15.0	0	県道 350m				
84	久 く 那 な	秩父市別所 71.9	83	県道 2,300m 浄水場 1 市道 1,000m				
85	久 く 那 な	秩父市荒川久那 19.4	4	市道 400m				
86	久 く 那 な	秩父市荒川久那 31.2	17	市道 1,400m				
87	寺 て ら 井	秩父市大滝 52.5	45	市道 650m 国道 700m				
107	北 き た	秩父市吉田太田部 10.8	6	県道 700m				
108	久 形 大 道 上	秩父市上吉田 13.9	16	県道 450m 市道 500m 公民館 1				
110	守 も り い 岩	秩父市吉田阿熊 21.8	5	県道 420m				

資料2. 9 土砂災害警戒区域等一覧

【第2編 第2章 第4節 土砂災害の予防 (p2-66) 参照】

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	鴛平2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
2	鴛平2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
3	鴛平2-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
4	三十場-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
5	三十場-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
6	三十場-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
7	三十場-4	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
8	三十樋-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
9	三十樋-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
10	大落合1-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
11	大落合1-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
12	神岡1-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
13	神岡1-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
14	岡本-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
15	岡本-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
16	落合2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
17	落合2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
18	神岡2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
19	神岡2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
20	岡の沢	秩父市大滝地内	○	○	土石流
21	庵の沢2	秩父市大滝地内	○	○	土石流
22	万治沢	秩父市大滝地内	○	○	土石流
23	庵の沢	秩父市大滝地内	○		土石流
24	境沢2	秩父市大滝地内	○	○	土石流
25	境沢	秩父市大滝地内	○	○	土石流
26	西の沢	秩父市大滝地内	○	○	土石流
27	赤谷日影1	秩父市中津川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
28	大輪1-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
29	大輪1-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
30	大達原	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
31	大血川1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
32	強石1-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
33	強石1-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
34	強石2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
35	強石2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
36	強石2-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
37	強石2-4	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
38	強石2-5	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
39	強石2-6	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
40	強石2-7	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
41	強石2-8	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
42	強石2-9	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
43	強石3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
44	大輪2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
45	薬場-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
46	大血川4	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
47	大血川2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
48	大血川3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
49	強石沢	秩父市大滝地内	○	○	土石流
50	川俣1-1	秩父市蒲山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
51	川俣1-2	秩父市蒲山地内	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
52	川俣1-3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
53	毛附1-1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
54	毛附1-2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
55	金倉1-1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
56	金倉1-2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
57	金倉1-3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
58	日向1-1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
59	日向1-2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
60	日向1-3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
61	日向1-4	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
62	日向1-5	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
63	大谷1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
64	武士平-1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
65	武士平-2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
66	細久保2-1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
67	細久保2-2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
68	川俣2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
69	山廻4	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
70	山廻5	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
71	栗山1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
72	栗山2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
73	細久保3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
74	細久保4	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
75	細久保5-1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
76	細久保5-2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
77	川俣3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
78	川俣5	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
79	茶平2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
80	山廻6	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
81	金倉2-1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
82	金倉2-2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
83	浦山1	秩父市浦山地内	○	○	土石流
84	浦山2	秩父市浦山地内	○	○	土石流
85	清水沢	秩父市浦山地内	○	○	土石流
86	定峰1-1	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
87	定峰1-2	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
88	定峰1-3	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
89	定峰2	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
90	定峰3-1	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
91	定峰3-2	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
92	定峰3-3	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
93	定峰3-4	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
94	定峰4	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
95	定峰6	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
96	定峰7	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
97	定峰5	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
98	定峰8	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
99	定峰11-1	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
100	定峰11-2	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
101	定峰11-3	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
102	定峰10-1	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
103	定峰10-2	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
104	定峰10-3	秩父市定峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
105	上郷2	秩父市定峰地内	○	○	土石流
106	上郷3	秩父市定峰地内	○	○	土石流
107	定峰	秩父市定峰地内	○	○	土石流
108	上倉1	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
109	大木-1	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
110	大木-2	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
111	大木-3	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
112	大木-4	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
113	猪下	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
114	吉ヶ谷	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
115	三峰	秩父市三峰地内	○	○	急傾斜地の崩壊
116	中双里2	秩父市中津川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
117	川又3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
118	上中尾3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
119	寺井麻生2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
120	寺井麻生2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
121	麻生1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
122	麻生2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
123	二瀬	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
124	麻生3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
125	大滝大久保-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
126	大滝大久保-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
127	大滝大久保-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
128	小西	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
129	榎本3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
130	川又1-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
131	川又1-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
132	川又1-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
133	牛房平-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
134	牛房平-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
135	榎本1-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
136	榎本1-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
137	榎本1-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
138	榎本2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
139	榎本2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
140	榎本2-3	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
141	榎本2-4	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
142	榎本2-5	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
143	榎本2-6	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
144	榎本2-7	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
145	川又2-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
146	川又2-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
147	川又4-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
148	川又4-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
149	榎本4-1	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
150	榎本4-2	秩父市大滝地内	○	○	急傾斜地の崩壊
151	木毛1	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
152	木毛2	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
153	柳田1	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
154	破風屋1	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
155	破風屋2	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
156	木毛4	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
157	木毛3	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
158	木毛5	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
159	柳田2	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
160	下山1	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
161	下山2	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
162	柳田3	秩父市黒谷地内	○	○	急傾斜地の崩壊
163	大畑沢	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
164	文珠堂沢1	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
165	文珠堂沢2	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
166	硫黄沢	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
167	下田沢	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
168	木毛	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
169	和銅沢川	秩父市黒谷地内	○	○	土石流
170	久那大久保1-1	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
171	久那大久保1-2	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
172	久那大久保2-1	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
173	久那大久保2-2	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
174	久那大久保2-3	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
175	久那大久保2-4	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
176	久那大久保2-5	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
177	久那大久保2-6	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
178	平仁田1-1	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
179	平仁田1-2	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
180	下久那1	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
181	下久那2	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
182	久那坂本	秩父市久那地内	○	○	急傾斜地の崩壊
183	野々上1	秩父市久那地内	○	○	土石流
184	野々上2	秩父市久那地内	○	○	土石流
185	野々上3	秩父市久那地内	○	○	土石流
186	滝川1	秩父市久那地内	○	○	土石流
187	坂本1	秩父市久那地内	○	○	土石流
188	栢の木沢	秩父市久那地内	○	○	土石流
189	落合沢	秩父市久那地内	○	○	土石流
190	滝川2	秩父市久那地内	○	○	土石流
191	平仁田1	秩父市久那地内	○	○	土石流
192	平仁田2	秩父市久那地内	○	○	土石流
193	坂本2	秩父市久那地内	○	○	土石流
194	姥ヶ沢	秩父市久那地内	○	○	土石流
195	所ノ沢	秩父市久那地内	○	○	土石流
196	五百沢	秩父市久那地内	○	○	土石流
197	茶平3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
198	浦山大神楽3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
199	栗山3-1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
200	栗山3-2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
201	栗山3-3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
202	冠岩2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
203	山廻2-1	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
204	山廻2-2	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
205	山廻2-3	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
206	山廻2-4	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
207	川俣8	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
208	川俣9	秩父市浦山地内	○	○	急傾斜地の崩壊
209	店沢	秩父市浦山地内	○	○	土石流
210	茶平川	秩父市浦山地内	○	○	土石流
211	細久保	秩父市浦山地内	○	○	土石流
212	沢の入	秩父市浦山地内	○	○	土石流
213	栗山	秩父市浦山地内	○	○	土石流
214	野々上4	秩父市久那地内	○	○	土石流
215	崩間沢	秩父市久那地内	○	○	土石流
216	坂本3	秩父市久那地内	○		土石流
217	上町-1	秩父市上町地内	○	○	急傾斜地の崩壊
218	大指1	秩父市荒川費川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
219	向原-1	秩父市荒川費川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
220	向原-2	秩父市荒川費川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
221	町分1-1	秩父市荒川費川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
222	町分1-2	秩父市荒川費川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
223	町分1-3	秩父市荒川費川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
224	沢戸1	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
225	猪鼻1	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
226	猪鼻3	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
227	沢戸2	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
228	東ノ前1-1	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
229	東ノ前1-2	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
230	猪鼻2-1	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
231	猪鼻2-2	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
232	猪鼻2-3	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
233	東ノ前2-1	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
234	東ノ前2-2	秩父市荒川白久地内	○	○	急傾斜地の崩壊
235	柿平1	秩父市荒川費川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
236	古池1	秩父市荒川費川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
237	大指2	秩父市荒川費川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
238	町分2	秩父市荒川費川地内	○	○	急傾斜地の崩壊
239	橋湯沢	秩父市荒川費川地内	○	○	土石流
240	種田沢1	秩父市荒川費川地内	○	○	土石流
241	横手沢	秩父市荒川白久地内	○	○	土石流
242	上の沢	秩父市荒川白久地内	○	○	土石流
243	下夏地1-1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
244	下夏地1-2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
245	三筋1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
246	とふ山1-1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
247	とふ山1-2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
248	ワタシ山	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
249	つらはら堀1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
250	赤子ノ薬	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
251	女形3-1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
252	女形3-2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
253	三船	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
254	とふ山2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
255	三筋2-1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
256	三筋2-2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
257	つらはら堀2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
258	向堂2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
259	下夏地2-1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
260	下夏地2-2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
261	女形1	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
262	向堂1	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
263	イダ沢向	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
264	三筋3	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
265	峯の沢	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
266	女形2	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
267	平納1-1	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
268	平納1-2	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
269	平納2-1	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
270	平納2-2	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
271	平納2-3	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
272	北1-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
273	北1-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
274	北1-3	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
275	相見1-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
276	相見1-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
277	相見1-3	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
278	小川	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
279	三社3-1	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
280	三社3-2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
281	三社3-3	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
282	三社3-4	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
283	三社2	秩父市上吉田地内	○	○	急傾斜地の崩壊
284	平納3	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
285	平納4	秩父市吉田石間地内	○	○	急傾斜地の崩壊
286	クボタ2-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
287	クボタ2-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
288	クボタ2-3	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
289	北2-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
290	北2-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
291	北2-3	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
292	北2-4	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
293	北2-5	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
294	北2-6	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
295	クボタ3-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
296	クボタ3-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
297	クボタ3-3	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
298	クボタ1-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
299	クボタ1-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
300	相見2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
301	藁場-1	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
302	藁場-2	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
303	藁場-3	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
304	藁場-4	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
305	藁場-5	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
306	藁場-6	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
307	藁場一7	秩父市吉田太田部地内	○	○	急傾斜地の崩壊
308	外栢沢	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
309	井戸沢	秩父市上吉田地内	○	○	土石流
310	小倉沢	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
311	中津川1	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
312	王冠1	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
313	王冠2	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
314	中津川4	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
315	中津川2-1	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
316	中津川2-2	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
317	中津川3-1	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
318	中津川3-2	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
319	寺井麻生1-1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
320	寺井麻生1-2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
321	寺井麻生1-3	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
322	寺井麻生1-4	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
323	樋打	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
324	大滝宮平1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
325	大滝宮平2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
326	大落合2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
327	下大血川-1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
328	下大血川-2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
329	下大血川-3	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
330	落合1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
331	中落合-1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
332	中落合-2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
333	中落合-3	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
334	赤谷日影2	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
335	宮平	秩父市大滝	○		土石流
336	小倉沢	秩父市中津川	○	○	土石流
337	上井戸沢1	秩父市中津川	○	○	土石流
338	上井戸沢2	秩父市中津川	○	○	土石流
339	井戸沢	秩父市中津川	○	○	土石流
340	千鹿谷1-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
341	千鹿谷1-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
342	千鹿谷1-3	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
343	千鹿谷2-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
344	千鹿谷2-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
345	千鹿谷3	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
346	馬込-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
347	馬込-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
348	小樽1-1	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
349	小樽1-2	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
350	小樽2	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
351	小樽3	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
352	小樽4	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
353	木毛7	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
354	木毛8	秩父市黒谷	○	○	急傾斜地の崩壊
355	押出堀	秩父市黒谷	○	○	土石流
356	小樽1	秩父市黒谷	○	○	土石流
357	小樽3	秩父市黒谷	○	○	土石流

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
358	小樽4	秩父市黒谷	○	○	土石流
359	杉沢	秩父市黒谷	○	○	土石流
360	小樽2	秩父市黒谷	○	○	土石流
361	宮本町1-1	秩父市上影森	○	○	急傾斜地の崩壊
362	宮本町1-2	秩父市上影森	○	○	急傾斜地の崩壊
363	八幡町	秩父市下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
364	イヤギ沢	秩父市下影森	○	○	土石流
365	田の沢	秩父市下影森	○		土石流
366	沖の沢入沢	秩父市下影森	○	○	土石流
367	別当沢	秩父市下影森	○	○	土石流
368	沖川堀	秩父市下影森	○	○	土石流
369	上影森1-1	秩父市下影森	○		土石流
370	上影森1-2	秩父市下影森	○	○	土石流
371	上影森2	秩父市下影森	○		土石流
372	上影森3	秩父市下影森	○		土石流
373	上影森4	秩父市下影森	○		土石流
374	押堀川3-1	秩父市下影森	○		土石流
375	押堀川3-2	秩父市下影森	○		土石流
376	押堀川4	秩父市下影森	○	○	土石流
377	押堀川5	秩父市下影森	○	○	土石流
378	上影森5-1	秩父市上影森	○	○	土石流
379	上影森5-2	秩父市上影森	○	○	土石流
380	上影森5-3	秩父市上影森	○		土石流
381	別所2	秩父市別所	○	○	土石流
382	別所3	秩父市別所	○	○	土石流
383	別所1-1	秩父市別所	○	○	急傾斜地の崩壊
384	別所1-2	秩父市別所	○	○	急傾斜地の崩壊
385	モモクボ・南	秩父市吉田石間	○	○	土石流
386	下漆木	秩父市吉田石間	○	○	土石流
387	虫神沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
388	森戸入沢	秩父市吉田石間	○		土石流
389	中沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
390	榎の入沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
391	石間沢戸1-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
392	石間沢戸1-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
393	石間沢戸1-3	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
394	石間沢戸1-4	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
395	石間沢戸1-5	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
396	石間沢戸1-6	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
397	石間沢戸1-7	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
398	石間沢戸1-8	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
399	石間沢戸1-9	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
400	石間沢戸1-10	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
401	東-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
402	東-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
403	東-3	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
404	東-4	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
405	東-5	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
406	東-6	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
407	東-7	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
408	左八の神	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
409	下漆木1-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
410	下漆木1-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
411	漆木1-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
412	漆木1-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
413	漆木1-3	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
414	漆木1-4	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
415	平島	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
416	中割-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
417	中割-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
418	触木2-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
419	触木2-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
420	触木2-3	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
421	高岸1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
422	又ノ平	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
423	枇杷の沢	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
424	当ノ尾根-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
425	高岸2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
426	漆木2-1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
427	漆木2-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
428	下漆木2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
429	沢戸向	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
430	当ノ尾根-2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
431	又ノ平2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
432	谷津沢1	秩父市荒川白久	○	○	土石流
433	谷津沢2-1	秩父市荒川白久	○	○	土石流
434	谷津沢2-2	秩父市荒川白久	○	○	土石流
435	深入沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
436	宮沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
437	愛宕沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
438	寺の前沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
439	白川橋 1	秩父市荒川白久	○	○	土石流
440	二見沢1	秩父市荒川白久	○	○	土石流
441	二見沢 2	秩父市荒川白久	○	○	土石流
442	白川橋 2	秩父市荒川白久	○	○	土石流
443	谷1-1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
444	谷1-2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
445	谷1-3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
446	橋場 1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
447	谷 2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
448	橋場 2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
449	橋場 3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
450	上サ-1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
451	上サ-2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
452	上サ-3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
453	上大塚沢	秩父市荒川日野	○	○	土石流
454	西ノ沢1	秩父市荒川日野	○	○	土石流
455	西ノ沢2	秩父市荒川日野	○	○	土石流
456	下大塚沢	秩父市荒川日野	○	○	土石流
457	大久保沢	秩父市荒川日野	○	○	土石流
458	イノチ沢	秩父市荒川白久	○	○	土石流
459	大塚1	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
460	大塚2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
461	富士山	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
462	下日野1	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
463	安戸3	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
464	松葉	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
465	宮ノ下	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
466	上田野	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
467	芦川	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
468	下日野2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
469	川宿一1	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
470	川宿一2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
471	寺沢1	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
472	寺沢2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
473	豆草原1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
474	豆草原2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
475	榎谷中郷1	秩父市榎谷	○	○	急傾斜地の崩壊
476	榎谷下郷1	秩父市榎谷	○		急傾斜地の崩壊
477	榎谷入沢1	秩父市榎谷	○	○	急傾斜地の崩壊
478	榎谷定峰	秩父市榎谷	○	○	急傾斜地の崩壊
479	榎谷入沢2	秩父市榎谷	○	○	急傾斜地の崩壊
480	榎谷下郷3	秩父市榎谷	○	○	急傾斜地の崩壊
481	榎谷下郷4	秩父市榎谷	○	○	急傾斜地の崩壊
482	榎谷下郷5	秩父市榎谷	○	○	急傾斜地の崩壊
483	榎谷下郷2-1	秩父市榎谷	○	○	急傾斜地の崩壊
484	榎谷下郷2-2	秩父市榎谷	○	○	急傾斜地の崩壊
485	柳田	秩父市榎谷	○	○	土石流
486	下郷1	秩父市榎谷	○	○	土石流
487	下郷2-1	秩父市榎谷	○	○	土石流
488	下郷2-2	秩父市榎谷	○	○	土石流
489	榎谷入沢	秩父市榎谷	○	○	土石流
490	上郷1	秩父市榎谷	○	○	土石流
491	上郷4	秩父市榎谷	○		土石流
492	中郷	秩父市榎谷	○	○	土石流
493	上郷5	秩父市榎谷	○	○	土石流
494	黒谷	秩父市榎谷	○	○	土石流
495	曾根板沢	秩父市榎谷	○	○	土石流
496	矢追1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
497	下長芦	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
498	矢追3-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
499	矢追3-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
500	矢追3-3	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
501	矢追3-4	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
502	矢追3-5	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
503	矢追5	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
504	木戸原2-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
505	木戸原2-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
506	木戸原4-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
507	木戸原4-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
508	木戸原4-3	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
509	木戸原4-4	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
510	大櫛8-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
511	大標8-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
512	深田	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
513	大標1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
514	大標3	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
515	大標4	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
516	大標2-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
517	大標2-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
518	矢行地2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
519	矢行地1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
520	矢追4-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
521	矢追4-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
522	水戸原	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
523	水戸原3	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
524	矢行地3	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
525	前沢1	秩父市壺谷	○		土石流
526	前沢2	秩父市壺谷	○	○	土石流
527	大標1	秩父市山田	○	○	土石流
528	巴-1	秩父市上影森、下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
529	巴-2	秩父市上影森、下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
530	巴-3	秩父市下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
531	近戸-1	秩父市近戸町	○	○	急傾斜地の崩壊
532	明ヶ平1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
533	小川日向1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
534	小川日向2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
535	小川日影1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
536	小川日影2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
537	小川日影3	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
538	明ヶ平2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
539	明ヶ平3	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
540	大鹿沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
541	橋の沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
542	東沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
543	小川戸沢	秩父市上吉田	○		土石流
544	中河原沢	秩父市上吉田	○		土石流
545	タナ窪沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
546	不動沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
547	大波見沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
548	清水入沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
549	大波見-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
550	大波見-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
551	新井-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
552	新井-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
553	諸日影	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
554	竹ノ妻	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
555	塚越1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
556	塚越2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
557	塚越3	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
558	塚越4	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
559	十二天沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
560	久形	秩父市上吉田	○	○	土石流
561	龍泉寺沢-1	秩父市上吉田	○		土石流

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
562	龍泉寺沢-2	秩父市上吉田	○		土石流
563	龍泉寺沢-3	秩父市上吉田	○	○	土石流
564	沢の入沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
565	久保沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
566	かみ沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
567	松岡沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
568	女部田	秩父市上吉田	○	○	土石流
569	番切り沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
570	田の入沢	秩父市上吉田	○	○	土石流
571	大櫛部	秩父市上吉田	○	○	土石流
572	石間戸	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
573	大櫛部	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
574	宮戸	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
575	後川-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
576	後川-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
577	中島1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
578	大道上-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
579	大道上-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
580	松岡	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
581	東女部田-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
582	東女部田-2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
583	西女部田1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
584	女部田	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
585	西女部田2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
586	宮戸-1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
587	奥掛2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
588	奥掛1	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
589	中島2	秩父市上吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
590	井上1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
591	芦田2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
592	矢畑1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
593	矢畑2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
594	芦田	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
595	井上2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
596	井上3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
597	井上4	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
598	大日堂	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
599	殿治山1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
600	殿治山2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
601	矢畑4	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
602	矢畑3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
603	新志2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
604	矢畑沢西	秩父市下吉田	○	○	土石流
605	矢畑沢	秩父市下吉田	○	○	土石流
606	沢入沢	秩父市下吉田	○		土石流
607	矢畑3	秩父市下吉田	○		土石流
608	矢畑東	秩父市下吉田	○	○	土石流
609	矢畑	秩父市下吉田	○	○	土石流
610	天神沢西	秩父市下吉田	○	○	土石流
611	殿治山	秩父市下吉田	○	○	土石流
612	西沢	秩父市下吉田	○	○	土石流

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
613	沢入沢西	秩父市下吉田	○	○	土石流
614	白岩1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
615	室久保1-1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
616	室久保1-2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
617	室久保1-3	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
618	阿熊松場3	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
619	彦久保4	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
620	阿熊下1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
621	室久保3-1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
622	室久保3-2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
623	室久保2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
624	阿熊松場1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
625	阿熊松場2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
626	横田倉1-1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
627	横田倉1-2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
628	横田倉1-3	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
629	横田倉1-4	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
630	横田倉1-5	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
631	横田倉2-1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
632	横田倉2-2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
633	白岩3	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
634	川久保1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
635	川久保2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
636	川久保3	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
637	白岩2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
638	阿熊下2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
639	彦久保-1	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
640	彦久保-2	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
641	彦久保-3	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
642	守岩	秩父市吉田阿熊	○	○	急傾斜地の崩壊
643	西の入沢	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
644	白岩沢1	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
645	白岩沢2	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
646	松葉沢	秩父市吉田阿熊	○		土石流
647	西沢	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
648	宮沢	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
649	白岩沢3	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
650	川久保1	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
651	川久保2	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
652	彦久保1	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
653	彦久保2	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
654	東沢-1	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
655	東沢-2	秩父市吉田阿熊	○	○	土石流
656	彦久保3	秩父市吉田阿熊	○		土石流
657	室久保	秩父市吉田阿熊	○		地滑り
658	守岩	秩父市吉田阿熊	○		地滑り
659	石神沢	秩父市轟田	○	○	土石流
660	上轟田3	秩父市轟田	○	○	土石流
661	上轟田4	秩父市轟田	○	○	土石流
662	轟田3	秩父市轟田	○		土石流
663	轟田1	秩父市轟田	○	○	土石流

	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
664	上壽田1	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
665	壽田一1	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
666	壽田一2	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
667	上壽田2	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
668	上壽田3	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
669	中壽田1	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
670	上壽田11	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
671	上壽田12	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
672	上壽田13	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
673	上壽田5	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
674	上壽田7	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
675	上壽田8	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
676	上壽田9	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
677	上壽田10	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
678	中壽田5	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
679	中壽田3	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
680	中壽田4	秩父市壽田	○	○	急傾斜地の崩壊
681	坊平1	秩父市田村	○	○	土石流
682	坊平2	秩父市田村	○	○	土石流
683	田村1	秩父市田村	○		土石流
684	田村2	秩父市田村	○	○	土石流
685	中郷2	秩父市田村	○	○	土石流
686	中郷1	秩父市田村	○	○	土石流
687	井森一1	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
688	井森一2	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
689	駒沢2	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
690	駒沢1	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
691	中郷1	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
692	駒沢12	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
693	駒沢13	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
694	中郷8	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
695	中郷9	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
696	井森3	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
697	駒沢3	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
698	駒沢8	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
699	中郷3	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
700	中郷4	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
701	中郷5	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
702	中郷6	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
703	中郷2	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
704	坊平3	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
705	坊平4	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
706	坊平5	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
707	坊平8-1	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
708	坊平8-2	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
709	井森2	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
710	中郷10	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
711	駒沢14	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
712	駒沢15	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
713	中郷11	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊
714	坊平9	秩父市田村	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
715	竹の久保沢	秩父市下吉田	○	○	土石流
716	千鶴谷川入沢	秩父市上吉田	○		土石流
717	西ノ入沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
718	滝の沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
719	赤柴2	秩父市下吉田	○	○	土石流
720	赤柴	秩父市下吉田	○	○	土石流
721	出入沢	秩父市吉田石間	○	○	土石流
722	田中沢	秩父市下吉田	○	○	土石流
723	西ノ入沢2	秩父市吉田石間	○	○	土石流
724	布里	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
725	椋宮	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
726	櫛尾-1	秩父市吉田太田部	○	○	急傾斜地の崩壊
727	櫛尾-2	秩父市吉田太田部	○	○	急傾斜地の崩壊
728	櫛尾-3	秩父市吉田太田部	○	○	急傾斜地の崩壊
729	櫛尾-4	秩父市吉田太田部	○	○	急傾斜地の崩壊
730	中井ノ入	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
731	沢口1	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
732	吉田小学校1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
733	吉田小学校2	秩父市下吉田	○		急傾斜地の崩壊
734	吉田小学校3	秩父市下吉田	○		急傾斜地の崩壊
735	釜の上	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
736	鉢久保	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
737	釜ノ上1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
738	釜ノ上2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
739	橋倉1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
740	椋本1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
741	椋本2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
742	田中1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
743	田中2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
744	田中3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
745	橋倉2-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
746	橋倉2-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
747	芋根古	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
748	西	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
749	沢口2	秩父市吉田石間	○	○	急傾斜地の崩壊
750	布里2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
751	赤柴1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
752	布里3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
753	井上5	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
754	赤柴2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
755	万場沢1-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
756	万場沢1-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
757	万場沢1-3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
758	藤沢1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
759	菟田	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
760	桜井1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
761	間1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
762	間2-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
763	間2-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
764	新田原1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
765	桜井2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
766	桜井3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
767	桜井4	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
768	桜井5-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
769	桜井5-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
770	首部沢-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
771	首部沢-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
772	藤沢3	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
773	藤沢4-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
774	藤沢4-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
775	新田原	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
776	藤六	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
777	番戸	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
778	福田-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
779	福田-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
780	取方	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
781	暮坪	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
782	万場沢2-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
783	万場沢2-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
784	岡3-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
785	岡3-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
786	岡4	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
787	新田原2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
788	藤沢5	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
789	藤沢6-1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
790	藤沢6-2	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
791	首部沢1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
792	福田1	秩父市下吉田	○	○	急傾斜地の崩壊
793	頼母沢6	秩父市吉田久長	○	○	土石流
794	藤芝沢	秩父市吉田久長	○	○	土石流
795	和田	秩父市吉田久長	○	○	土石流
796	頼母沢1	秩父市吉田久長	○	○	土石流
797	江義沢	秩父市吉田久長	○	○	土石流
798	八五寺沢	秩父市吉田久長	○	○	土石流
799	頼母沢2	秩父市吉田久長	○	○	土石流
800	葉暮沢	秩父市吉田久長	○	○	土石流
801	藤芝沢2	秩父市吉田久長	○	○	土石流
802	藤瀬-1	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
803	藤瀬-2	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
804	頼母沢-1	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
805	頼母沢-2	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
806	藤瀬2-1	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
807	藤瀬2-2	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
808	藤瀬3	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
809	藤瀬4	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
810	藤瀬5	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
811	藤瀬6	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
812	藤瀬7	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
813	頼母沢3	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
814	頼母沢4	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
815	頼母沢5	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
816	腰-1	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
817	腰-2	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
818	腰-3	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
819	元郷	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
820	三宮寺原	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
821	久長上郷	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
822	藤芝-1	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
823	藤芝-2	秩父市吉田久長	○	○	急傾斜地の崩壊
824	西沢	秩父市吉田久長	○	○	土石流
825	藤沢2	秩父市下吉田・小鹿野町下小鹿野	○	○	急傾斜地の崩壊
826	十王殿2	秩父市伊古田	○	○	土石流
827	西平	秩父市伊古田	○	○	土石流
828	上太田1	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
829	十王殿1	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
830	上太田2	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
831	下太田	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
832	十王殿2	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
833	上原	秩父市みどりが丘	○	○	急傾斜地の崩壊
834	伊古田西平1	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
835	太田1	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
836	太田富田1	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
837	みどりが丘1	秩父市みどりが丘	○	○	急傾斜地の崩壊
838	みどりが丘2-1	秩父市みどりが丘	○	○	急傾斜地の崩壊
839	みどりが丘2-2	秩父市みどりが丘	○	○	急傾斜地の崩壊
840	十王殿3	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
841	十王殿4	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
842	十王殿5	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
843	伊古田西平2	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
844	伊古田西平3	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
845	伊古田西平4	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
846	伊古田西平5	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
847	磯端	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
848	山根	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
849	堤平2	秩父市伊古田	○	○	急傾斜地の崩壊
850	太田2	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
851	太田富田2	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
852	太田富田3	秩父市太田	○	○	急傾斜地の崩壊
853	品沢1	秩父市品沢	○	○	土石流
854	品沢2	秩父市品沢	○	○	土石流
855	品沢3	秩父市品沢	○	○	土石流
856	品沢4	秩父市品沢	○	○	土石流
857	品沢5	秩父市品沢	○	○	土石流
858	品沢6	秩父市品沢	○	○	土石流
859	品沢7	秩父市品沢	○	○	土石流
860	品沢8	秩父市品沢	○	○	土石流
861	小柱-1	秩父市小柱	○	○	急傾斜地の崩壊
862	小柱-2	秩父市小柱	○	○	急傾斜地の崩壊
863	小柱-3	秩父市小柱	○	○	急傾斜地の崩壊
864	遠原1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
865	遠原2-1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
866	遠原2-2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
867	遠原2-3	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
868	小池	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
869	上郷1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
870	上郷2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
871	上郷3-1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
872	上郷3-2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
873	中組1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
874	遠原7	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
875	上郷19	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
876	肥土1	秩父市小柱	○	○	急傾斜地の崩壊
877	遠原3-1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
878	遠原3-2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
879	遠原4	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
880	遠原5	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
881	遠原6	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
882	品沢下郷1-1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
883	品沢下郷1-2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
884	品沢下郷2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
885	品沢下郷3	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
886	品沢下郷4-1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
887	品沢下郷4-2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
888	上郷12-1	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
889	上郷12-2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
890	中組3	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
891	中組5	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
892	中組6	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
893	堀切2	秩父市堀切	○	○	急傾斜地の崩壊
894	中組2	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
895	阿保-1	秩父市阿保町	○	○	急傾斜地の崩壊
896	阿保-2	秩父市阿保町	○	○	急傾斜地の崩壊
897	阿保-3	秩父市阿保町	○	○	急傾斜地の崩壊
898	宮崎1	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
899	宮崎2	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
900	黒草	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
901	翠沼1	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
902	中原	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
903	桐木	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
904	下小川	秩父市大野原	○	○	急傾斜地の崩壊
905	上郷5	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
906	上郷6	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
907	上郷7	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
908	上郷10	秩父市品沢	○	○	急傾斜地の崩壊
909	中郷2	秩父市吉田石間	○		地滑り
910	沢口	秩父市吉田石間	○		地滑り
911	石間戸	秩父市上吉田	○		地滑り
912	後千麩谷	秩父市上吉田	○		地滑り
913	前千麩谷	秩父市上吉田	○		地滑り
914	小川	秩父市上吉田	○		地滑り
915	沢戸	秩父市吉田石間	○		地滑り
916	芋納	秩父市吉田石間	○		地滑り
917	中郷1	秩父市吉田石間	○		地滑り
918	北	秩父市吉田太田部	○		地滑り

	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
919	久形大道上	秩父市上吉田	○		地滑り
920	篠場	秩父市吉田太田部	○		地滑り
921	中双里1	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
922	中双里3	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
923	小双里	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
924	鴉平1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
925	鴉平	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
926	上中尾1-1	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
927	上中尾1-2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
928	上中尾1-3	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
929	上中尾2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
930	中津川5	秩父市中津川	○	○	急傾斜地の崩壊
931	鴉平2	秩父市大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
932	二瀬	秩父市大滝	○		地滑り
933	寺井	秩父市大滝	○		地滑り
934	西沢	秩父市荒川白久	○		土石流
935	贊川上郷1-1	秩父市荒川贊川	○	○	急傾斜地の崩壊
936	贊川上郷1-2	秩父市荒川贊川	○	○	急傾斜地の崩壊
937	向田	秩父市荒川贊川	○	○	急傾斜地の崩壊
938	贊川下郷1	秩父市荒川贊川	○	○	急傾斜地の崩壊
939	本原	秩父市荒川贊川	○	○	急傾斜地の崩壊
940	柴原1	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
941	柴原2	秩父市荒川贊川	○	○	急傾斜地の崩壊
942	柴原3	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
943	柴原4	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
944	小野原1	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
945	小野原2	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
946	小野原3	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
947	上平1	秩父市荒川贊川	○	○	急傾斜地の崩壊
948	上平2	秩父市荒川贊川	○	○	急傾斜地の崩壊
949	反平	秩父市荒川贊川	○	○	急傾斜地の崩壊
950	仁丹沢	秩父市荒川上田野	○		土石流
951	矢の沢	秩父市荒川上田野	○	○	土石流
952	事上	秩父市荒川上田野	○	○	土石流
953	持小屋沢	秩父市荒川上田野	○	○	土石流
954	安戸1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
955	平縄	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
956	安戸2	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
957	事上	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
958	平沢-1	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
959	平沢-2	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
960	荒川久那3	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
961	下石原1-1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
962	下石原1-2	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
963	親平	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
964	荒川久那2	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
965	上下石原	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
966	荒川久那1-1	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
967	荒川久那1-2	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
968	坂口1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
969	諸	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
970	浦山ダム	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
971	諾2	秩父市荒川久那	○	○	急傾斜地の崩壊
972	越1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
973	越3	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
974	富士山2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
975	下日野4	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
976	下日野5	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
977	寺沢3	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
978	寺沢4-1	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
979	寺沢4-2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
980	鷲ノ巣1	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
981	鷲ノ巣2	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
982	日野松葉3	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
983	小野原4	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
984	小野原5	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
985	小野原6	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
986	小野原8	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
987	鷲ノ巣	秩父市荒川小野原	○	○	急傾斜地の崩壊
988	坂口2	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
989	栃久保	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
990	梶屋1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
991	下石原2-1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
992	下石原2-2	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
993	芦川3	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
994	芦川4	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
995	下日野3	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
996	寺沢	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
997	日野松葉2-1	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
998	日野松葉2-2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
999	原	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1000	上サ4	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1001	上サ5	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1002	越4	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
1003	亘早原5	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1004	谷7	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1005	谷8	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1006	谷9	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1007	谷10	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1008	谷11	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1009	谷12	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1010	谷13-1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1011	谷13-2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1012	谷3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1013	谷4-1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1014	谷4-2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1015	谷4-3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1016	谷5-1	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1017	谷5-2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1018	谷5-3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1019	上サ6-1	秩父市荒川白久・大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
1020	上サ6-2	秩父市荒川白久・大滝	○	○	急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒 区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒 区 域	土砂災害の発生原因とな る自然現象の種類
1021	豆草原3	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1022	替川下郷2	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1023	柿平9	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1024	柿平2-1	秩父市荒川費川	○		急傾斜地の崩壊
1025	柿平2-2	秩父市荒川費川	○		急傾斜地の崩壊
1026	柿平3	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1027	中丸1	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1028	柿平5	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1029	厩沢	秩父市荒川費川	○		急傾斜地の崩壊
1030	古池4-1	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1031	古池4-2	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1032	古池2	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1033	上サ7	秩父市荒川白久・大滝	○	○	急傾斜地の崩壊
1034	中丸2	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1035	豆草原6	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1036	原2	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1037	宮ノ下2	秩父市荒川日野	○	○	急傾斜地の崩壊
1038	錦	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
1039	坂口3-1	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
1040	坂口3-2	秩父市荒川上田野	○	○	急傾斜地の崩壊
1041	橋場4	秩父市荒川白久	○	○	急傾斜地の崩壊
1042	古池6	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1043	大指10	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1044	向原2-1	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1045	向原2-2	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1046	古池5	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1047	上平5	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1048	古池7	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1049	大指7	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1050	町分3	秩父市荒川費川	○	○	急傾斜地の崩壊
1051	別所1	秩父市別所	○	○	土石流
1052	上町-2	秩父市上町	○	○	急傾斜地の崩壊
1053	塔ノ入沢	秩父市山田	○	○	土石流
1054	宮木沢1	秩父市山田	○	○	土石流
1055	宮木沢2	秩父市山田	○	○	土石流
1056	堂平田沢	秩父市山田・横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
1057	桃木沢	秩父市山田	○	○	土石流
1058	大櫛2	秩父市山田	○	○	土石流
1059	巴4	秩父市下影森	○	○	急傾斜地の崩壊
1060	上山田1-1	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1061	上山田1-2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1062	近戸-2	秩父市近戸町	○	○	急傾斜地の崩壊
1063	大塚沢	秩父市寺尾	○	○	土石流
1064	空沢	秩父市寺尾	○		土石流
1065	上寺尾1	秩父市寺尾	○	○	土石流
1066	薬師堂沢	秩父市寺尾	○	○	土石流
1067	上寺尾2	秩父市寺尾	○	○	土石流
1068	中寺尾1	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1069	上寺尾	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1070	中寺尾2	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1071	中寺尾3	秩父市寺尾	○		急傾斜地の崩壊

	土砂災害警戒区域等の名称	住 所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1072	中寺尾5	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1073	中寺尾6	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1074	下寺尾1	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1075	下寺尾2	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1076	下寺尾4	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1077	下寺尾6	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1078	下寺尾7	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1079	中寺尾7	秩父市寺尾	○	○	急傾斜地の崩壊
1080	上ノ沼-1	秩父市大宮	○	○	急傾斜地の崩壊
1081	上ノ沼-2	秩父市大宮	○	○	急傾斜地の崩壊
1082	峰沢	秩父市大宮	○	○	急傾斜地の崩壊
1083	下蒔田1	秩父市蒔田	○	○	急傾斜地の崩壊
1084	大宮	秩父市大宮	○	○	急傾斜地の崩壊
1085	上山田2	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1086	大標7	秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
1087	寺尾	秩父市寺尾	○		地滑り
1088	熊木1	秩父市熊木町	○	○	急傾斜地の崩壊
1089	野坂2	秩父市野坂町	○	○	急傾斜地の崩壊
1090	野坂1	秩父市野坂町	○	○	急傾斜地の崩壊
1091	下宮地町1	秩父市下宮地町	○	○	急傾斜地の崩壊
1092	中宮地町1	秩父市中宮地町	○	○	急傾斜地の崩壊
1093	下宮地町2	秩父市下宮地町	○	○	急傾斜地の崩壊
1094	滝坂-1	秩父市上町	○	○	急傾斜地の崩壊
1095	滝坂-2	秩父市上町	○	○	急傾斜地の崩壊
1096	井戸尻	秩父市上町	○	○	急傾斜地の崩壊
1097	熊木2	秩父市熊木町・横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
1098	熊木3	秩父市熊木町	○	○	急傾斜地の崩壊
1099	日野田町	秩父市日野田町	○	○	急傾斜地の崩壊
1100	別所2	秩父市別所	○	○	急傾斜地の崩壊
1101	別所	秩父市別所	○		地滑り
1102	巴川	秩父市久那	○		地滑り
1103	安立	秩父市久那	○		地滑り
1104	折	秩父市久那	○		地滑り
1105	久那	秩父市久那	○		地滑り
1106	野々上3-1	秩父市久那	○	○	急傾斜地の崩壊
1107	野々上3-2	秩父市久那	○	○	急傾斜地の崩壊
1108	押堀川1	秩父市日野田町	○		土石流
1109	押堀川2-1	秩父市日野田町	○		土石流
1110	押堀川2-2	秩父市日野田町	○	○	土石流
1111	横沢	横瀬町大字横瀬・秩父市山田	○	○	土石流
1112	十四番2	横瀬町大字横瀬・秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊

資料 2. 10 土砂災害の前兆現象

【第 2 編 第 2 章 第 4 節 土砂災害の予防 (p2-68) 参照】

■土砂災害の前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れ出す ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴き出す ・湧水が濁り出す 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じり出す 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚		<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音がする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする
臭 覚		<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 	—	—

出典) 「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」

(H18.3 土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報検討会 (国土交通省))

〔資料3 避難所・医療等関係〕

資料3. 1 自主避難所一覧

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-21) 参照】

市は、市が避難指示等を発令する以前に、危険を感じた地域住民が自主的に避難する場合の受け入れ施設を、自主避難所として指定している。

[令和2年7月10日現在]

No.	施設名	住所	連絡先	想定収容人員
1	秩父市役所	熊木町8-15	22-2211	60
2	吉田総合支所	下吉田6585-2	77-1111	70
3	大滝総合支所	大滝4058	55-0101	150
4	荒川総合支所	荒川上田野1734-6	54-2111	20

資料3. 2 指定一般避難所一覧

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-21) 参照】

市は、災害の危険性があり避難した人々を、災害の危険性がなくなるまでの間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった人々を一時的に滞在させ、食料、物資の配給などを行う施設を、「指定避難所」として指定している。

■指定一般避難所一覧

[令和2年7月10日現在]

No.	施設名	住所	連絡先	想定収容人数
1	南小学校	野坂町 2-14-29	25-5227	90
2	秩父宮記念市民会館	熊木町 8-15	24-6000	50
3	花の木小学校	上町 2-21-37	25-5227	110
4	秩父高等学校体育館	上町 2-23-45	22-3606	290
5	秩父第二中学校	上町 3-13-48	25-5227	240
6	西小学校	金室町 9-46	25-5227	110
7	秩父第一中学校	滝の上町 9-22	25-5227	270
8	秩父第一小学校	上宮地町 36-11	25-5227	90
9	尾田蒔公民館	寺尾 1941-1	22-0420	10
10	尾田蒔中学校	寺尾 2006	25-5227	90
11	尾田蒔小学校	寺尾 2375	25-5227	110
12	文化体育センター	大野原 1470	22-2211	500
13	秩父農工科学高等学校	大野原 2000	22-3017	350
14	原谷小学校	大野原 2991	25-5227	100
15	原谷公民館	大野原 2991	22-0420	20
16	久那小学校	久那 2183-1	25-5227	80
17	久那公民館	久那 2183-1	22-0420	10

No.	施設名	住所	連絡先	想定収容人数
18	高篠公民館	山田 2589-1	22-0420	10
19	高篠小学校	山田 2619	25-5227	110
20	高篠中学校	山田 2647	25-5227	120
21	大田小学校	太田 1661	25-5227	90
22	大田中学校	太田 1661	25-5227	90
23	大田公民館	太田 1749	22-0420	10
24	影森中学校	上影森 53	25-5227	240
25	影森公民館	下影森 184	22-0420	50
26	スポーツ健康センター	下影森 924-1	22-2211	180
27	影森小学校	下影森 1104	25-5227	100
28	溪流荘	浦山 1540	22-2211	10
29	吉田取方総合運動公園	下吉田 427	77-1111	190
30	上の原集落センター	下吉田 2808	77-1111	10
31	吉田小学校	下吉田 3833	25-5227	70
32	吉田中学校	下吉田 6402	25-5227	120
33	やまなみ会館	下吉田 6557-1	77-1111	90
34	吉田公民館	下吉田 6569-1	22-0420	30
35	久長農村集落センター	吉田久長 424	77-1111	10
36	阿熊集落センター	吉田阿熊 966	77-1111	10
37	上吉田生活改善センター	上吉田 613-1	77-1111	10
38	上吉田運動公園	上吉田 3352-1	77-1111	60
39	吉田元気村	上吉田 4942-1	77-1111	160
40	石間交流学习館	吉田石間 2620-1	77-1111	60
41	旧吉田小学校太田部分校	吉田太田部 664-2	77-1111	10
42	旧上中尾小学校	大滝 1535	55-0101	30
43	旧大滝小学校	大滝 1999	55-0101	80
44	大滝総合支所（旧大滝中学校）	大滝 4058	55-0101	150
45	大滝公民館	大滝 4058	22-0420	20
46	光の村養護学校（旧光岩小学校）	大滝 4783	55-0101	50
47	こまどり荘	中津川 447	55-0861	130
48	旧大滝小学校三峰分校	三峰 214-2	55-0101	10
49	浦山ダムうららびあ	荒川久那 4041	23-1431	10
50	荒川総合運動公園	荒川上田野 250	25-5230	60
51	荒川東小学校	荒川上田野 1755	25-5227	90
52	荒川中学校	荒川日野 23	25-5227	120
53	荒川農村環境改善センター	荒川日野 70-1	54-2114	60
54	荒川公民館	荒川日野 76-1	22-0420	60
55	荒川西小学校	荒川贅川 840	25-5227	80

資料 3. 3 指定緊急避難場所一覧

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 緊急対応活動のための準備 (p2-21) 参照】

市は、災害の危険が切迫した場合における居住者等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない施設又は場所を、災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定している。

[令和 4 年 7 月 12 日現在]

No.	施設・場所名	住所	連絡先	対象とする異常な現象の種類				想定収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 及び 地滑り	地震	大規模 な火事	
1	羊山公園	大宮 6360	22-2211	○	○	○	○	2,220
2	南小学校	野坂町 2-14-29	25-5227	○	○	○	○	2,540
3	秩父市役所	熊木町 8-15	22-2211	○	○	○	○	320
4	秩父公園	熊木町 8-15	22-2211	○	○	○	○	1,510
5	花の木小学校	上町 2-21-37	25-5227	○	○	○	○	2,810
6	秩父第二中学校	上町 3-13-48	25-5227	○	○	○	○	5,140
7	西小学校	金室町 9-46	25-5227	○	○	○	○	2,510
8	秩父第一中学校	滝の上町 9-22	25-5227	○	○	○	○	6,770
9	秩父第一小学校	上宮地町 36-11	25-5227	○	○	○	○	2,320
10	宮地グラウンド	上宮地町 4573-1	22-2211	○	○	○	○	2,320
11	尾田蒔中学校	寺尾 2006	25-5227	○	○	○	○	3,090
12	尾田蒔小学校	寺尾 2375	25-5227	○	○	○	○	1,570
13	原谷小学校	大野原 2991	25-5227	○	○	○	○	2,740
14	原谷グラウンド	大野原 2991	22-2211	○	○	○	○	1,800
15	久那小学校	久那 2183-1	25-5227	○	○	○	○	1,330
16	聖地公園	山田 990	22-3469	○	○	○	○	2,340
17	高篠小学校	山田 2619	25-5227	○	○	○	○	1,640
18	高篠中学校	山田 2647	25-5227	○	○	○	○	2,310
19	大田小学校	太田 1661	25-5227	○	○	○	○	3,810
20	影森中学校	上影森 53	25-5227	○	○	○	○	2,600
21	影森小学校	下影森 1104	25-5227	○	○	○	○	2,360
22	溪流荘	浦山 1540	22-2211	○	○	○	○	50
23	吉田取方総合運動公園	下吉田 427	77-1111		○	○	○	3,830
24	吉田小学校	下吉田 3833	25-5227	○	○	○	○	2,140

No.	施設・場所名	住所	連絡先	対象とする異常な現象の種類				想定収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 及び 地滑り	地震	大規模 な火事	
25	吉田中学校	下吉田 6402	25-5227	○	○	○	○	5,190
26	やまなみ会館	下吉田 6557-1	77-1111	○	○	○	○	620
27	吉田総合支所	下吉田 6585-2	77-1111	○	○	○	○	250
28	久長農村集落センター	吉田久長 424	77-1111	○	○	○	○	40
29	阿熊集落センター	吉田阿熊 966	77-1111	○		○	○	270
30	上吉田運動公園	上吉田 3352-1	77-1111	○	○	○	○	1,710
31	吉田元気村	上吉田 4942-1	77-1111	○	○	○	○	250
32	石間交流学習館	吉田石間 2620-1	77-1111	○	○	○	○	210
33	旧吉田小学校太田部分校	吉田太田部 664-2	77-1111	○	○	○	○	160
34	大滝神庭交流広場	大滝 790-1	55-0101	○	○	○	○	5,170
35	大滝総合支所	大滝 4058	55-0101	○	○	○	○	1,810
36	こまどり荘	中津川 447	55-0861	○	○	○	○	240
37	旧大滝小学校三峰分校	三峰 214-2	55-0101	○	○	○	○	260
38	荒川総合運動公園	荒川上田野 250	25-5230		○	○	○	3,750
39	花見の里	荒川上田野 413-3	54-2114	○	○	○	○	1,420
40	荒川総合支所	荒川上田野 1734-6	54-2111	○	○	○	○	180
41	荒川東小学校	荒川上田野 1755	25-5227	○	○	○	○	1,200
42	浦山ダムうららびあ	荒川久那 4041	23-1431	○	○	○	○	220
43	荒川中学校	荒川日野 23	25-5227	○	○	○	○	6,170
44	荒川農村環境改善センター	荒川日野 70-1	54-2114	○	○	○	○	1,320
45	荒川公民館	荒川日野 76-1	22-0420	○	○	○	○	110
46	旧自治セミナーハウスグラウンド	荒川贅川 322-3	54-2111	○	○	○	○	2,060
47	荒川西小学校	荒川贅川 840	25-5227	○	○	○	○	1,040
48	秩父ミュージックパーク	小鹿野町長留 2518	22-2211	○	○	○	○	560

(参考) 広域避難場所一覧

市は、大規模地震による同時多発火災などから身を守る場所として「広域避難場所」を指定している。

■広域避難場所一覧

[令和2年7月10日現在]

No.	避難施設名	所在地	面積 (ha)	避難対象地	標識板設置 の有無	備考
1	聖地公園	山田	23	旧市内全域	有	広域避難場所
2	秩父ミュージズパーク	久那	375	市内全域	有	広域避難場所

資料3. 4 指定福祉避難所一覧

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-23) 参照】

市は、災害発生後、避難所での避難生活に負担が大きい要配慮者を収容するための施設として、以下に示す「指定福祉避難所」を開設する。

■指定福祉避難所一覧

[令和5年2月27日現在]

No.	施設名	所在地	電話	飲料水 の供給	備考
1	埼玉県立秩父特別支援学校	大宮 5676-1	24-1361	可	協定締結
2	特別養護老人ホーム荒川園	荒川贄川 1088	54-1500	可	協定締結
3	特別養護老人ホーム杏子苑	寺尾 3900-1	25-1983	可	協定締結
4	地域密着型特別養護老人ホーム 楓の森	荒川上田野 766-1	54-3210	可	協定締結
5	介護老人保健施設ピッラ・ベッキア	寺尾 2744	22-7026	可	協定締結
6	自立支援施設 武甲の森	寺尾 1476-1	24-5571	可	協定締結
7	特別養護老人ホーム 白砂恵慈園	吉田久長 186-1	77-0099	可	協定締結
8	障がい者支援施設さやか さやか事業所	山田 1199-2	24-9956	可	協定締結
9	障がい者支援施設さやか ふらわあ事業所	寺尾 2825	25-3000	可	協定締結
10	介護老人保健施設 うらら	中村町 3-6-24	27-0250	可	協定締結
11	シニアホーム 武甲の郷	日野田町 2-14-5	27-8181	可	協定締結
12	特別養護老人ホーム 偕楽苑	蒔田 1977	23-2313	可	協定締結
13	特別養護老人ホーム 愛宕の杜	大野原 786	26-7305	可	協定締結
14	特別養護老人ホーム 桜の園	和泉町 18	26-7650	可	協定締結

注) 埼玉県立秩父特別支援学校への避難者受入は、原則、在学生、卒業生及びその家族とする。

資料3. 5 秩父郡市医師会災害医療対策機関編成

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-16) 参照】

秩父郡市医師会災害医療対策機関編成表(令和2年7月)

I 災害医療対策本部			
本部長	井上 靖		
副本部長	西 秀夫		
副本部長	横田幸弘 原 靖		
事務	吉田 正明	坂本 光一	
II 災害医療基幹病院	小鹿野中央病院 秩父市立病院	秩父病院 秩父生協病院	秩父第一病院 清水病院
III 災害医療基幹病院診療所群	秩父病院 群 浅海医院 三上医院(荒川) 片田医院 本強矢整形外科病院 石塚内科胃腸科医院	松本クリニック 野田医院 近藤医院 大友内科医院 関根医院	いんば眼科クリニック 丸山耳鼻咽喉科医院 竹越医院
秩父第一病院 群	はらしまクリニック 高橋内科クリニック 内田医院 井上皮膚科医院 三上医院(中町) 岡部医院	あらいクリニック あさひ診療所 岩田産婦人科医院 井上医院 片山耳鼻咽喉科 健生堂医院	城谷医院 たかはし整形外科皮膚科クリニック 眼科・並木医院 熊木こどもクリニック 蓮沼医院
秩父市立病院 群	秩父市大蔵国保診療所 荒船医院 松田医院 萩原医院	秩父脳外科内科クリニック クリニック公園ばし 加藤クリニック	堤医院(道生町) 秩父中央病院 久喜医院
秩父生協病院 群	水野医院 金子クリニック 山田クリニック 五野上医院	石塚クリニック 倉林外科胃腸科医院 大谷津医院 あいおいクリニック	おおのはら眼科 酒井耳鼻咽喉科医院 つちはし眼科内科クリニック
小鹿野中央病院 群	本間医院 鈴木内科眼科クリニック 上古田医院	原医院 新井医院 横田内科・呼吸器科クリニック	堤医院
清水病院 群	長瀬区新クリニック 南須原医院 落合眼科医院	みなしの整形外科医院 金子医院 倉林医院	伊古田小児科医院 松本医院 みなしのハートクリニック
IV CMAT	第1支援隊	第2支援隊	第3支援隊
Chichibu Disaster Medical Assistance Team	西秀夫 三上 倫 石郷岡聡	横田幸弘 本強矢隆生 原 靖	松本 郷 岡部和彦 井上 靖
会員全員協力支援隊			

(敬称略)

資料 3. 6 救急病院・救急診療所一覧（秩父保健所管内）

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 緊急対応活動のための準備（p2-16）参照】

■埼玉県秩父保健所

所在地	〒368-0025	電話番号	22-3824
	秩父市桜木町 8-18	FAX 番号	22-2798

■病院・救急診療所一覧表（秩父保健所管内）

[令和 2 年 8 月 30 日現在]

医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号 (0494)	FAX 番号 (0494)	診療科目
秩父市立病院	368-0025	秩父市 桜木町 8-9	23-0611	23-0650	内、外、整、泌、脳、小、 麻、循内、消内
医療法人花仁会 秩父病院	369-1874	秩父市 和泉町 20	22-3022	24-9633	外、内、消外、消内、肝 臓内科、循内、形、整、 腫瘍内科、肛門外科、 放、麻、歯、歯外、矯 歯
秩父生協病院	368-0016	秩父市 阿保町 1-11	23-1300	22-7003	内、小、リハ、循内
秩父第一病院	368-0051	秩父市 中村町 2-8-14	25-0311	25-0551	内、循内、外、神内、リ ハ、皮
本強矢整形外科病院	369-1871	秩父市 下影森 871-1	24-7615	23-3348	整
医療法人彩清会 清水病院	369-1412	秩父郡皆野町 大字皆野 1390-2	62-0067	62-4393	内、外、胃内、リハ、 皮、糖尿病内科、形 外、耳
埼玉医療生活協同組合 皆野病院	369-1412	秩父郡皆野町 大字皆野 2031-1	62-6300	62-6010	内、外、整、脳、婦、小、 リハ、放、歯、歯外、 麻、眼、神内、皮
国民健康保険 町立小鹿野中央病院	368-0105	秩父郡小鹿野町 小鹿野 300	75-2332	75-3313	内、婦、整、眼、耳、リ ハ、外、心療、精

資料3. 7 災害拠点病院（埼玉県）

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備（p2-16）参照】

■災害拠点病院（埼玉県）

[令和2年7月10日現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
○埼玉医科大学総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会栗橋病院	349-1105	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
○さいたま赤十字病院	338-8553	さいたま市中央区上落合 8-3-33	048-852-1111
○獨協医科大学越谷病院	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
○社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
○埼玉県厚生農業協同組合連合会 久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
○社会医療法人 さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
○医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
○埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	348-8505	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000
○埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200

注) 「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域」を示す。

資料3. 8 救命救急センター（埼玉県）

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備（p2-16）参照】

■救命救急センター（埼玉県）

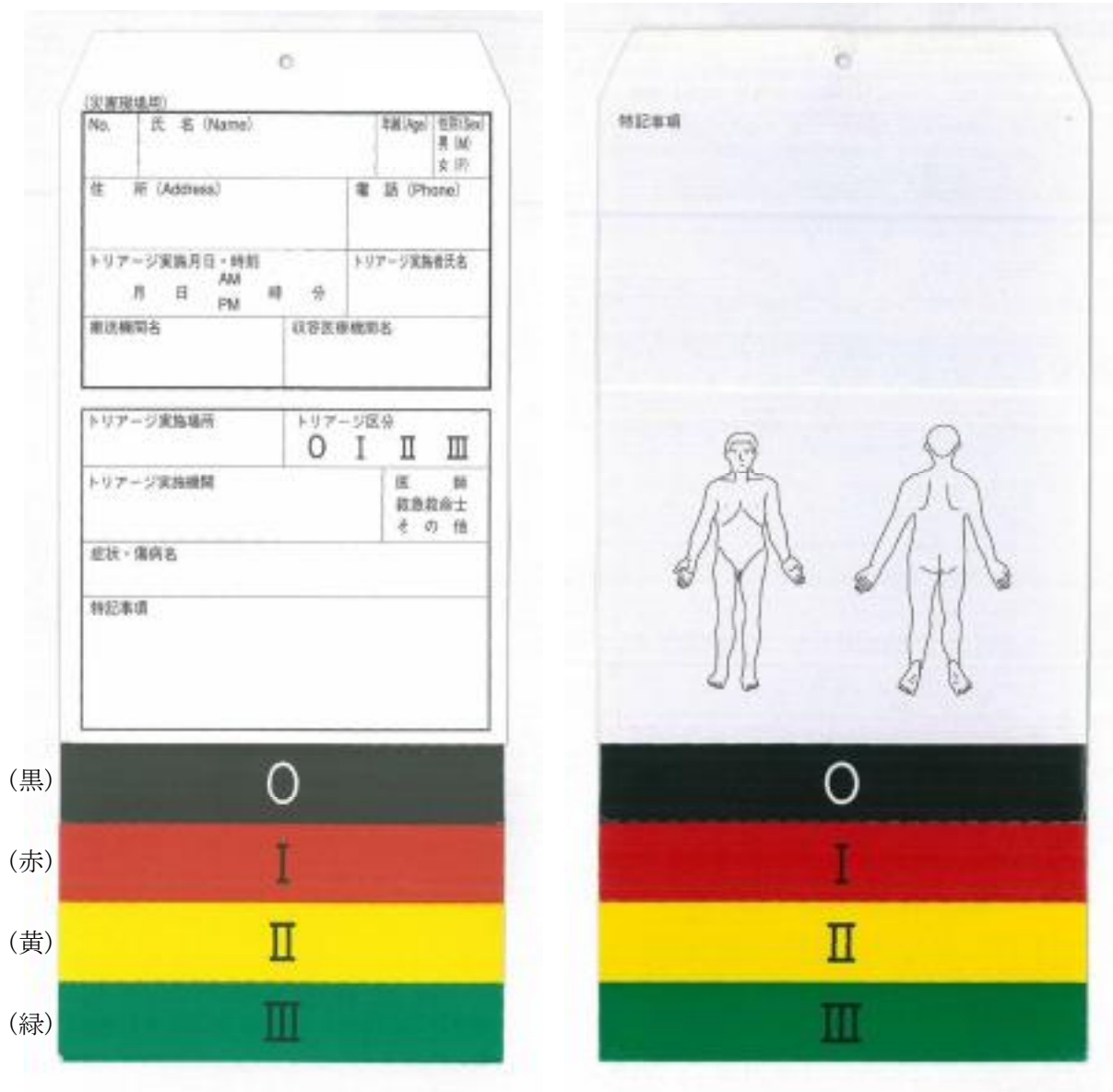
[令和2年7月10日現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
さいたま赤十字病院救命救急センター	338-8553	さいたま市中央区上落合8-3-33	048-852-1111
深谷赤十字病院救命救急センター	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院救命救急センター	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター救命救急センター	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学越谷病院救命救急センター	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター 救命救急センター	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111

資料3. 9 トリアージタグ

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-14) 参照】

【第3編 第1章 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-55) 参照】
 (表面) (裏面)



資料3. 10 応急仮設住宅建設用地

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-47) 参照】

■応急仮設住宅建設用地一覧表

[平成29年1月1日現在]

所在地	所有者	面積	現況	建設可能戸数	優先順位
大野原字下中原 1443-1	秩父市	7,200 m ²	原谷グラウンド	120 戸	1
大宮字藤井 6208	秩父市	7,000 m ²	羊山グラウンド	116 戸	2
計		14,200 m ²		236 戸	

資料 3. 11 要配慮者利用施設一覧

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 緊急対応活動のための準備 (p2-23) 参照】

■土砂災害（特別）警戒区域内に存在する要配慮者利用施設

[令和 6 年 1 月 31 日現在]

名 称	所 在 地
社会福祉法人秩父正峰会 特別養護老人ホーム杏子苑	秩父市寺尾 3 9 0 0 - 1
小規模多機能型居宅介護施設 万葉の郷	秩父市下吉田 7 6 2 4 - 4
やまだデイサービス	秩父市山田 1 6 4 4 - 1
秩父市上吉田デイサービスセンター	秩父市上吉田 3 3 5 2 - 1
高齢者生活支援ハウス 吉祥苑	秩父市上吉田 3 3 5 2 - 1
古民家デイサービス いろり	秩父市田村 1 2 5 6
デイサービス ラスベガス秩父	秩父市下影森 8 5 8 - 2
NPO 法人小鹿の夢 グループホーム青の畔	秩父市大滝 1 2 4 8 - 3
老人福祉センター溪流荘	秩父市浦山 1 5 4 6
社会福祉法人清心会 さやかこども支援センター	秩父市栃谷 9 0 0 - 1
浅海医院	秩父市荒川日野 2 1 2
大滝国民健康保険診療所	秩父市大滝 9 2 5
風の森保育園	秩父市山田 7 1 2 - 1
秩父市立久那幼稚園	秩父市久那 2 1 8 3 - 1
秩父市立荒川西小学校	秩父市荒川贅川 8 4 0
秩父市立久那小学校	秩父市久那 2 1 8 3 - 1
秩父市立高篠小学校	秩父市山田 2 6 1 9
埼玉県立秩父農工高等学校	秩父市大野原 2 0 0 0
特別支援学校 光の村秩父自然学園	秩父市大滝 4 7 8 3

[資料4 備蓄施設等関係]

資料4. 1 防災倉庫及び防災備蓄品

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-39) 参照】

■防災倉庫及び防災備蓄品一覧 (その1)

[令和5年3月31日現在]

No	施設名称	靴入れ	防寒用品 (毛布等)	タオル類	寝具類 (敷物)	衛生用品 (洗剤)	飲料 (ミネラル)	食料 (缶詰)	日用品 (衛生紙)	その他	備蓄 品目	アルミ マット	エア マット	アルミ ブランケット	食料 キット (缶)	多目的 キット (小)								
1	松文第一小学校				580				414	950	30	144	70	30	9	2	6							
2	花白木小学校				580				414	950	30	144	80	14	10	2	6							
3	西小学校				580				414	950	30	280	144	70	30	10	2	6						
4	南小学校				480				414	950	30	280	144	70	34	10	2	6						
5	麗陽南小学校				580				414	950	30	144	70	30	10	2	6							
6	南台小学校				580				414	950	10	280	144	80	30	10	2	6						
7	久那小学校				580				414	950	10	144	70	30	10	2	6							
8	高橋小学校				480				414	950	10	280	144	80	30	10	2	6						
9	天理小学校				480				414	950	30	280	144	70	30	15	2	6						
10	影森小学校				580				414	950	30	144	130	30	10	2	6							
11	吉岡小学校																							
12	吉岡小学校児童館分館		180		18													30						
13	鹿川第一小学校																							
14	鹿川第二小学校																							
15	松文第一中学校				1,380				858	950	380	10	3,380	144	730	36	240	2	6					
16	松文第二中学校	118	118	12					414	950		30	180	144	70	30			2	6				
17	麗陽南中学校				280				414	950		10		30										
18	高橋中学校				280				414	950		10		30										
19	影森中学校				280				414	912											10			
20	吉岡中学校																							
21	鹿川中学校																							
22	本庁舎	3,300	2,350	450	168										30	10	17	45						
23	上宮地区災害庫				174				1,080	2,800		90	210	1,080		230								
24	吉岡総合支所	2,178	950	3,000	1,950										190							10		
25	やまなみ会館																							
26	大滝総合支所	1,132	700	1,880	800							80	380	1,188	170			47		120	2	6		
27	鹿川総合支所	1,818	1,280	2,400	1,218							8	480		230			38	30	120	2	6		
28	花菱の里													258	280			94				4	2	
29	市立病院																							
30	福祉女性会館																							
31	中津川集会所		100	150	78									60										
32	大滝町健康生活プラザ		90	150	150									30										
33	大滝町公民センター	118	180	180	90									70										
34	大滝-緑の園																							
35	鹿川園																							
36	鹿子園																							
37	楓の森																							
38	武甲の森																							
39	ビュッレベッキア																							
40	武甲の湖																							
41	うらら																							
42	倉庫園																							
43	特別支援学校																							
44	ゆめとこ(市民会館)																							
45	まゆか学園(山部)																							
46	文化体育センター																							
47	白砂運動場																							
48	愛宕の社											5	180		30									
49	うららびあ			180										144	70			30				2	6	
50	運動場																							
51	倉庫防災倉庫1	7,818	9,480	5,150	11,814																			580
52	倉庫防災倉庫2																							
合計		18,218	14,850	12,600	18,312	4,280	1	3,840	7,128	11,232	380	90	900	1,380	3,840	2,361	13	338	189	480	34	83		

■防災倉庫及び防災備蓄品一覧（その2）

No	施設名称	緊急 要品置 き場	緊急 避難所 サント	開設 セット	非常用 食料	緊急更 換用 セット	緊急 ベッド	寝具	非常用 トイレ	救急箱	救急 キット	ヘルプ ラベル	誘導灯	非常用 電源	非常用 電源	非常用 電源	非常用 電源	非常用 電源	非常用 電源	非常用 電源
1	秋父第一小学校		18			18			1	1	15			20				1	1	
2	花の木小学校		26			18			2	1	15			20			1	1	1	
3	高小学校		29			18			2	1	15			20				1	1	
4	南小学校		18			18			2	1	15			20				1	1	
5	尾田南小学校		28			18			1	1	15			20				1	1	
6	原谷小学校		44			18			2	1	15			20				1	1	
7	久那小学校		32			18			1	1	15			20						
8	高藤小学校		44			18			1	1	15			20						
9	大田小学校		36			8			1	1	5			20						
10	新森小学校		38			18			1	1	15			20				1	1	
11	吉田小学校																			
12	尾田小学校木田分校																			
13	荒川南小学校																			
14	荒川西小学校																			
15	秋父第一中学校		24			1			2	1	20			18			4	1		
16	秋父第二中学校		12	2		2			2		15			20			4	1		
17	尾田南中学校		28							1	10						4	1	1	
18	高藤中学校		28							1	5						4		1	
19	新森中学校		24							1							2	1	1	
20	吉田中学校																			
21	荒川中学校																			
22	本庁舎		66				2	13			5	33	23	116			5	15	18	43
23	上宮地区防災倉庫		62		1															
24	吉田総合支所		128																	1
25	やまなみ会館																			
26	大滝総合支所	2	12	47		121	2				28			20						2
27	荒川総合支所		128	50		2	2	1				15		53			30			5
28	花見の里																			
29	作立病院																			
30	福祉女性会館																			
31	中津川集会所																			
32	大滝川集会所																			
33	大滝川集会所																			
34	大滝-桜の園																			
35	荒川園																			
36	杏子園																			
37	橋の森																			
38	武甲の森																			
39	ピラッパッキア																			
40	武甲の森																			
41	うらら																			
42	桜園																			
43	特別支援学校																			
44	さやまの里(児童)																			
45	さやま学園(山形)																			
46	文化体育センター																			
47	白砂遊園																			
48	愛宕の杜																			
49	うららびあ		8																	
50	深流荘		8																	
51	倉庫防災倉庫1	14							18			28								1
52	倉庫防災倉庫2								28		20	4							28	
	合計	18	889	58	1	224	25	20	18	38	24	18	220	23	426		82	26	23	44

資料4. 2 応急給水用資器材

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-37) 参照】

[平成28年4月1日～]

資器材	容量 (ℓ)	数量	所属
給水タンク	2,000	2基	秩父広域市町村圏組合水道局 (別所浄水場)
	1,800	1基	秩父広域市町村圏組合水道局 (大滝・荒川事務所)
	1,500	1基	秩父広域市町村圏組合水道局 (小鹿野事務所)
	1,500	1基	秩父広域市町村圏組合水道局 (吉田事務所)
	1,500	1基	秩父広域市町村圏組合水道局 (皆野・長瀬事務所)
緊急用飲料水袋	10	6,200袋	市総務部
	6	290袋	秩父広域市町村圏組合水道局
緊急時用浄水装置	4,000/時	1台	市総務部

資料4. 3 給水車等保有状況

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-37) 参照】

[平成28年4月1日～]

区分	数量	
給水車	1台 (2,000ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
給水タンク積載使用車	1台 (2t車)	秩父広域市町村圏組合水道局 (皆野・長瀬事務所)
給水タンク	2基 (2,000ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (別所浄水場)
	1基 (1,800ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (大滝・荒川事務所)
	1基 (1,500ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (小鹿野事務所)
	1基 (1,500ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (吉田事務所)
ポリ容器	180個 (10ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (大滝・荒川事務所)
	100個 (10ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (横瀬事務所)
	170個 (20ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (皆野・長瀬事務所)
飲料水袋	1,650袋 (6ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
	110袋 (6ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (吉田事務所)
	280袋 (6ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (皆野・長瀬事務所)
	40袋 (6ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (小鹿野事務所)
	1,120袋 (10ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局
	80袋 (10ℓ)	秩父広域市町村圏組合水道局 (小鹿野事務所)

〔資料5 輸送等関係〕

資料5. 1 飛行場場外離着陸場一覧

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-17、2-29) 参照】

【第3編 第1章 第1節 活動体制の確立 (p3-27) 参照】

[令和3年4月1日現在]

場外名称	地名番地	座標・北緯			座標・東経			管理者
		°	'	"	°	'	"	
秩父市聖地公園	大宮字東平 5635	36	0	27	139	5	54	秩父市 危機管理課
吉田取方イベント広場	下吉田 418-2	36	2	16	139	2	37	秩父市 吉田総合支所
旧自治セミナーハウス 附属スポーツ施設	荒川白久 599-1	35	57	37	138	59	23	秩父市 荒川総合支所
三峰山ヘリポート	三峰 169-9	35	56	8	138	55	10	秩父市 大滝総合支所
出会いの丘	大滝字栃本タキ川 トハ 5643-1	35	54	43	138	49	5	埼玉県秩父 県土整備事務所
影森河川敷	上影森 217-1	35	58	19	139	3	34	秩父市 危機管理課
吉田太田部	吉田太田部 664-2	36	6	53	138	58	21	秩父市 吉田総合支所
大滝栃本	大滝栃本池の平 5662	35	56	46	138	50	54	秩父市 大滝総合支所
滝沢園地駐車場	大滝滝ノ沢 2901	35	57	37	138	53	32	秩父市 大滝総合支所
秩父病院	和泉町 20	35	58	59	139	3	52	医療法人花仁会 秩父病院

〔資料6 協定〕

資料6. 1 秩父市と豊島区との非常災害時等における相互応援に関する協定

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化 (p2-4) 参照】

(趣旨)

第1条 秩父市並びに豊島区は、姉妹都市提携の精神に基づき、いずれの都市の地域において大規模な災害が発生し、被災した都市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した都市の要請により、災害を受けていない都市が協力・応援を行ない、もって、被災した都市が応急対策や復旧対策を円滑に遂行出来るようにするため、この協定を締結する。

(連絡窓口)

第2条 秩父市並びに豊島区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する都市は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所等の経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した都市が実施するものとする。ただし、応援を要請した都市による輸送が困難な場合には、応援を行なう都市がこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた都市の負担とする。

2 応援を受けた都市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた都市から要請があった場合には応援を行なう都市が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 秩父市並びに豊島区は、この協定による応援が円滑に行えるよう、毎年、一定の時期に、

地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成7年6月7日

埼玉県秩父市

秩父市長 内 田 全 一

東京都豊島区

豊島区長 加 藤 一 俊

資料6. 2 秩父市と江東区との災害時等における相互応援に関する協定

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化 (p2-4) 参照】

(趣旨)

第1条 秩父市と江東区は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 秩父市と江東区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り合うものとする。

(応援の手順)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第6条 秩父市と江東区は、この協定による応援が円滑に行えるよう、毎年、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成18年1月31日

埼玉県秩父市長 栗原 稔
東京都江東区長 室橋 昭

資料6. 3 荒川区と秩父市の非常災害時等における相互応援に関する協定

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化 (p2-4) 参照】

荒川区と秩父市は、相互協力の友愛的精神に基づき、災害時において円滑な相互応援を図るため、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、荒川区と秩父市のいずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害を受けていない自治体が行う被災自治体の円滑な応急対策及び復旧対策の遂行のための協力・応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 荒川区と秩父市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 被災した自治体は、応援を必要とする場合は、災害を受けていない自治体に応援を要請するものとする。

(応援の手続)

第4条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名及び数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機及び車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (5) その他、特に要請のあった事項

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 前2項の定めにより難しいときは、荒川区と秩父市が協議して定めるものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 荒川区と秩父市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画を始め災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成21年8月10日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号 荒川区長 西川 太一郎

埼玉県秩父市熊木町8-1-5 秩父市長 久喜 邦康

資料6. 4 埼玉県下消防応援協定

【第2編 第1章 第2節 第2 消防活動体制の整備 (p2-12) 参照】

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害により被害を最小限度に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(報告及び連絡)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関し必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前条に規定する県にたいする報告及び前条に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別な理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない市町村にあつては、市町村長）が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(通報)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事項の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第5章 雑則

(実施細部)

第14条 この協定に特別な定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防本部をおかない市町村又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあつては消防団長）が協議して定めるものとする。

(疑義)

第15条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第16条 この協定を証するため、協定市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

この協定は、昭和60年4月1日から効力を生ずる。

資料6. 5 埼玉県下消防相互応援協定に基づく覚書

【第2編 第1章 第2節 第2 消防活動体制の整備 (p2-12) 参照】

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この覚書は、埼玉県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき協定市町村等相互間の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2章 相互応援

(緊急通報)

第2条 協定第5条に規定する災害発生時の応援要請及び協定第7条に規定する消防用資器材等の調達依頼等の緊急通信は、別に定める通報指定場所に電話等で行うものとする。

(応援隊の派遣)

第3条 協定第6条の第1項に規定する応援隊を派遣する場合は、派遣する人員、車両、資器材の数量、出発時刻及び指揮責任者等を前条に規定する通報指定場所に通報するものとする。

(誘導及び資器材の貸与)

第4条 発生市町村等の消防長又は協定第14条に規定する消防団長（以下「消防長等」という。）は、前条に規定する応援隊を効率的に運用するため、当該市町村等の消防職員又は消防団員をして現場への誘導及び担当任務等の指定を行わせるとともに、応援活動上必要な資器材を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第5条 協定第9条に規定する報告は、現場報告及び書類報告に区分し、それぞれ次により行うものとする。

(1) 現場報告は、現場において次の事項について行うものとする。

ア 応援隊の活動概要

イ 応援隊が使用した消火剤等の資器材の使用数量及び機械器具の損傷の有無

ウ 応援隊が発災市町村等から支給を受け食糧及び補給を受けた燃料等の数量

(2) 書類報告は、別記様式第1号により行うものとする。

(消防用資器材等の調達手配)

第6条 協定第7条に規定する消防用資器材等の調達手配は消防用資器材を製造し、又は販売する業者から調達する場合で、当該業者の主たる事業所等が応援市町村等内にある場合に行うものとする。

(資器材の使用)

第7条 応援隊が第14条第1項第1号の規定により、発生市町村等が負担する資器材等を使用する場合で発生市町村等の消防長等の了解を求めるとまがない場合は、使用後速やかに発生市町村等の消防長等に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第8条 協定第10条に規定する通報は、別記様式第2号により、発生市町村等の消防長等が応援市町村等の消防長等に通報するものとする。

(会議の名称及び構成員)

第9条 協定第11条に規定する連絡会議は、埼玉県下消防相互応援連絡会議（以下「連絡会議」と

いう。)とし、協定機関の消防長等をもって構成する。

(幹事市町村)

第10条 応援活動と連絡会議の円滑な推進を図るため、幹事市町村等を置く。

2 幹事市町村等は埼玉県消防長会の各ブロック毎に1とし、幹事市町村等の互選により、代表幹事市町村等を選出する。

3 幹事市町村等の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(応援活動の調整)

第11条 幹事市町村等は、応援活動において必要な調整を行うものとする。

(会議の種類)

第12条 会議は、連絡会議及び幹事会議とする。

2 連絡会議及び幹事会議は必要のつど開催し、代表幹事市町村等が招集するものとする。

(消防現勢の変動)

第13条 協定第12条第2号の消防現勢について変動があった場合は、連絡会議の際又は必要のつど別記様式第3号により各協定機関に通報するものとする。

(経費負担)

第14条 協定第13条第1項の規定により、発生市町村等が負担する経費は次のとおりとし、これ以外で特に多額の経費を要した場合における経費負担については、協定市町村等間において協議して定めるものとする。

(1) 消火剤、その他の資器材を使用し、又は損傷した場合の経費

(2) 応援隊の食糧費及び長時間防ぎよの場合の補給燃料費

(3) 応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29号第3項の規定による損失補償費及び同法第29条第5項の規定による災害補償費

2 前項第1号による補償は、努めて当該災害に使用した資器材と同等の性能又は品質を有する物をもって行うものとする。

(他の協定との関係)

第15条 協定市町村等が、当該協定市町村等間において締結している、この協定以外の協定とこの協定が競合するため、特に必要があると認められる場合は、当該市町村等間においてあらかじめ協議しておくものとする。

(覚書の改訂)

第16条 この覚書を改訂する場合は、協定機関が協議のうえ定めるものとする。

(協定に関する事務)

第17条 協定に関する事務は、代表幹事市町村等が担当するものとする。

(覚書の保管)

第18条 この覚書を証するため、協定機関の消防長等は、記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

附 則

この覚書は、昭和60年4月1日から効力を生ずる。

資料 6. 6 消防相互応援協定（小鹿野町・横瀬村・皆野町・長瀬町）

【第 2 編 第 1 章 第 2 節 第 2 消防活動体制の整備（p2-12）参照】

第 1 条 この協定は、秩父市と小鹿野町、横瀬村、皆野町、長瀬町、荒川村との相互応援に関して定めるものとする。

第 2 条 秩父市は上記 5 カ町村の区域内、上記 5 カ町村は秩父市の区域内の火災防ぎよのため下記方法により応援隊を派遣するものとする。

- 1 消防機関が何等かの情報により火災の発生を認知した場合は 1 隊を派遣するものとする。
- 2 大火災又は非常事態が発生し消防力の増強を特に必要とする場合は前号にかかわらず消防長（消防署長）又は消防団長の要請、若しくは命令により出動する。

第 3 条 応援隊の指揮は、下記に掲げる方法によるものとする。

- 1 受援地の消防長（消防署長）又は消防団長が指揮する。
- 2 指揮は応援隊の長に対して行う。

第 4 条 応援に要する燃料その他賄費並びに事故を生じた場合の経費はそれぞれ追う応援側の負担とする。ただし、特別の場合はこの限りではない。

昭和 35 年 4 月 1 日

資料 6. 7 災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定

【第3編 第1章 第1節 活動体制の確立 (p3-18) 参照】

災害対策基本法第57条に規定する通信施設の優先利用等に関して秩父市長と埼玉県警察本部長は、同法施行例第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。なお、同法第79条の規定に基づく警察通信施設の優先利用等に関する事務の取り扱いについても本協定を準用する。

昭和38年4月8日

秩父市長 久喜文重郎
埼玉県警察本部長 上田明

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

- 第1 秩父市長が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電機通信設備、若しくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は、本協定の定めるところによる。
- 第2 秩父市長が、法第57条の規定に基づき使用等することができる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線通信とする。
- 第3 秩父市が、法第57条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、原則として当該市の地域を管轄する警察署長に対して次の事項を申し出て承認を受けるものとする。
- 1 使用等しようとする警察通信設備
 - 2 使用等しようとする理由
 - 3 通信内容
 - 4 発信者及び受信者
- 第4 警察署長は、当該申込の内容が法第57条の規定に適合し、警察通信で到着可能と認められるときは、その使用を承認するものとする。この場合において受け付けた通信の取扱順序の決定は、警察署長が当該通信の緊急性、通話の内容、受付順位等をしんしゃくして決定するものとする。
- 第5 秩父市長は、法第56条の規定に基づく伝達、通知又は警告を行う場合の対象者及び該当対象者に対する連絡方法等警察通信施設の使用等に関する参考事項は、あらかじめ当該市の地域を管轄する警察署長に連絡しておくものとする。
- 第6 本協議会に基づく警察通信設備の使用等に関しては原則として、警察通信設備の新設又は増設、若しくは通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

本協定は、昭和38年4月8日から施行する。

資料6. 8 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-29) 参照】

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センター（以下「防災航空センター」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5

条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成3年3月29日

資料6. 9 災害応急対策に関する協定書（埼玉県建設業協会秩父支部）

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化（p2-4）参照】

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備（p2-27）参照】

秩父市（以下「甲」という。）、社団法人埼玉県建設業協会秩父支部（以下「乙」という。）とは、秩父市地域防災計画に基づき、災害発生時における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路及び河川が災害により被害を受けたとき、甲乙間で定めた基本的事項により、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急対策工事を行う必要があると認めたときは、乙に出動協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、速やかに出動するものとする。

（出動体制の整備）

第3条 甲及び乙は、応急対策工事を円滑に推進するため、あらかじめ安全対策を講じるとともに、担当地域を定め、出動体制の整備を図るものとする。

（活動内容）

第4条 第2条に基づき甲が乙に出動協力を要請する活動は、概ね次の各号に掲げるものとする。

（1）地震による被害

ア 緊急通行確保のための市道啓開

イ 崖くずれ、地滑り発生区域に対する二次災害防止のための応急対策

ウ その他必要な応急対策

（2）風水害による被害

ア 河川の溢水の防御

イ 崖くずれ、地滑り発生区域に対する二次災害防止のための応急対策

ウ その他必要な応急対策

（3）雪による被害

ア 15センチメートル以上の積雪時の市道幹線の除雪

（請負契約）

第5条 甲と乙とは前条第1号及び第2号に規定する活動については、秩父市契約規則（昭和40年秩父市規則第27号）に基づく手続きにより、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

ただし、前条第3号に規定する活動については、毎年度秩父市建設部において契約を締結するものによる。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から一年間とする。ただし、有効期間満了の一月前までに甲乙いずれか一方から異議の申し出がないときは、この協定の有効期間を自動的に一年間延長するものとし、事後この例によるものとする。

（協議事項）

第7条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自一通を保有するものとする。

平成9年3月1日

秩父市熊木町8番15号
甲 秩 父 市
秩父市長 内 田 全 一

秩父市大字上影森764-8
乙 埼玉県建設業協会 秩父支部
支 部 長 齊 藤 康 人

資料6. 10 災害補修に関する協定書（秩父市給排水設備指定工事店組合）

【第2編 第1章 第1節 活動体制の強化（p2-4）参照】

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備（p2-37）参照】

災害時における上下水道施設復旧に関する協定書

秩父市(以下「甲」という。)と秩父市給排水設備指定工事店組合(以下「乙」という。)とは、甲の上下水道施設(以下「施設」という。)の災害復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲の施設が地震等により被害を受けた場合、甲は必要に応じて復旧工事のため、乙に出動要請をするものとする。

第2条 乙は甲の要請があった場合、ただちに復旧工事に着手するものとする。

第3条 乙が甲の要請により復旧工事に着手するとき、甲と乙はすみやかに工事請負契約を締結するものとする。

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の一月前までに甲乙いずれか一方から異議の申出がないときは、この協定の有効期間を自動的に一年間延長するものとし、事後この例によるものとする。

第5条 この協定の履行に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成17年7月1日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩父市

秩公市長 栗原 稔

秩父市寺尾2350番地1

乙 秩父市給排水設備指定工事店組合

組合長 斉藤 宗次

資料6. 11 火災における応急仮設住宅建設についての協定書

【第2編 第1章 第3節 生活維持活動のための準備 (p2-46) 参照】

秩父市（以下「甲」という。）と秩父市災害救助隊（以下「乙」という。）とは、火災における応急仮設住宅の建設（以下「住宅建設」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定において「住宅」とは、居住のために建てられた家屋で現に人が居住している建物をいう。

第2条 甲は火災により住宅を失った被害者から住宅建設の要請があった場合、乙に出動要請をするものとする。

2 甲は、要請に当たっては、建設場所、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合、甲は後日、速やかに前記文書を乙に送付するものとする。

第3条 乙は甲の要請があった場合、備蓄する応急仮設住宅用資材によりただちに住宅建設に着手するものとする。

第4条 乙が前条の住宅建設に出動した場合、甲は補助金を1件につき50,000円支払うものとする。

第5条 甲は住宅資材の切り組、備蓄のため資材倉庫をふれあいセンター内に設置し、乙に無償で貸与するものとする。

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年4月1日

秩父市熊木町8番15号
甲 秩 父 市
秩父市長 久喜邦康

秩父市下宮地町8番4号
乙 秩父市災害救助隊
隊長 黒沢剛

資料 6. 12 火災、水害における応急仮設住宅建設についての協定書

【第 2 編 第 1 章 第 3 節 生活維持活動のための準備 (p2-46) 参照】

秩父市（以下「発注者」という。）と西秩父災害急援建設隊（以下「受注者」という。）とは、火災、水害等における応急仮設住宅の建設（以下「住宅建設」という。）について、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 この協定において「住宅」とは、居住のために建てられた家屋で現に人が居住している建物をいう。

第 2 条 発注者は火災、水害等により住宅を失った被害者から住宅建設の要請があった場合、受注者に出動要請をするものとする。

2 発注者は、要請に当たっては、建設場所、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって受注者に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合、発注者は後日、速やかに前記文書を受注者に送付するものとする。

第 3 条 受注者は発注者の要請があった場合、備蓄する応急仮設住宅用資材によりただちに住宅建設に着手するものとする。

第 4 条 受注者が前条の住宅建設に出動した場合、発注者は補助金を 1 件につき 50,000 円支払うものとする。

第 5 条 発注者は住宅資材の切り組、備蓄のため資材倉庫を秩父市下吉田 6 5 3 6 番地 6 に設置し、受注者に無償で貸与するものとする。

第 6 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

第 7 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、発注者受注者記名押印のうえそれぞれその 1 通を保有する。

平成 27 年 4 月 1 日

秩父市熊木町 8 番 1 5 号
発注者 秩 父 市
秩父市長 久 喜 邦 康

秩父郡小鹿野町下小鹿野 3 4 2 2 番地
受注者 西秩父災害急援建設隊
隊 長 小 澤 幸 男

〔資料7 条例等〕

資料7. 1 秩父市防災会議条例

【第1編 第2節 第1 地域防災組織 (p1-6) 参照】

平成17年4月1日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、秩父市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 秩父市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(平24条例26・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 秩父広域市町村圏組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が特に必要と認める機関の職員のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、50人以内とする。
- 7 第5項第7号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(平24条例26・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

資料7. 2 秩父市災害対策本部条例

【第3編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営 (p3-6) 参照】

【第3編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営 (p3-147) 参照】

平成17年4月1日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、秩父市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

資料 7. 3 秩父市災害対策本部に関する規程

【第3編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営 (p3-6) 参照】

【第3編 第1章 第1節 第3 災害対策本部の設置・運営 (p3-147) 参照】

(平成17年4月1日)
(訓令第20号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、秩父市災害対策本部条例（平成17年秩父市条例第21号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副市長の職にあるものをもって充てる。

(平19訓令15・一部改正)

(災害対策本部長付)

第3条 災害対策本部長付を置き、教育長その他の関係者をもって充てる。

2 災害対策本部長付は災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長及び災害対策副本部長ともに事故があるときは、教育長がその職務を代理する。

(平19訓令15・一部改正)

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(平22訓令6・追加)

(本部員会議)

第5条 災害対策本部に、災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため本部員会議を置く。

2 本部員会議は災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部長付及び災害対策本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要に応じて災害対策本部長が招集し、会議の議長は災害対策本部長が当たる。

(平22訓令6・旧第4条繰下)

(部及び班)

第6条 条例第3条第1項の規定に基づき災害対策本部に部を置き、班をもって組織する。

2 部に部長を置く。

3 部長は、部の事務を掌理する。

4 班に班長を置く。

5 班長は、上司の命を受けて班務を掌理し所属職員を指揮監督する。

6 部の組織及び所掌事務並びに条例第3条第2項及び第3項の規定による部に属すべき災害対策本部員、部長となるべき災害対策本部員は別表第2のとおりとする。

別表第1 (第4条関係)

総合政策部長	総合連絡調整幹	総務部長	危機管理統括監	財務部長	市民部長	福祉部長	保健医療部長
環境部長	水道事業連絡調整幹	産業観光部長	農林部長	地域整備部長	吉田総合支所長	大滝総合支所長	荒川総合支所長
市立病院事務局長	会計管理者	教育委員会事務局長	議会事務局長	監査事務局長	選挙管理委員会事務局長	農業委員会事務局長	

別表第2（第6条関係）

部	部長	班	班長	所掌事務
総合政策部	○総合政策部長 総合連絡調整幹	政策班	○地域政策課長 改革推進課長	1 広域市町村圏組合との連絡調整に関する事 2 総務部統括班との連絡調整に関する事 3 総合支所との連絡調整に関する事 4 室内の連絡調整に関する事 5 室内職員の動員に関する事 6 各協力団体の連絡調整に関する事
		秘書広報班	○秘書課長 広報広聴課長	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者の応接に関する事 3 報道機関との連絡調整に関する事 4 災害広報活動に関する事
総務部	○総務部長 危機管理統括監	総務班	○総務課長 人事課長 工事検査課長	1 職員の動員に関する事 2 職員の公務災害に関する事 3 災害時の従事者に対する損害補償に関する事 4 職員の手当てに関する事 5 総務部統括班との連絡調整に関する事 6 部内の連絡調整に関する事 7 部内職員の動員に関する事
		情報政策班	情報政策課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関する事 2 諸データの保全に関する事
		統括班	危機管理課長	1 災害対策本部に関する事 2 情報の整理に関する事 3 被害状況の記録及び統計に関する事 4 防災関係機関及び協力団体への連絡に関する事 5 自衛隊の派遣要請及び連絡に関する事 6 輸送機関との連絡調整に関する事
財務・会計部	○財務部長 会計管理者	財政班	○財政課長 FM推進課長	1 緊急予算編成及び資金調達に関する事 2 各協力団体の連絡調整に関する事 3 総務部統括班との連絡調整に関する事 4 部内の連絡調整に関する事 5 部内職員の動員に関する事
		管財班	管財課長	1 市所有自動車及び借上車の調達手配に関する事 2 応急措置のための土地収用等に関する事 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事
		課税班	○市民税課長 資産税課長	1 非住家の被害調査の集計及び統括班への報告に関する事 2 災害事情による市民税等の減免に関する事 3 物資の調達に関する事 4 物資の配給計画に関する事
		納税班	納税課長	1 被災者用食料の調達に関する事 2 被災者用食料の配給に関する事
		契約班	契約課長	1 ボランティアの受入れに関する事
		会計班	会計課長	1 災害経費の出納に関する事
市民部	市民部長	市民班	市民課長	1 埋火葬及び霊柩車・斎場に関する事 2 罹災台帳の作成及び管理に関する事 3 罹災証明書の発行に関する事 4 総務部統括班との連絡調整に関する事 5 部内の連絡調整に関する事 6 部内職員の動員に関する事
		市民生活班	市民生活課長	1 市民団体との連絡調整に関する事 2 災害時の市民相談に関する事 3 交通安全に関する事
		物資集積班	○秩父宮記念市民会館 市民スポーツ課長	1 救助物資等の集積管理に関する事 2 所管施設の被害調査及び災害対応策に関する事 3 地区協力班との連絡調整に関する事
		地区協力班	○生涯学習課長 図書館長	1 所管施設の被害調査及び災害対応策に関する事

部	部長	班	班長	所掌事務
				2 管内における災害対応事務への協力に関する事。
福祉部	福祉部長	福祉班	○社会福祉課長 障がい者福祉課長 高齢者介護課長 子育て支援課長 秩父地域包括支援センター所長 保育こども課長	1 救援金品の受付、管理及び配分に関する事。 2 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関する事。 3 応急仮設住宅に関する事。 4 被災者の援護に関する事。 5 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関する事。 6 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関する事。 7 総務部統括班との連絡調整に関する事。 8 部内の連絡調整に関する事。 9 部内職員の動員に関する事。
保健医療部	保健医療部長	保健医療班	○地域医療対策課長 保険年金課長 保健センター所長 市立病院建設準備室長	1 医薬品、医療品材等の調達整備及び輸送に関する事。 2 災害救助法適用後の医療保険との調整に関する事。 3 応急救護所の設定に関する事。 4 保健所及び関係機関への連絡調整に関する事。 5 救護活動の記録に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 部内職員の動員に関する事。
環境部	○環境部長 水道事業連絡調整幹	環境班	環境課長	1 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関する事。 2 総務部統括班との連絡調整に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。 4 部内職員の動員に関する事。
		生活衛生上水道班	生活衛生課長	1 環境衛生に関する事。 2 感染症発生に対する防疫活動に関する事。 3 秩父広域市町村圏組合との連絡調整に関する事。
		下水道班	○下水道課長 下水道センター所長	1 生活排水処理施設等の被害調査及び災害対応対策に関する事。
		聖地公園班	聖地公園管理事務所長	1 聖地公園施設の被害状況の調査に関する事。 2 広域避難地に関する事。
産業観光部	産業観光部長	商工班	○産業支援課長 先端技術推進課長 観光課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関する事。 2 観光諸施設の保全に関する事。 3 部内の被害集計に関する事。 4 総務部統括班との連絡調整に関する事。 5 部内の連絡調整に関する事。 6 部内職員の動員に関する事。
農林部	○農林部長	農政班	農業政策課長	1 農業関係の被害調査に関する事。 2 農業関係の復旧対策の総合調整に関する事。 3 農業関係機関との連絡調整に関する事。 4 農道の災害防護及び応急復旧に関する事。 5 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関する事。 6 総務部統括班との連絡調整に関する事。 7 部内の連絡調整に関する事。 8 部内職員の動員に関する事。
		森づくり班	○森づくり課長 全国植樹祭準備室長	1 林業関係の被害調査に関する事。 2 林業関係の復旧対策の総合調整に関する事。 3 林業関係機関との連絡調整に関する事。 4 森林管理道の災害防護及び応急復旧に関する事。
地域整備部	地域整備部長	道路管理用地班	○道路管理課長 用地課長	1 部内の被害集計に関する事。 2 総務部統括班との連絡調整に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。 4 部内職員の動員に関する事。 5 関係団体との連絡調整に関する事。
		道路維持班	○道路維持課長 道づくり課長	1 土木施設の被害状況の調査に関する事。 2 市道、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に

部	部長	班	班長	所掌事務
				<p>関すること。</p> <p>3 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関すること。</p> <p>4 水防活動に関すること。</p>
		都市計画班	都市計画課長	<p>1 都市計画公園及び都市計画街路の被害調査及び災害対応対策に関すること。</p> <p>2 児童公園・児童遊園の被害調査及び災害対応対策に関すること。</p>
		建築住宅班	建築住宅課長	<p>1 被災建築物応急危険度判定に関すること。</p> <p>2 所管施設の被害調査及び災害対応対策に関すること。</p> <p>3 応急避難所設営に関すること。</p> <p>4 市有建築物の応急修理に関すること。</p>
吉田総合支所	吉田総合支所長	市民福祉班	市民福祉課長	<p>1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関すること。</p> <p>2 諸データの保全に関すること。</p> <p>3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>4 非住家の被害調査、集計に関すること。</p> <p>5 災害事情による市民税等の減免に関すること。</p> <p>6 物資の調達、配給計画に関すること。</p> <p>7 被災者用食糧の調達、配給に関すること。</p> <p>8 総務部統括班との連絡調整に関すること。</p> <p>9 支所内の連絡調整に関すること。</p> <p>10 支所内職員の動員に関すること。</p> <p>11 罹災台帳の作成及び管理に関すること。</p> <p>12 罹災証明書の発行に関すること。</p> <p>13 災害時の市民相談に関すること。</p> <p>14 市民団体との連絡調整に関すること。</p> <p>15 交通安全に関すること。</p> <p>16 災害救助法適用後医療保険との調整に関すること。</p> <p>17 被災者の援護に関すること。</p> <p>18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関すること。</p> <p>19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関すること。</p> <p>20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関すること。</p> <p>21 応急避難所設営に関すること。</p> <p>22 救護活動の記録に関すること。</p> <p>23 応急仮設住宅に関すること。</p>
		地域振興班	地域振興課長	<p>1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。</p> <p>2 観光諸施設の保全に関すること。</p> <p>3 農林業関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 農林業関係の被害調査に関すること。</p> <p>5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関すること。</p> <p>6 支所内の被害集計に関すること。</p> <p>7 土木施設の被害状況の調査に関すること。</p> <p>8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関すること。</p> <p>9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関すること。</p> <p>10 水防活動に関すること。</p> <p>11 応急避難所設営に関すること。</p> <p>12 市有建築物の応急修理に関すること。</p> <p>13 環境衛生に関すること。</p> <p>14 感染症発生に対する防疫活動に関すること。</p>
大滝総合支所	大滝総合支所長	市民福祉班	市民福祉課長	<p>1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関すること。</p> <p>2 諸データの保全に関すること。</p> <p>3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関すること。</p> <p>4 非住家の被害調査、集計に関すること。</p> <p>5 災害事情による市民税等の減免に関すること。</p> <p>6 物資の調達、配給計画に関すること。</p> <p>7 被災者用食糧の調達、配給に関すること。</p>

部	部長	班	班長	所掌事務
				8 総務部統括班との連絡調整に関すること。 9 支所内の連絡調整に関すること。 10 支所内職員の動員に関すること。 11 罹災台帳の作成及び管理に関すること。 12 罹災証明書の発行に関すること。 13 災害時の市民相談に関すること。 14 市民団体との連絡調整に関すること。 15 交通安全に関すること。 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関すること。 17 被災者の援護に関すること。 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関すること。 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関すること。 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関すること。 21 応急避難所設営に関すること。 22 救護活動の記録に関すること。
		地域振興班	地域振興課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 2 観光諸施設の保全に関すること。 3 農林業関係機関との連絡調整に関すること。 4 農林業関係の被害調査に関すること。 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関すること。 6 支所内の被害集計に関すること。 7 土木施設の被害状況の調査に関すること。 8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関すること。 9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関すること。 10 水防活動に関すること。 11 応急避難所設営に関すること。 12 市有建築物の応急修理に関すること。 13 環境衛生に関すること。 14 感染症発生に対する防疫活動に関すること。
荒川総合支所	荒川総合支所長	市民福祉班	市民福祉課長	1 電算関係施設の被害状況調査・復旧に関すること。 2 諸データの保全に関すること。 3 市有財産の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 非住家の被害調査、集計に関すること。 5 災害事情による市民税等の減免に関すること。 6 物資の調達、配給計画に関すること。 7 被災者用食糧の調達、配給に関すること。 8 総務部統括班との連絡調整に関すること。 9 支所内の連絡調整に関すること。 10 支所内職員の動員に関すること。 11 罹災台帳の作成及び管理に関すること。 12 罹災証明書の発行に関すること。 13 災害時の市民相談に関すること。 14 市民団体との連絡調整に関すること。 15 交通安全に関すること。 16 災害救助法適用後医療保険との調整に関すること。 17 被災者の援護に関すること。 18 被保護世帯及び母子家庭の災害対策に関すること。 19 老人福祉施設及び児童福祉施設の災害対策に関すること。 20 医薬品、医療品材等の調達及び輸送に関すること。 21 応急避難所設営に関すること。 22 救護活動の記録に関すること。
		地域振興班	地域振興課長	1 商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 2 観光諸施設の保全に関すること。 3 農林業関係機関との連絡調整に関すること。 4 農林業関係の被害調査に関すること。 5 農林業関係者の復旧対策の総合調整に関すること。

部	部長	班	班長	所掌事務
				6 支所内の被害集計に関する事。 7 土木施設の被害状況の調査に関する事。 8 道路、ダム、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関する事。 9 応急復旧資材の確保・整備及び輸送に関する事。 10 水防活動に関する事。 11 応急避難所設営に関する事。 12 市有建築物の応急修理に関する事。 13 環境衛生に関する事。 14 感染症発生に対する防疫活動に関する事。
病院部	市立病院事務局長	医療班	○管理課長 医事課長 診療所事務局長	1 院内感染防止に関する事。 2 被災者に対する医療に関する事。 3 看護師の確保に関する事。 4 入院患者の看護に関する事。 5 院内の災害対策及び警備に関する事。 6 その他医療に関する事。 7 総務部統括班との連絡調整に関する事。 8 部内の連絡調整に関する事。 9 部内職員の動員に関する事。
教育部	事務局長	教育総務班	○教育総務課長 学校教育課長 保健給食課長 文化財保護課長 教育研究所長	1 教育施設の災害応急対策に関する事。 2 教育施設の被害状況調査に関する事。 3 収容施設の便宜供与に関する事。 4 文化財の保護に関する事。 5 総務部統括班との連絡調整に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 部内職員の動員に関する事。
支援部	○議会事務局 長 監査事務局 長 選挙管理委員 会事務局 長 農業委員会事 務局長	業務協力班	○議会事務局課長 級 監査事務局課長 級 選挙管理委員会課 長級 農業委員会課長級	1 災害状況の調査業務等の協力に関する事。 2 り災者の陳情受付等の協力に関する事。 3 り災者の救護業務等の協力に関する事。 4 総務部統括班との連絡調整に関する事。 5 部内の連絡調整に関する事。 6 部内職員の動員に関する事。

備考

- 1 本部長は、災害の実情により必要があると認められるときは、本表の分掌にかかわらず部班を配置換えすることができる。
- 2 部長及び班長欄に2以上掲げてある場合は、○を正とし、他は副とする。
- 3 部長及び班長に事故あるときは、あらかじめ指名した者がその業務を行うものとする。
- 4 次長及び技監の職にある者は、部付として部長を補佐し、部の業務遂行にあたる。
- 5 災害対策本部閉鎖後の事務処理については、それぞれの所管において行うこと。

資料 7. 4 被害の調査及び集計要領

【第 3 編 第 1 章 第 2 節 第 3 災害情報の収集・伝達・共有 (p3-41) 参照】

- (1) 人的被害及び住家、非住宅の被害が広範囲に多数発生した場合の調査は別表 3 の基準に従い別紙の要員で調査し、各地区責任者は総務部統括班長へ報告するものとする。
- (2) 環境部長は林業関係被害及び上下水道被害の状況を災害発生後 2 時間毎に集計し、総務部長へ様式 3 及び 4 をもって報告するものとする。
- (3) 地域整備部長は公共土木被害及び公共建物被害の状況を災害発生後 2 時間毎に集計し、総務部長へ様式 3 及び 4 をもって報告するものとする。
- (4) 産業観光部長は農業関係被害の状況を災害発生後 2 時間毎に集計し、総務部長へ様式 3 及び 4 をもって報告するものとする。
- (5) 教育委員会事務局長は学校関係被害の状況を災害発生後 2 時間毎に集計し、総務部長へ様式 3 及び 4 をもって報告するものとする。

被害の報告

総務部長は全被害を集計し、災害対策本部長宛報告する。

報告要領は次のとおりとする。

(1) 報告の種類

報告の種類は次の 3 種類とする。

ア 発生報告

災害が発生した直後に行う。(様式 2)

イ 経過報告

被寮状況の変化に伴って順次行う。特に必要のある場合の他 2 時間ごと。(様式 3)

ウ 確定報告

災害のあった日から 7 日以内に行う。(様式 4)

(2) 報告先

次の 2 報告とする。

ア 秩父市災害対策本部長宛報告

イ 埼玉県災害対策本部長宛、秩父支部長を通じて報告。ただし、災害対策本部が設置されない小災害の報告は次のとおりである。

住家、人的被害 (秩父地域振興センター)

農林関係被害 (秩父農林振興センター)

公共土木被害 (秩父県土整備事務所)

公共砂防被害 (秩父県土整備事務所)

火災被害 (埼玉県災害対策課)

(3) 報告責任者

総務部統括班長

様式 資料編p122『発生速報』～p125『被害状況調』に掲載

資料 7. 5 秩父市災害見舞金支給規則

【第 4 編 第 1 章 第 2 節 5 災害弔慰金、見舞金の支給 (p4-8) 参照】

(平成17年4月1日)
(規則 第 75 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、罹災者に対する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給)

第 2 条 この見舞金は、秩父市に住所を有する者で、火災、風水害、その他市長が認めた災害の罹災家屋居住者に対し別表に定める金額を支給する。

第 3 条 前条の見舞金を受ける家屋とは、住家のみとする。

(調査)

第 4 条 市長は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに調査、措置しなければならない。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

見舞金の金額

全壊 (焼) 100,000円

半壊 (焼) 50,000円

一部破損 (焼) 30,000円

床上浸水 30,000円

災害による死亡者 50,000円

災害による重傷者 10,000円

※ 判定基準については、秩父市地域防災計画 (「5 災害弔慰金、見舞金の支給」 (p4-8) 参照) による。

〔資料 8 その他〕

資料 8. 1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【第 3 編 第 1 章 第 1 節 第 8 災害救助法の適用 (p3-32) 参照】

[令和 5 年 7 月 1 日現在]

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり340円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上								
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること								
					区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	
					全 壊 全 流	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
						冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半 壊 半 流	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700					
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700					
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上								
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上								

学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む)及び中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒も含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒)	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から 教科書 1ヶ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2. 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1. 高齢者等であって日常生活上特別な配慮を必要とする複数のものに供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。 2. 供与期間 最高2年以内 3. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
被災した住宅の応急修理(緊急修理)	住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 1 世帯当たり 50,000円	災害発生の日から10日以内	1. ブルーシート、ロープ、土嚢など緊急措置に必要な資材費 2. 建設業者・団体等の施工費用
被災した住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1. 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 706,000円以内 ただし、半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯は、343,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日経過したものは一応死亡したものと推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 ○一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 ○検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 8. 2 国・県・市指定文化財建物一覧

【第2編 第2章 第1節 災害に強いまちづくり (p2-58) 参照】

(平成28年3月1日調べ)

番号	種別	指定名称	員数	指定年月日	所在地
1	国指定 重要文化財 (建造物)	内田家住宅	1	昭和46年6月22日	蒔田 891
2	国指定 有形民俗	秩父祭屋台六基	6	昭和37年5月23日	市内各収蔵庫
3	国登録 有形	旧埼玉県繊維工業試験場秩父支場本館	1	平成13年10月12日	熊木町 500-1
4	国登録 有形	旧埼玉県繊維工業試験場秩父支場工場棟	1	平成13年10月12日	熊木町 500-1
5	国登録 有形	旧埼玉県繊維工業試験場秩父支場倉庫	1	平成13年10月12日	熊木町 500-1
6	国登録 有形	旧秩父駅舎	1	平成13年10月12日	大宮東平 5663-1
7	国登録 有形	旧柿原商店店舗及び主屋	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
8	国登録 有形	旧柿原商店土蔵A	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
9	国登録 有形	旧柿原商店土蔵B	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
10	国登録 有形	旧柿原商店土蔵C	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
11	国登録 有形	旧柿原商店石塀	1	平成14年8月21日	本町 1404-4
12	国登録 有形	旧新井商店居宅兼店舗	1	平成16年2月17日	本町 1400
13	国登録 有形	旧新井商店商品倉庫	1	平成16年2月17日	本町 1400
14	国登録 有形	旧新井商店倉庫	1	平成16年2月17日	本町 1400
15	国登録 有形	秩父鉄道御花畑駅	1	平成16年2月17日	東町 1120-5
16	国登録 有形	藪田家住宅主屋	1	平成16年2月17日	番場町 994-1
17	国登録 有形	藪田家住宅表門	1	平成16年2月17日	番場町 994-1
18	国登録 有形	武甲酒造柳田総本店店舗	1	平成16年2月17日	宮側町 4389
19	国登録 有形	宮前家住宅主屋	1	平成16年2月17日	番場町 993
20	国登録 有形	宮前家住宅表門	1	平成16年2月17日	番場町 993
21	国登録 有形	秩父銘仙出張所 1	1	平成16年2月17日	番場町 1001
22	国登録 有形	秩父銘仙出張所 2	1	平成16年2月17日	番場町 1001
23	国登録 有形	秩父銘仙出張所 3	1	平成16年2月17日	番場町 1001
24	国登録 有形	カフェ・パリー	1	平成16年2月17日	番場町 1036-1
25	国登録 有形	安田屋	1	平成16年2月17日	番場町 1036
26	国登録 有形	小池煙草店	1	平成16年2月17日	番場町 1037-7
27	国登録 有形	旧武毛銀行本店	1	平成9年12月12日	下吉田 3871-1
28	国登録 有形	近藤歯科医院	1	平成18年3月2日	番場町 1026-6
29	国登録 有形	旧大月旅館別館	1	平成18年3月2日	番場町 1035-3
30	国登録 有形	松本教室主屋	1	平成18年3月2日	上町 1289-1
31	国登録 有形	逸見家住宅主屋	1	平成21年1月8日	荒川贄川 812
32	国登録 有形	旧強谷織物工場	1	令和元年9月10日	山田 1660-1 他
33	国登録 有形	栃谷八坂神社舞台	1	令和元年9月10日	栃谷 402-2
34	県指定 有形 (建造物)	秩父神社社殿 付天正20年の棟札1枚・神輿1基	1	昭和30年11月1日	番場町 1-1
35	県指定 有形 (建造物)	秩父札所1番観音堂	1	昭和33年3月20日	栃谷 418
36	県指定 有形 (建造物)	旧秩父橋 付初代秩父橋橋脚2基及び親柱2本	1	平成11年3月19日	阿保町 3795-1 地先ほか
37	県指定 有形 (建造物)	三峯神社本殿 付棟札1枚 柄1本	1	昭和36年3月1日	三峰 298

番号	種別	指定名称	員数	指定年月日	所在地
38	県指定 有形民俗	萩平歌舞伎舞台 付芝居道具	1	昭和55年3月29日	寺尾 1012
39	県指定 有形民俗	萩平精進堂 1 棟	1	昭和55年3月29日	寺尾 1012
40	市指定 有形（建造物）	聖神社社殿（元今宮神社本殿）	1	昭和40年1月25日	黒谷 2191
41	市指定 有形（建造物）	旧大宮学校校舎	1	昭和44年1月8日	解体部材保管
42	市指定 有形（建造物）	内田家住宅	1	昭和54年1月8日	黒谷 299
43	市指定 有形（建造物）	こまり門 付左右そで塀	1	平成1年10月23日	大野原 897
44	市指定 有形（建造物）	大林山廣見寺惣門	1	平成15年1月24日	下宮地町 5349 他
45	市指定 有形（建造物）	棕神社本殿	1	昭和49年12月23日	下吉田 7377
46	市指定 有形（建造物）	八幡神社旧本殿	1	昭和55年7月7日	下吉田 7377
47	市指定 有形（建造物）	平石馬頭尊堂	1	昭和55年7月7日	吉田久長 607-2
48	市指定 有形（建造物）	米山薬師堂	1	昭和55年7月7日	上吉田 4366
49	市指定 有形（建造物）	万福寺の宝篋印塔	1	昭和55年7月7日	上吉田 2599
50	市指定 有形（建造物）	源内居	1	昭和45年11月3日	中津川 243
51	市指定 有形（建造物）	三峯神領民家	1	昭和58年4月1日	三峰 298
52	市指定 有形（建造物）	寺沢の寝入り観音堂	1	昭和57年12月21日	荒川日野
53	市指定 有形（建造物）	湯大権現宮	1	平成2年4月9日	荒川贅川 2035-2
54	市指定 有形（建造物）	千手観音堂	1	昭和54年4月16日	荒川上田野
55	市指定 有形（建造物）	猪狩神社社殿	1	昭和54年4月16日	荒川贅川
56	市指定 有形（建造物）	大寶山圓福禅寺山門	1	平成18年3月28日	田村 967
57	市指定 有形民俗	恒持祭屋台・笠鉾 3 基	3	昭和40年1月25日	山田地内各収蔵庫
58	市指定 有形民俗	下影森 田の沢の屋台	1	昭和45年9月5日	下影森 348
59	市指定 有形民俗	諏訪神社附設舞台	1	昭和54年4月6日	上影森 255-1
60	市指定 有形民俗	栃谷の笠鉾 3 基	3	昭和59年6月27日	栃谷地内各収蔵庫
61	市指定 有形民俗	川瀬祭笠鉾・屋台 8 基	8	平成20年3月25日	市内各収蔵庫
62	国指定 史跡	栃本関跡	1	昭和45年11月12日	大滝 1623
63	市指定 史跡	札所 1 番 誦経山四萬部寺	1	昭和40年1月25日	栃谷 418
64	市指定 史跡	札所 2 番 大棚山真福寺	1	昭和40年1月25日	山田 3095
65	市指定 史跡	札所 3 番 岩本山常泉寺	1	昭和40年1月25日	山田 1392

番号	種別	指定名称	員数	指定年月日	所在地
66	市指定 史跡	札所 4 番 高谷山金昌寺	1	昭和40年 1 月25日	山田 1803- 2
67	市指定 史跡	札所 11 番 南石山常楽寺	1	昭和40年 1 月25日	熊木町 43-28
68	市指定 史跡	札所 12 番 仏道山野坂寺	1	昭和40年 1 月25日	野坂町 2 -12-25
69	市指定 史跡	札所 13 番 旗下山慈眼寺	1	昭和40年 1 月25日	東町 26- 7
70	市指定 史跡	札所 14 番 長岳山今宮坊	1	昭和40年 1 月25日	中町 25-12
71	市指定 史跡	札所 15 番 母巢山少林寺	1	昭和40年 1 月25日	番場町 7 -22
72	市指定 史跡	札所 16 番 無量山西光寺	1	昭和40年 1 月25日	中村町 4 - 8 -21
73	市指定 史跡	札所 17 番 実正山定林寺	1	昭和40年 1 月25日	桜木町 21- 3
74	市指定 史跡	札所 18 番 白道山神門寺	1	昭和40年 1 月25日	下宮地町 5 -15
75	市指定 史跡	札所 19 番 飛瀨山龍石寺	1	昭和40年 1 月25日	大畑町 15-31
76	市指定 史跡	札所 20 番 法王山岩之上堂	1	昭和40年 1 月25日	寺尾 2169
77	市指定 史跡	札所 21 番 要光山観音寺	1	昭和40年 1 月25日	寺尾 2352
78	市指定 史跡	札所 22 番 華台山童子堂	1	昭和40年 1 月25日	寺尾 3595
79	市指定 史跡	札所 23 番 松風山音楽寺	1	昭和40年 1 月25日	寺尾 3773
80	市指定 史跡	札所 24 番 光智山法泉寺	1	昭和40年 1 月25日	別所 1586
81	市指定 史跡	札所 25 番 岩谷山久昌寺	1	昭和40年 1 月25日	久那 2287
82	市指定 史跡	札所 26 番 岩井堂（萬松山円融寺）	1	昭和40年 1 月25日	下影森 1450 (348-3)
83	市指定 史跡	札所 27 番 龍河山大淵寺	1	昭和40年 1 月25日	上影森 411
84	市指定 史跡	札所 28 番 石龍山橋立堂	1	昭和40年 1 月25日	上影森 675
85	市指定 史跡	札所 29 番 笹戸山長泉院	1	昭和34年 4 月10日	荒川上田野 557
86	市指定 史跡	札所 30 番 瑞龍山法雲寺	1	昭和34年 4 月10日	荒川白久 432
87	市指定 史跡	札所 33 番 延命山菊水寺	1	昭和45年 9 月24日	下吉田 1104
88	市指定 史跡	高野佐三郎遺跡 付佐三郎遺品一式・道場（明信館本館）	1	昭和40年10月 1 日	中町 21-5
89	市指定 史跡	麻生加番所跡	1	昭和45年11月 3 日	大滝 1316

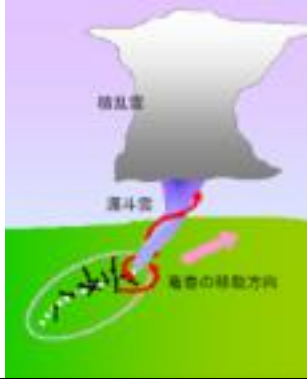

資料 8. 3 突風の種類

【第 2 編 第 2 章 第 6 節 竜巻等の突風対策 (p2-75) 参照】

発達した積乱雲からは、竜巻、ダウンバースト、ガストフロントといった、激しい突風をもたらす現象が発生します。

主な突風の種類は以下のとおりです。この他に晴れた日の日中などに地表付近で温められた空気が上昇することにより発生する「じん旋風」などがあります。

なお、竜巻発生確度ナウキャストや竜巻注意情報では、「激しい突風」をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っていますが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれています。

突風の種類		特徴
竜巻		積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴います。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中しますが、数十キロメートルに達したこともあります。
ダウンバースト		積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れです。吹き出しの広がりには数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴があります。
ガストフロント		積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生します。水平の広がりには竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもあります。

資料) 気象庁HP「竜巻などの激しい突風とは」

資料 8. 4 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

【第3編 第1章 第4節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 (p3-120) 参照】

第1 計画の位置付け

1 策定の趣旨

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の167市町村が強化地域に指定された、平成24年4月1日現在、強化地域は1都7県157市町村となっている。

県の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度と予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部を中心に、かなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

本市においても、少なからず影響を受けることが想定されるため、市防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、この対応措置計画を定めるものとする。

2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、住民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- 発災後の対策は、市地域防災計画（災害応急対策編）により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて市地域防災計画（災害予防計画編）により対処する。
- 市域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

（1）警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

(2) 予想震度

本市及び県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とする。

4 東海地震に関する情報

気象庁は、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、次のとおり発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

■東海地震に関連する情報

区分		発表基準等
東海地震予知情報 [カラーレベル赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する 調査情報 [カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、東海地震に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合
警戒宣言		内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制を取るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

1 目標

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

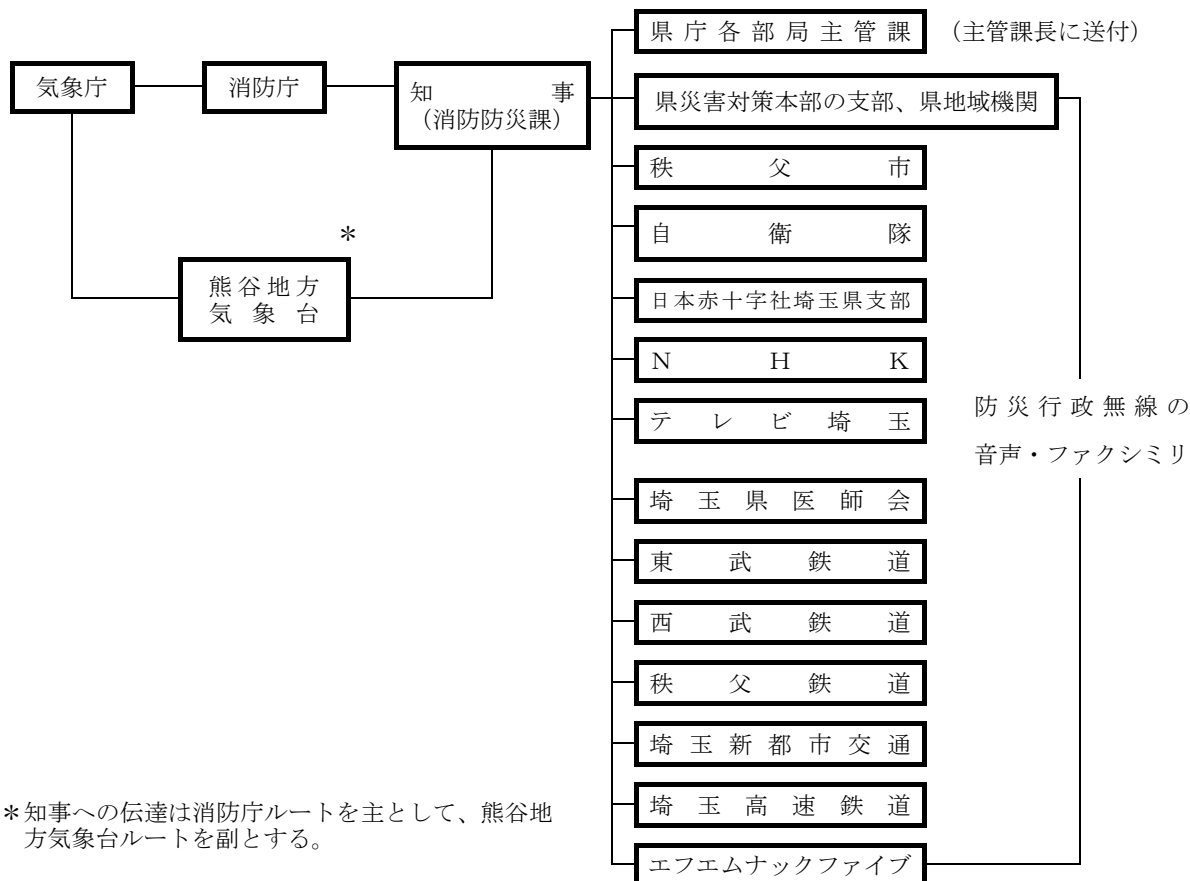
2 東海地震注意情報の伝達

(1) 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

市は、県から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくも

のとする。



*知事への伝達は消防庁ルートをもととして、熊谷地方気象台ルートも併用する。

(2) 伝達体制

市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

(3) 伝達事項

- 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- その他必要と認める事項

3 活動体制の準備等

市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

東海地震注意情報発表時における災害対策本部の配備体制は緊急体制とし、災害対策本部が設置されるまでの間、総務部情報政策課が関係機関の協力を得ながら次の事項を行う。

- 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- 防災関係機関等との連絡調整
- 社会的混乱防止のため必要な措置

第3 警戒宣言に伴う措置

1 目標

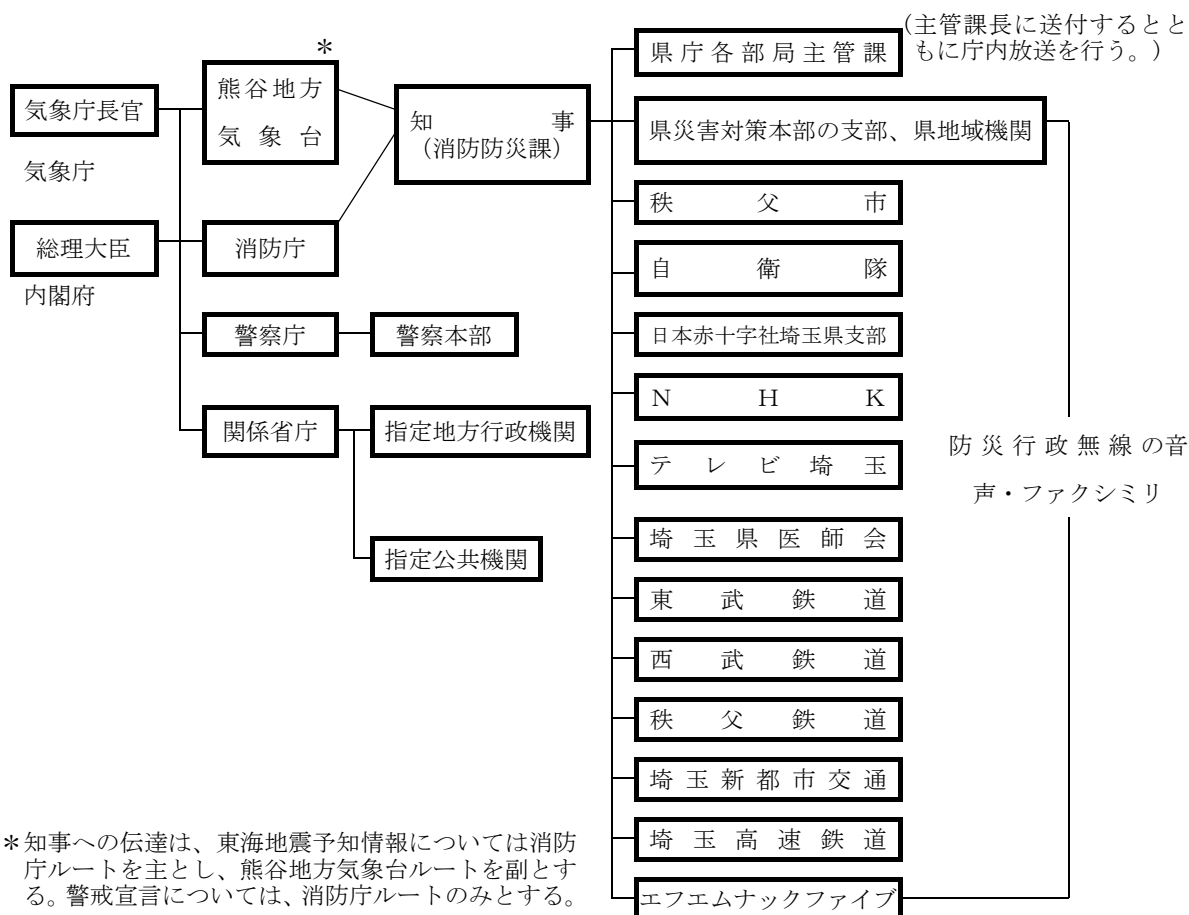
東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これをうけて、警戒宣言等の対応がとられる。本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間において、とるべき措置について定める。

2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

(1) 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

市は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



(2) 伝達体制

市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

一般市民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。

(3) 伝達事項

- 警戒宣言通知文
- 東海地震予知情報に関する情報文
- 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- その他必要と認める事項

3 活動体制

東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、非常体制をとる。

災害対策本部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに市防災計画（震災対策編）に沿って応急対策ができるように準備するものとする。

秩父広域市町村圏組合水道局及び市は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保継続するため、次の措置を講ずるものとする。

- 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。
- 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。
- 応急復旧体制の準備を行うものとする。

《様式集》

様式1 緊急通行車両関係様式

【第2編 第1章 第2節 緊急対応活動のための準備 (p2-28) 参照】

(1) 緊急通行車両等確認申請書

緊急通行車両等確認申請書

年 月 日	
緊急通行車両等確認申請書	
埼玉県公安委員会 殿	
申請者 住所氏名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所
	氏名
運行日時	
運行経路	出発地
	目的地
備考	

【標章】



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(2) 緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
		埼玉県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(3) 緊急通行車両等事前届出書

災害応急対策用		緊急通行車両等事前届出書		年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿		申請者 機関等の所在地（住所） 機関等の名称 氏 名 電 話 ()		印	
		【担当係 氏名】			
番号標に表示されている番号					
輸送人員（定員）又は品名					
車両の所有者	住 所				
	氏 名				
業務の内容	1 救助救護 2 応急避難 3 捜 索	4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検	7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究	10 飲食料 11 医療医薬 12 混乱防止 ()	13 広報啓発 14 その他
出発地					
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。					

(4) 緊急通行車両等事前届出済証

災害応急対策用	第	号
緊急通行車両等事前届出済証		
左のとおり事前届出を受けたことを証する。		
	年	月 日
埼玉県公安委員会		印
<p>(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察署、災害のために設置された検問所等に提出して、緊急通行車両等の確認の所要の手続きを受けてください。</p> <p>2 本届出済証を亡失し、滅却し、汚損し、破損した場合は、警察署に届出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両等として要件がなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両等として使用する必要がなくなったとき。</p>		

様式 2 発生速報

【第3編 第1章 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-41) 参照】

【第3編 第2章 第3節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-168, 170) 参照】

発 生 速 報

秩父市

月	日	時	分	受付	受付者	(所属)	(氏名)	
1	被害発生	月	日	時	分	ごろ		
		(発信者氏名)		(発信者連絡先)				
2	被害場所	(付近の電柱番号:)						
3	被害程度	<input type="checkbox"/> 建物 (<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊) <input type="checkbox"/> 道路 (<input type="checkbox"/> 車両通行不可 <input type="checkbox"/> 徒歩通行不可) <input type="checkbox"/> 橋梁 (<input type="checkbox"/> 車両通行不可 <input type="checkbox"/> 徒歩通行不可) <input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 人的被害 (有 無) <input type="checkbox"/> 火災発生 (有 無) <input type="checkbox"/> 110番・119番通報 (有 無)			
4	対応状況 (初報)	写真 (有 無)						
							<input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応完了	

報告	時間	対 応 状 況	処理者
初報	:	【災害対策本部使用欄】 (処理作業) <input type="checkbox"/> 災オペ <input type="checkbox"/> 記者発表・HP <input type="checkbox"/> ホワイトボード・白地図 (対応指示) <input type="checkbox"/> 政策 <input type="checkbox"/> 総務 <input type="checkbox"/> 財務 <input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 保医 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 産観 <input type="checkbox"/> 農林 <input type="checkbox"/> 地整 <input type="checkbox"/> 吉田 <input type="checkbox"/> 大滝 <input type="checkbox"/> 荒川 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 会計 <input type="checkbox"/> 教委 <input type="checkbox"/> 議会 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 農委	
第2報 (続報)	:	写真 (有 無)	<input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応完了
	:	【災害対策本部使用欄】 (処理作業) <input type="checkbox"/> 災オペ <input type="checkbox"/> 記者発表・HP <input type="checkbox"/> ホワイトボード・白地図 (対応指示) <input type="checkbox"/> 政策 <input type="checkbox"/> 総務 <input type="checkbox"/> 財務 <input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 保医 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 産観 <input type="checkbox"/> 農林 <input type="checkbox"/> 地整 <input type="checkbox"/> 吉田 <input type="checkbox"/> 大滝 <input type="checkbox"/> 荒川 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 会計 <input type="checkbox"/> 教委 <input type="checkbox"/> 議会 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 農委	
第3報 (続報)	:	写真 (有 無)	<input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応完了
	:	【災害対策本部使用欄】 (処理作業) <input type="checkbox"/> 災オペ <input type="checkbox"/> 記者発表・HP <input type="checkbox"/> ホワイトボード・白地図 (対応指示) <input type="checkbox"/> 政策 <input type="checkbox"/> 総務 <input type="checkbox"/> 財務 <input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 保医 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 産観 <input type="checkbox"/> 農林 <input type="checkbox"/> 地整 <input type="checkbox"/> 吉田 <input type="checkbox"/> 大滝 <input type="checkbox"/> 荒川 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 会計 <input type="checkbox"/> 教委 <input type="checkbox"/> 議会 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 農委	

様式3 経過速報

【第3編 第1章 第2節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-42) 参照】

【第3編 第2章 第3節 初動対応期の災害応急対策活動 (p3-168, 170) 参照】

経 過 速 報

秩父市

			発信者				受信者					
災害の種別			発生地域									
被害報告			月		日		時		分現在			
報告区分			発生				経過					
区			分		被		害		区			
分			被		害		区		分			
被			害		区		分		被			
害			区		分		被		害			
人的被害	死者		人			田畑被害	流失・埋没		ha	流失	埋没	
	行方不明者		人				冠水		ha			
	負傷者	重傷	人				流失・埋没		ha	流失	埋没	
		軽傷	人				冠水		ha			
住家被害	全壊	(焼)	棟			道路被害	決壊		箇所			
			世帯				冠水		箇所			
		(流失)	人				文教施設		箇所			
	半壊	(焼)	棟				病院		箇所			
			世帯				橋りょう		箇所			
			人				河川		箇所			
	一部破損		棟				砂防		箇所			
			世帯				清掃施設		箇所			
			人				崖くずれ		箇所			
	床上浸水		棟				鉄道不通		箇所			
			世帯				被害船舶		隻			
			人				水道		戸			
			棟				電話		回線			
	床下浸水		世帯				電気		戸			
		人			ガス		戸					
		棟			ブロック塀等		箇所					
		世帯			り		災害世帯	世帯				
非住家被害	公共建物	全壊	棟			り		災害者数	人			
		半壊	棟									
	その他	全壊	棟			火災発生		建物		棟		
		半壊	棟					危険物		件		
							その他		件			
災害に対してとられた措置												
(1) 災害対策本部設置の状況 _____日 _____時 _____分設置												
(2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況												
(3) 応急要請又は職員派遣の状況												
(4) 災害救助法適用の状況												
(5) 避難指示の状況 _____市町村数 _____地区数 _____人員 _____人												
(6) 消防機関の活動状況												
ア 出動人員 消防職員 _____名												
消防団員 _____名												
計 _____名												
イ 主な活動内容(使用した機材を含む。)												

様式4 被害状況調

【第3編 第1章 第3節 救援期の災害応急対策活動 (p3-92) 参照】

被害状況調

秩父市

	発信者		受信者	
災害の種別	発生地域			
被害日時	月	日	時	分
報告区分	第	報	確定	

区 分		被 害		区 分		被 害				
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没	ha	流失	埋没	
	行方不明者	人				冠水	ha			
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没	ha	流失	埋没
		軽傷	人				冠水	ha		
住家被害	全壊	棟		その他被害	道路	決壊	箇所			
		(焼)	世帯			被害	冠水	箇所		
		(流失)	人			文教施設	箇所			
	半壊	棟			病院	箇所				
		(焼)	世帯			橋りょう	箇所			
			人			河川	箇所			
	一部破損	棟			砂防	箇所				
			世帯			清掃施設	箇所			
			人			崖くずれ	箇所			
	床上浸水	棟			鉄道不通	箇所				
			世帯			被害船舶	隻			
			人			水道(断水)	世帯			
	床下浸水	棟			電話(不通)	世帯				
			世帯			電気(停電)	世帯			
				ガス(停止)	世帯					
		人		ブロック塀等	箇所					
非住家被害	公共建物	全壊	棟		罹災世帯数	世帯				
		半壊	棟		罹災者数	人				
	その他	全壊	棟		火災発生	建物	件			
		半壊	棟			危険物	件			
				その他		件				

区 分		被 害		市 災 害 対 策 本 部	秩父市災害対策本部		
公立文教施設	千円				名称		
農林水産業施設	千円				設置	月	日 時
公共土木施設	千円				解散	月	日 時
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村		団体		災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名			
そ の 他	農 産 被 害	千円					
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
				災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名			
	そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額		千円			消防団員出動延人数	人	
備 考	1 災害発生場所						
	2 災害発生年月日						
	3 災害の種類概況						
	4 消防機関の活動状況						
	5 その他（避難の指示の状況）						

様式5 罹災証明書

【第4編 第1章 第2節 被災者の生活再建等の支援（p4-6）参照】

(整理番号)

罹災証明書

本一

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯員構成	氏名	続柄	年齢	人的被害者はその種類等 (死亡・行方不明・重傷・軽傷)
		世帯主		
罹災原因	令和 年 月 日の による			
被災住家 [※] の 所在地				
住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)			
被害区分	<住家について> <input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 借家 <準半壊に至らない(一部損壊)について> <input type="checkbox"/> 10%未満 <input type="checkbox"/> 10%未満(床下のみ)			
<small>※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)</small>				
住家以外の被害	<input type="checkbox"/> その他の物的被害 (被害の内容)			

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

秩父市長

(余白)